

ひろしま子供の未来みんなで応援プラン

令和7（2025）年3月

広島県

目次

序章 策定に当たって

1	策定の趣旨	2
2	プランの位置付け	3
3	プランの計画期間	4
4	プランの対象	4
5	プラン策定の考え方	4
6	子供・若者の意見の尊重	5
7	社会全体でのプランの推進	5
8	プランのマネジメント	5
9	プランの構成	6

第一章 総論

1	特に考慮が必要な社会情勢等の変化	
	(1) 本県を取り巻く現状	7
	(2) 子供と子育て家庭を取り巻く現状	10
	(3) 特に支援が必要な子供たちの現状	17
	(4) 子供の生活実態調査により把握した現状	21
2	特に注力する分野等	26
3	将来にわたって目指す社会像と目指す姿	28
4	モニタリング指標	29

第二章 施策の柱と取組の方向

◆	プランの施策体系	30
領域Ⅰ	子供たちの資質・能力の育成	31
柱1	乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	32
柱2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	35
領域Ⅱ	安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり	48
柱1	就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備	49
柱2	妊娠期からの見守り・支援の充実	56
柱3	子供の悩みに対する支援・居場所の充実	63
柱4	多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	75
柱5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	82
領域Ⅲ	配慮が必要な子供たちとその家族への支援	94
柱1	児童虐待防止対策の充実	95
柱2	社会的養育の充実・強化	101
柱3	ひとり親家庭の自立支援の推進	108
柱4	障害のある子供等への支援	114

資料編

◆	プランに位置づける計画等	123
1	指標一覧	157
2	プラン策定に係る検討経緯	183
3	用語解説	186

▶ 用語解説について

序章、第一章、第二章の文章中、右肩に「*」印を付した用語等については、解説を資料編の186～196ページに掲載しています。(一部「*」印を付していない用語等についても、解説を掲載しています。)

1 策定の趣旨

全国的に人口減少や少子高齢化が進む一方で、グローバル化やデジタルイノベーション*の急速な進展等により、日本の産業構造や就業構造、経済社会システムは大きな変革の時期を迎え、先を見通すことが難しい時代となる中、次代を担う子供・若者一人一人が、生まれ育った環境に関わらず、将来に夢や希望を持ち、それを実現するために必要な資質・能力を育成していくことが重要となっています。

とりわけ乳幼児期*は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、乳幼児期の教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となるほか、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態に影響を及ぼすことから、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中でも、子育て家庭が悩みや不安を抱えて孤立したり、子供たちが虐待や貧困などのリスク環境に取り残されたりすることのないよう、社会全体で見守り、支援していく必要があります。

このため本県では、令和2（2020）年に、本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画として「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定し、乳幼児期からの質の高い幼児教育・保育や、すべての子育て家庭に妊娠期から寄り添う「ひろしまネウボラ*」の構築などによる子育ての安心感の醸成、児童虐待防止対策等、子供たちを社会全体で育てていくための様々な施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、令和2（2020）年度から始まったコロナ禍の影響もあり、経済的な不安定さや子育てへの不安・負担、児童虐待、ひきこもり等、子供・若者を取り巻く課題は、複雑かつ複合化しています。こうした状況は、若い世代や子育て家庭の子供を持ちたいという希望にも負の影響を及ぼし、令和4（2022）年には出生数が80万人を下回るなど、平成29（2017）年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（中位）の予測を8年も前倒すスピードで、出生数の低下が進んでいます。

こうした事態を重く受け止めた国は、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月にこども基本法を制定し、令和5（2023）年12月には、従来は別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱*」を策定しました。

本県においても、今回新たに策定する「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」においては、こどもまんなか*の視点を持って、子供・子育て家庭への支援に包括的に取り組むとともに、新たに少子化対策や青年期の若者への支援の観点を加えることとしました。

結婚や妊娠・出産、子供の乳幼児期から学童期・思春期・青年期と続くライフステージに応じた子供や子育て家庭への支援を通して、子育てへの安心感を醸成していくことは、次の子供を持ちたいという希望にもつながることから、地域社会の活力を維持していくためにも、社会全体で課題意識を共有しながら、このプランに掲げる施策を包括的に推進していく必要があります。

明日の広島県を担う子供や若者が、成育環境の違いに関わらず、夢や希望を持って、未来を切り拓いていけるよう、また、子供を持ちたいと希望する人が、安心して子供を持ち、子育てができるよう、このプランの目指す姿の実現に向けて取組を進めてまいります。

2 プランの位置付け

(1) 法的位置付け

このプランは、こども基本法に基づき都道府県が定めるよう努めるものとされている「都道府県こども計画*」であり、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画*」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画*（計画期間 10 年）」の前期計画としても位置付けます。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく基本的な方針を踏まえた「成育医療等に関する計画」としても位置付けます。

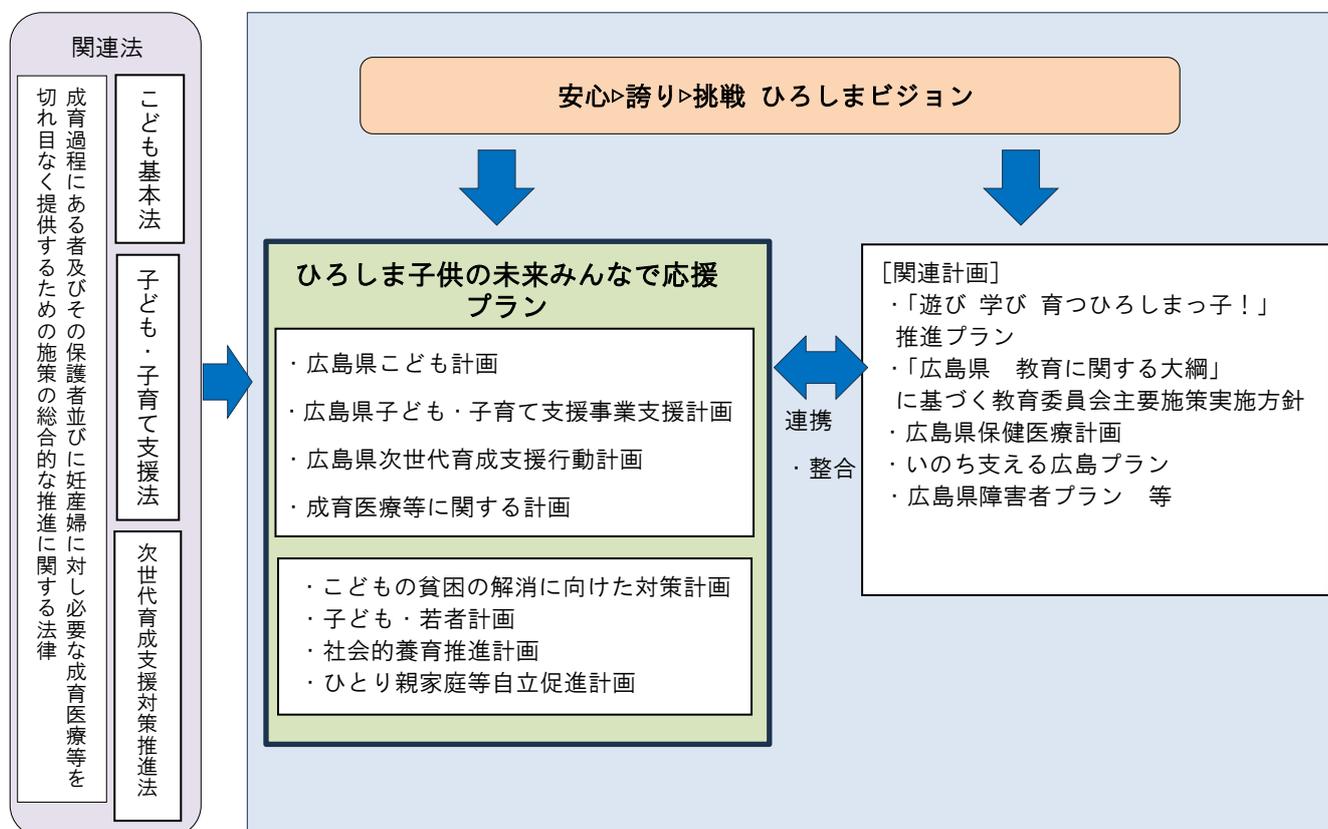
さらに、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容も盛り込み、それぞれの計画としても位置付けます。

(2) 他計画との関係

このプランは、本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における子供・子育てに係る分野別計画です。

また、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*、「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針、「広島県保健医療計画」、「いのち支える広島プラン」、「広島県障害者プラン」等の関連する計画との整合を図り、本県の子供・子育て施策全体の調和を保って推進します。

なお、本プランと各計画の期間の違いにより、本プラン策定時に、計画期間の終期（令和 11（2029）年度）までの目標設定ができない場合がありますが、その場合は、関連計画の改定時に設定される新たな目標を、本プランの目標として扱うこととします。



3 プランの計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

4 プランの対象

妊娠期からおおむね30歳未満のすべての子供・若者と子育て家庭及び子供・若者を取り巻く社会のすべての構成員

※ 子供、児童や若者の定義は法律や事業によって異なる場合がありますが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、子供が若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「おおむね30歳未満」を目安としています。

5 プラン策定の考え方

プラン策定に当たっては、旧プランを構成する施策のKPI（主要成果指標）の実績点検や目指す姿と現状のギャップ、さらに、各種調査結果や今後予想される社会情勢等の変化、令和5（2023）年12月に策定されたこども大綱*のほか、令和5（2023）年度に実施した子供の生活に関する実態調査や高校生等へのアンケート調査により把握した子供の意見も踏まえ、庁内の横断的組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」で議論を重ね、新たな施策体系、目指す姿や取組の方向などに反映しました。

〈 特に考慮が必要な社会情勢等の変化 〉

- ① 人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展
- ② 共働き世帯の増加などライフスタイルの多様化
- ③ 感染症、自然環境等による生活習慣等の変化
- ④ 児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加、ヤングケアラー等、子供・若者を取り巻く課題の複雑化・複合化、格差拡大の懸念
- ⑤ SNS*の普及、インターネット利用の低年齢化や生成AI*等のデジタル技術の進展

6 子供・若者の意見の尊重

子供施策の推進に当たっては、子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子供や若者・子育て当事者とも一緒に進めていくことが必要です。

このため、子供・若者が自らの権利について学び、自らが権利の主体であることを理解できるよう、子供の権利に関する普及啓発を図るとともに、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について広く社会全体に周知し、こどもまんなか*の意識の浸透を図る必要があります。

また、こども基本法では、子供施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられており、子供や若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べる場・機会の提供や、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するとともに、広く社会全体で、子供や若者の主体的な社会参画を後押しすることが求められます。

7 社会全体でのプランの推進

子供は社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来、社会への活力を維持し成長を続けるための担い手の育成となるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このプランを着実に推進していくためには、子供・若者自身をはじめ、子育て当事者、子育てを終えた人、子供を持たない人、県や市町、地域、子供の育ちに関わる者、企業等、県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めることが不可欠となっています。

8 プランのマネジメント

このプランは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画として、施策ごとに「取組の方向」とKPI（主要成果指標）を定め、PDCAサイクル*（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））によるマネジメントを一層強化していきます。

プランの進捗については、KPI（主要成果指標）や参考指標の達成状況等に基づき、外部有識者等で構成する広島県子ども・子育て審議会において、毎年度、点検・評価を受け、庁内の横断的組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」を活用して、関係部局が共通の課題認識や目的意識を持ち、必要な改善を図りながら、全庁一丸となって施策の推進に取り組みます。

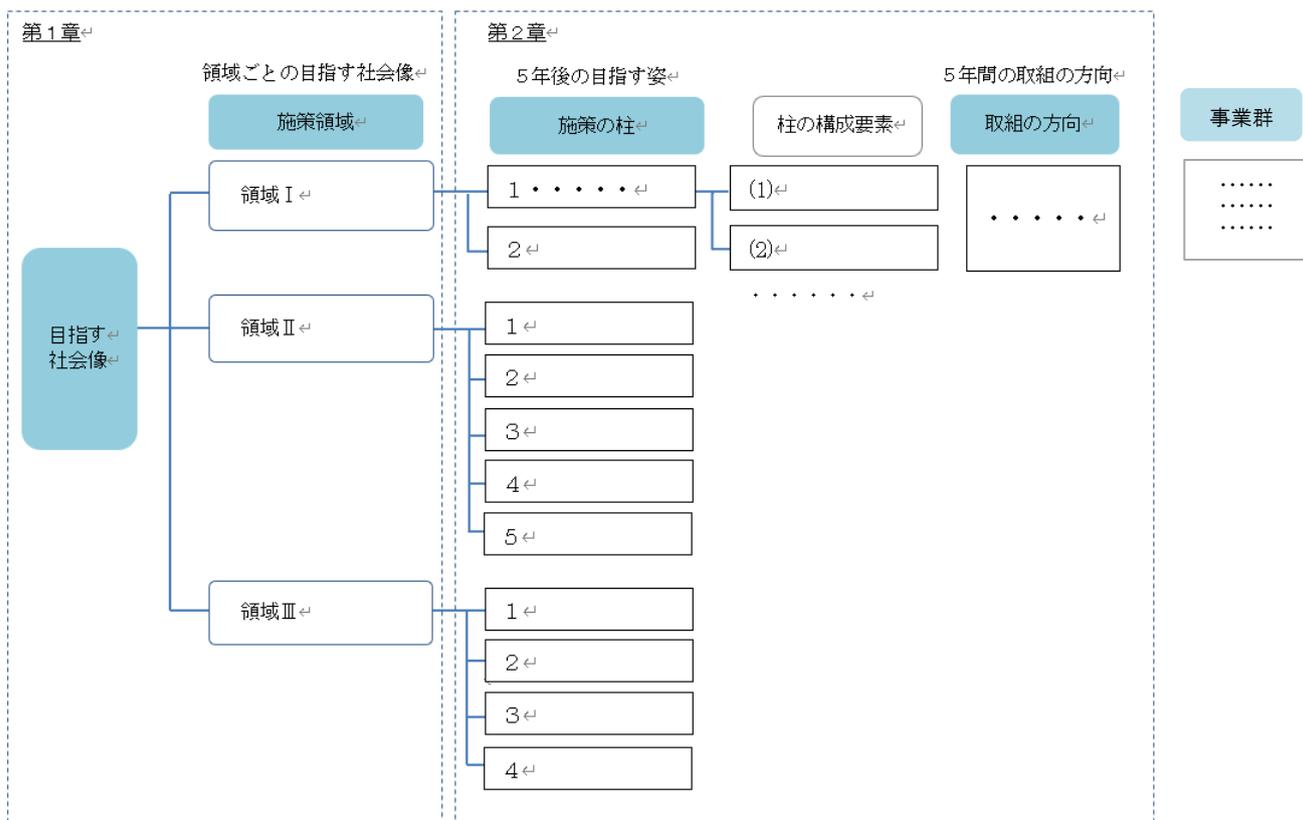
9 プランの構成

本書は、第一章「総論」、第二章「施策の柱と取組の方向」及び「資料編」で構成します。

第一章「総論」には、将来にわたって目指す社会像と、3つの施策領域ごとの目指す社会像、第二章「施策の柱と取組の方向」では、施策の柱ごとに、プランの計画期間である5年間で目指す姿やその実現のための取組の方向を記載しています。

また、「資料編」では、このプランに位置付ける、こどもの貧困の解消に向けた対策計画、子ども・若者計画、社会的養育推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画の内容、教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）を掲載しています。

【構成イメージ】



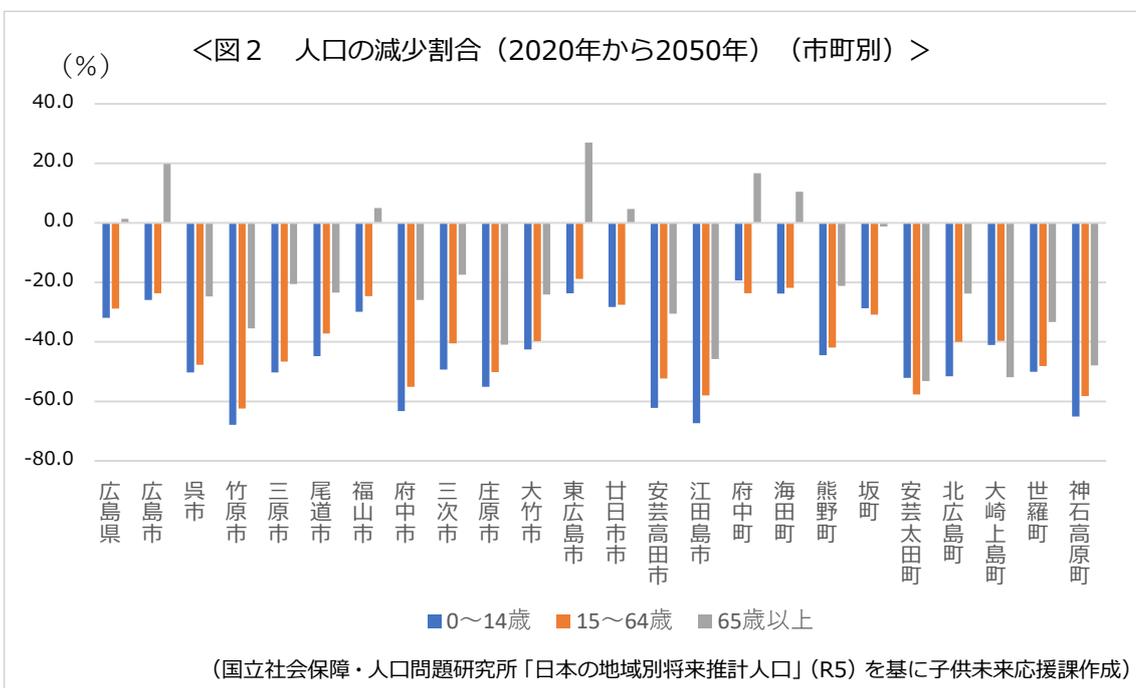
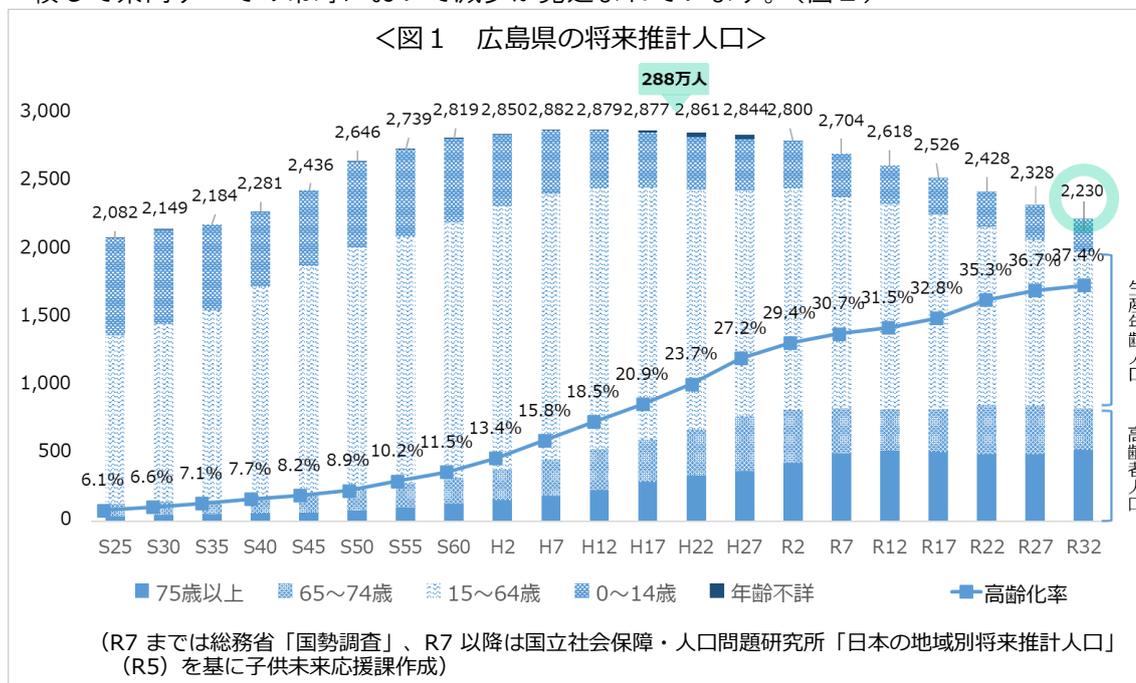
第一章 総論

1 特に考慮が必要な社会情勢等の変化

(1) 本県を取り巻く現状

(ア) 将来人口の推計

- 本県の人口は、平成 10(1998)年の 288 万人をピークに減少しており、令和 32(2050)年にはピーク時から約 65 万人減(△22.6%)の 223 万人になると推計されています。(図 1)
- 生産年齢人口は、令和 2(2020)年～令和 32(2050)年の 30 年間で約 47 万人減少が見込まれ、高齢者人口は、令和 22(2040)年にピークを迎えるまで緩やかに増加し、その後減少(R2～R22の 20 年間で約 3.5 万人増加、R22～R32の 10 年間で約 2.4 万人減少)することが予想されています。(図 1)
- 0～14 歳、15～64 歳の令和 32(2050)年の推計人口は、令和 2(2020)年の人口と比較して県内すべての市町において減少が見込まれています。(図 2)



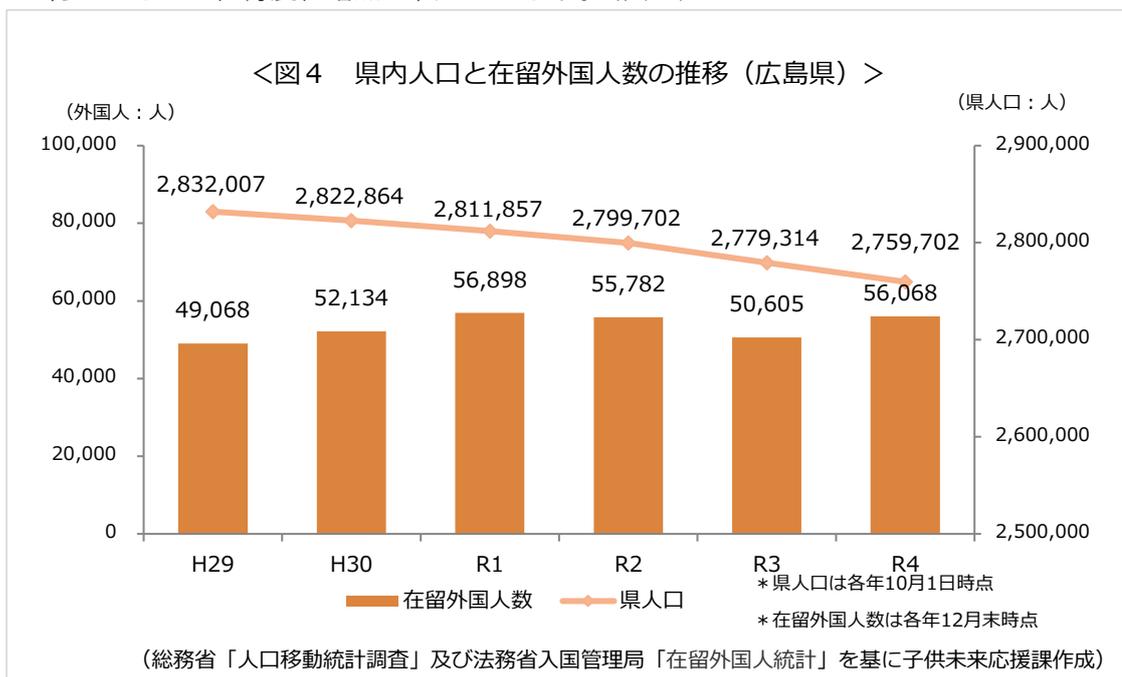
(イ) 出生数及び合計特殊出生率*の推移

- 令和5（2023）年の出生数は16,682人で、ピーク時の昭和48（1973）年の出生数（約5.1万人）の約33%となっています。（図3）
- 合計特殊出生率は、全国値を上回る水準を維持していますが、令和5（2023）年は、これまで最も低かった平成16（2004）年と同じく1.33となり、少子化に歯止めがかけられていません。（図3）



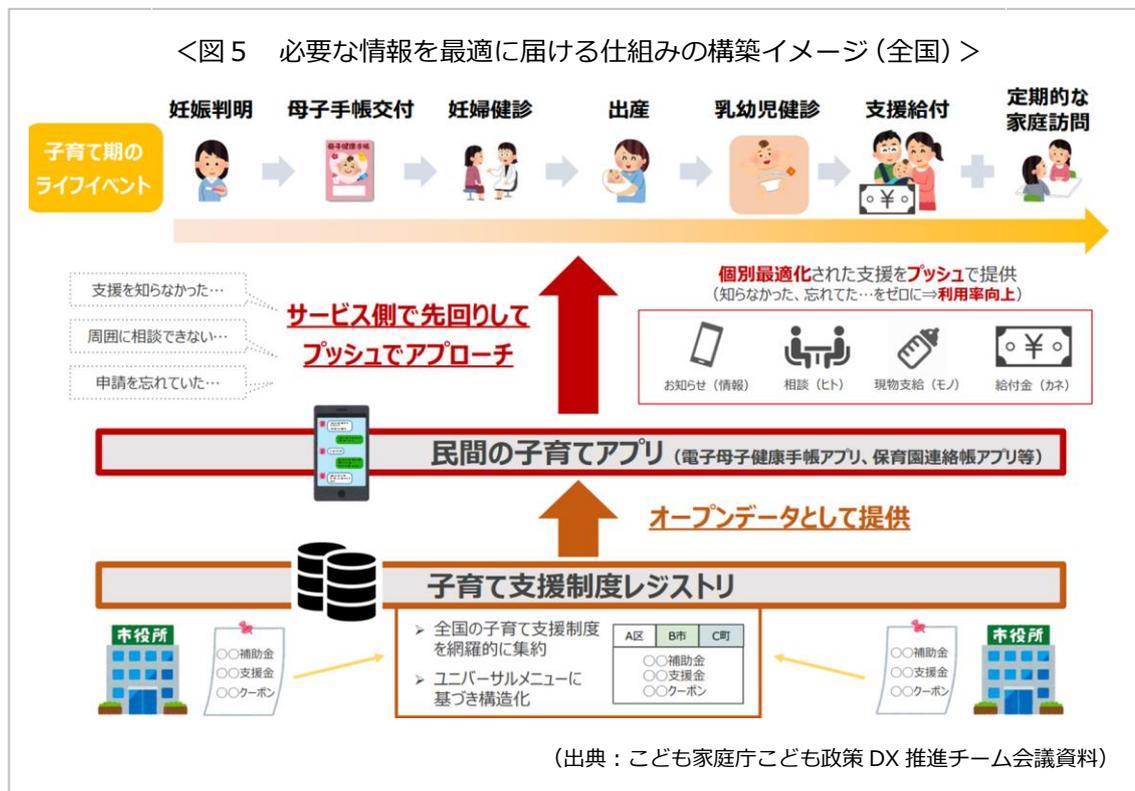
(ウ) 在留外国人数の推移

- 県内人口は減少する一方、県内に在留する外国人は、令和2（2020）年から令和3（2021）年には新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少しましたが、令和4（2022）年は約5.6万人と、再度、増加に転じています。（図4）



(エ) こども政策DX*の推進

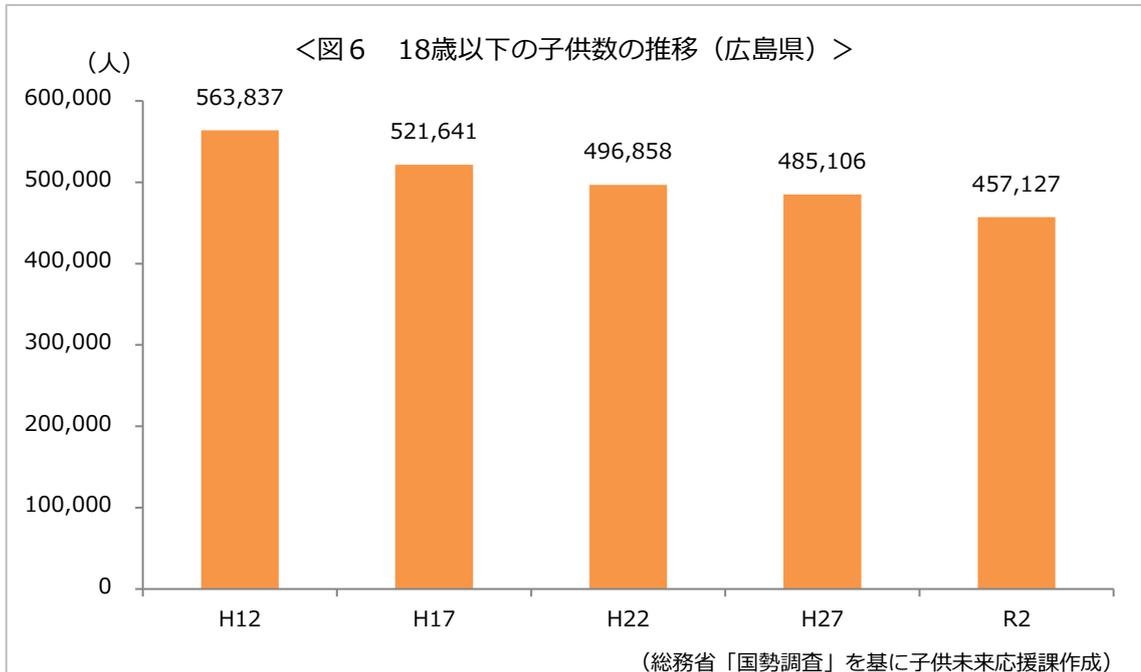
- こどもまんなか*社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、便利なものにしていくことができるよう、PMH (Public Medical Hub) を活用した母子保健情報の連携促進等の母子保健DXの推進や、プッシュ型子育て支援の実現に向けた仕組みの構築が進められています。(図5)



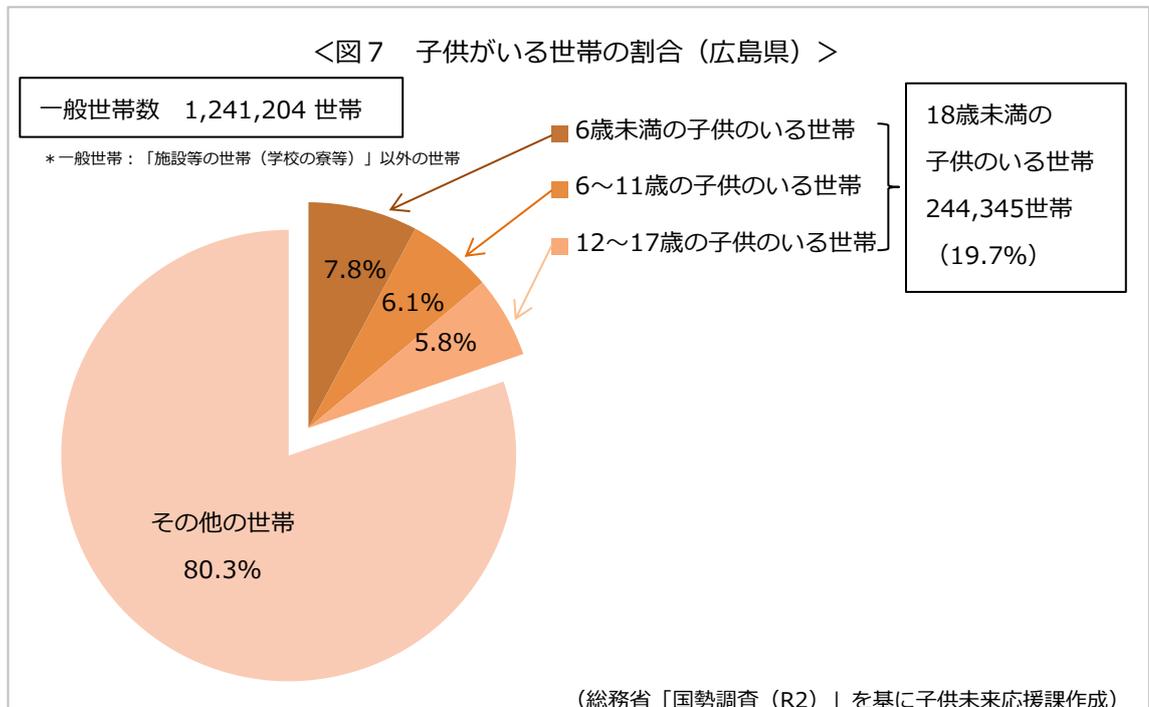
(2) 子供と子育て家庭を取り巻く現状

(ア) 子供と子供のいる世帯数の推移

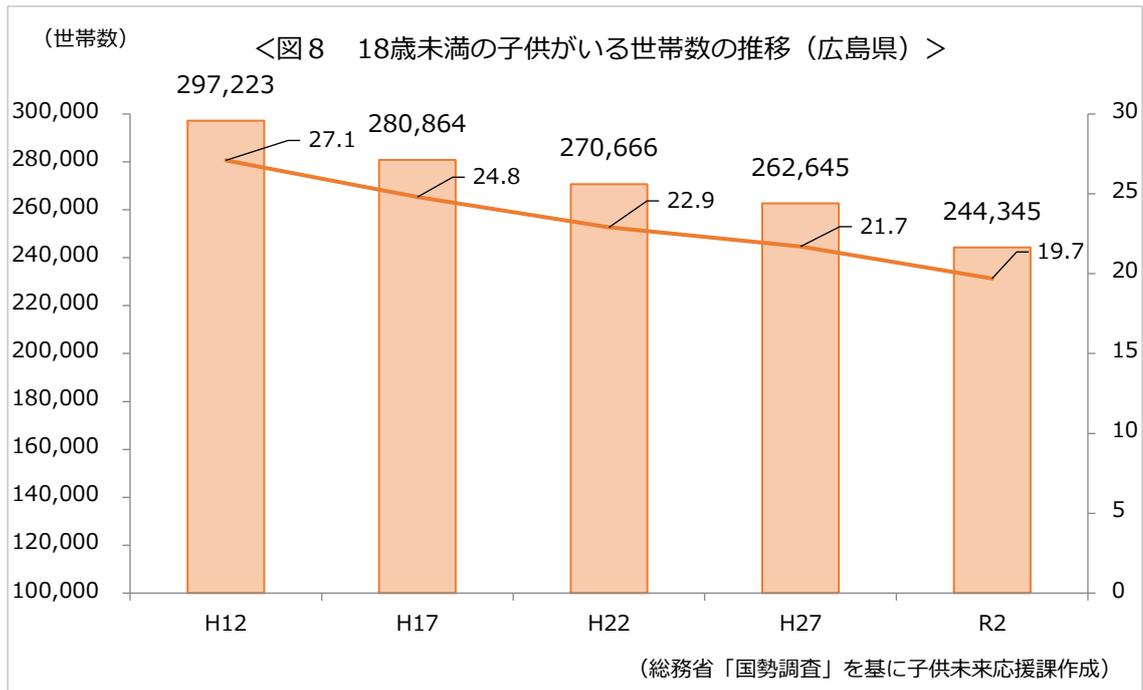
- 令和2（2020）年現在、県内には約45.7万人の子供（18歳以下）がいますが、その数は減少傾向にあり、平成12（2000）年と比べると、約10.7万人減少しています。（図6）



- 令和2（2020）年現在の県内の一般世帯数は約124万世帯であり、そのうち18歳未満の子供のいる世帯は約24万世帯となっており、全体の5分の1以下となっています。（図7）

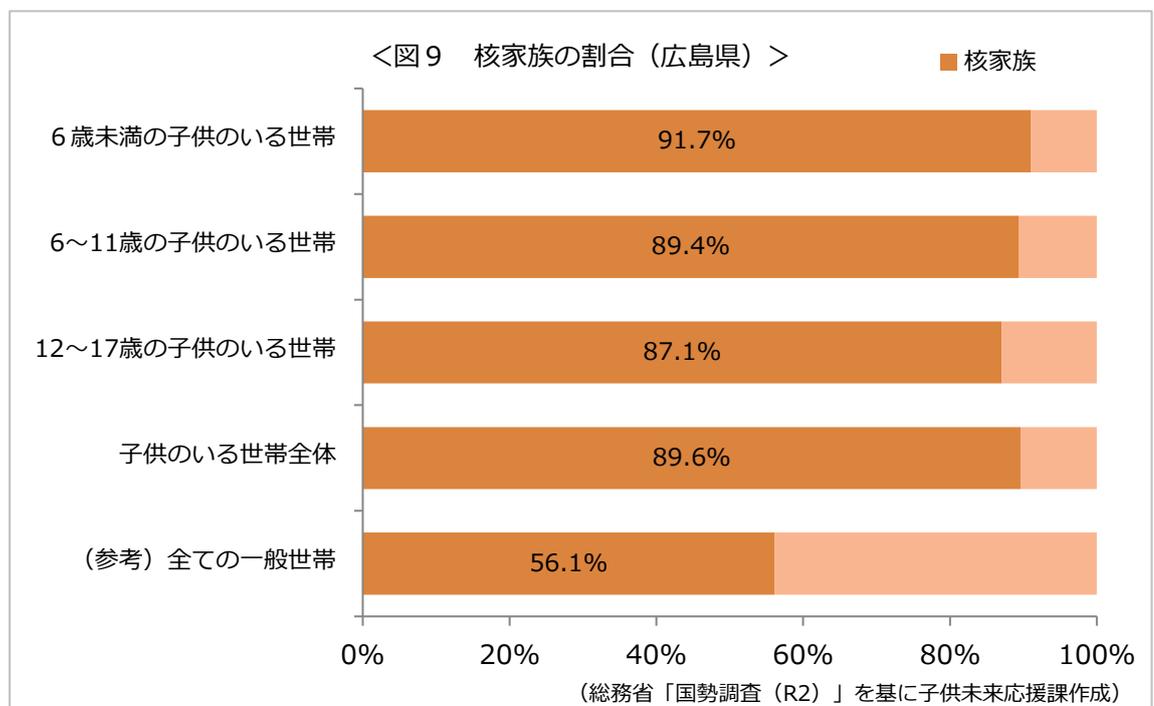


- 18歳未満の子供のいる世帯数及び割合は、平成12(2000)年以降についてみると、年々減少傾向にあります。(図8)

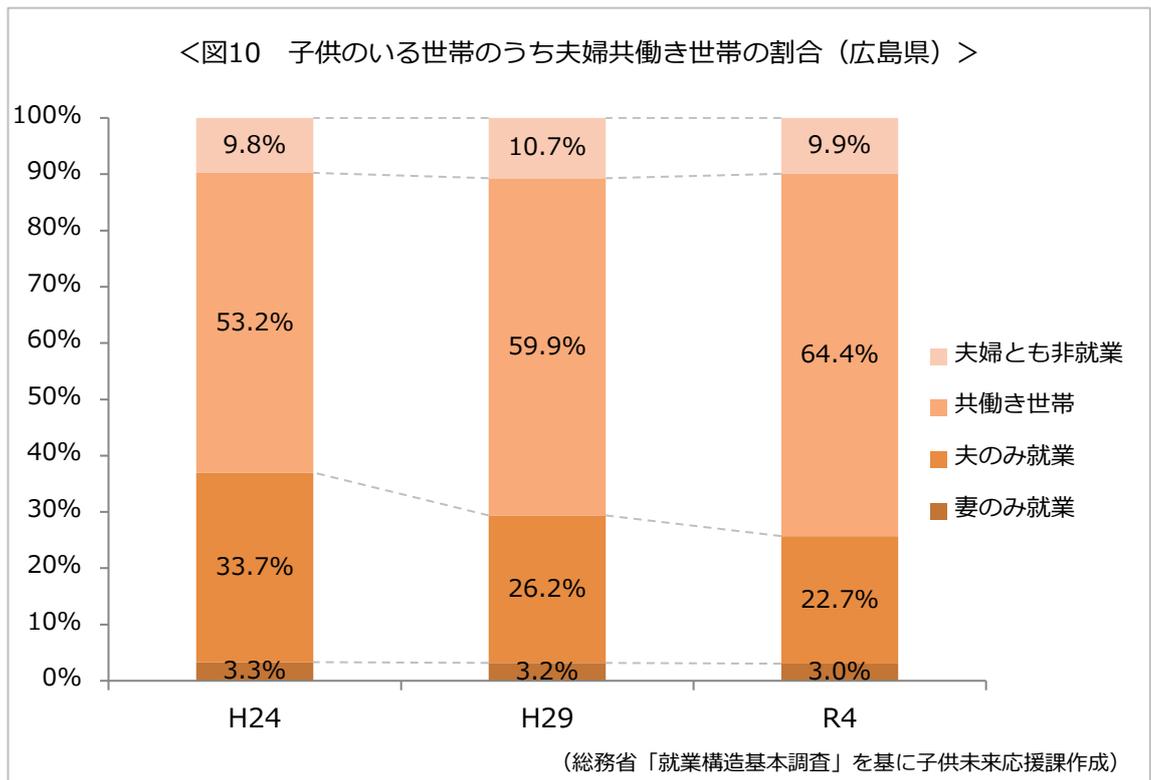


(イ) 家族形態の多様化

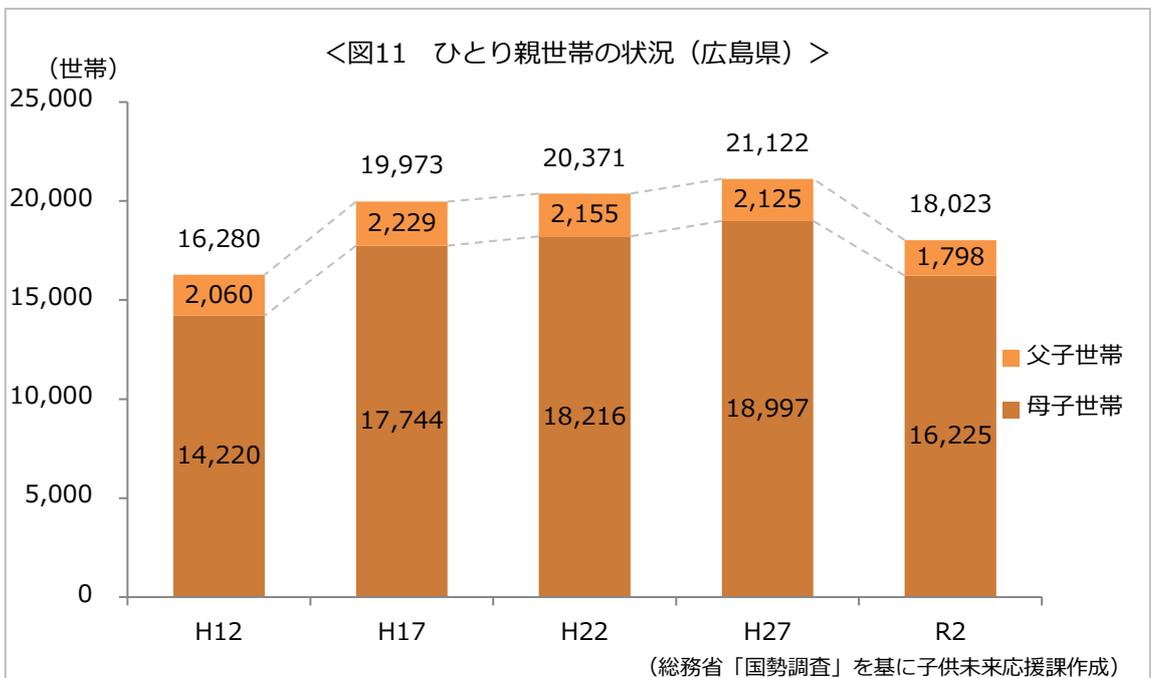
- 子供のいる世帯のうち、約9割が核家族となっています。(図9)
- 「子供のいる世帯全体」での核家族の割合(89.6%)は、平成27(2015)年国勢調査時(87.1%)より増加しています。(図9)



- 子供のいる世帯(※子供の年齢不問)のうち、夫婦共働きの世帯の割合が、平成24(2012)年の53.2%に対し、令和4(2022)年では64.4%と11.2ポイント増加しています。(図10)

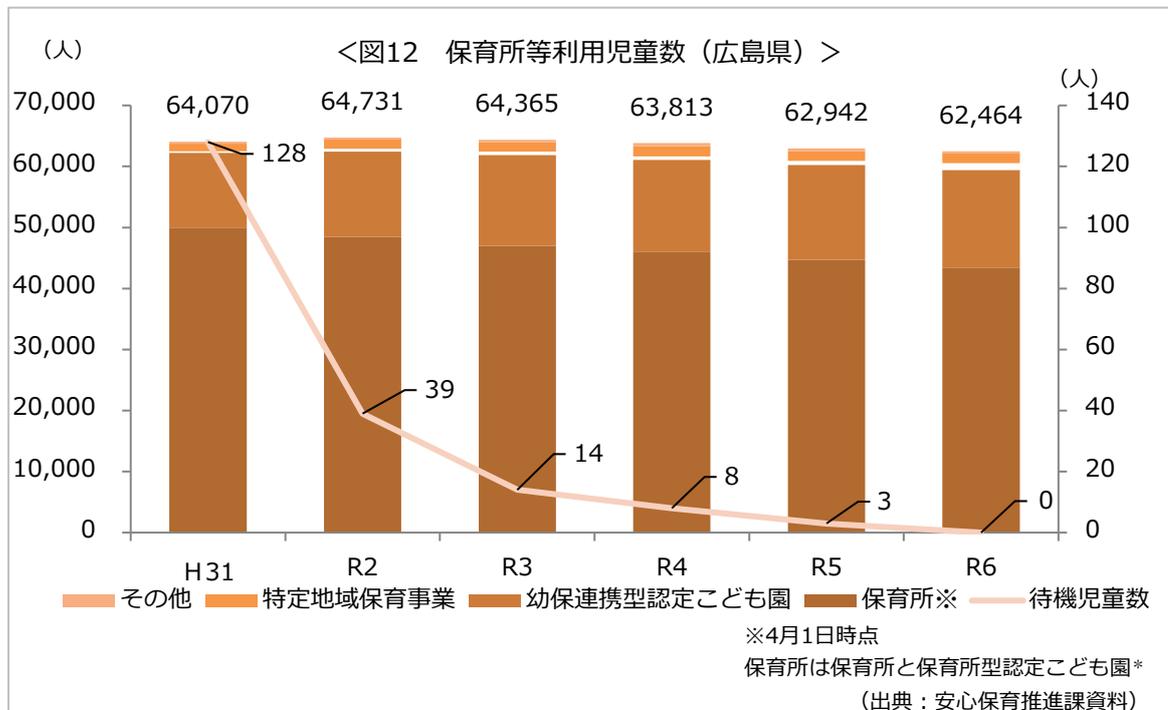


- ひとり親世帯数は平成27(2015)年より減少し、令和2(2020)年では約18,000世帯となっています。(図11)



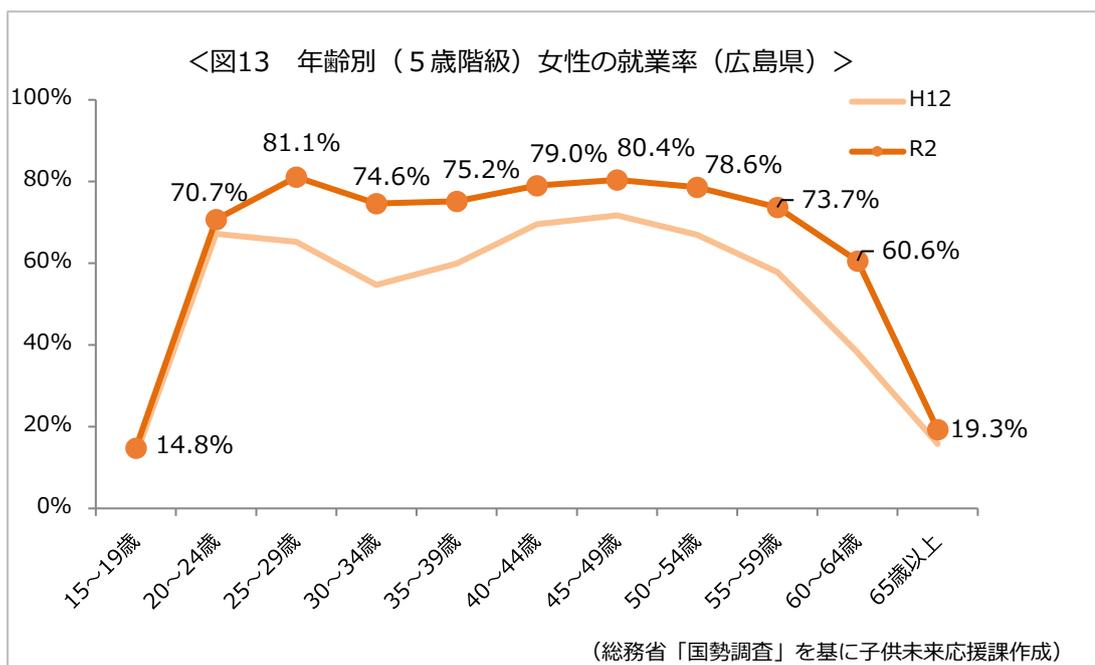
(ウ) 保育所等利用児童数の推移

- 本県の保育所等の利用児童数は、令和2（2020）年度をピークに減少傾向にあり、令和6（2024）年度は62,464人です。（図12）
- 一方で、待機児童*数は減少しており、令和6（2024）年度は0人です。（図12）
- 利用児童数は減少していますが、女性就業率の上昇傾向等の保育ニーズへの影響を注視していく必要があります。



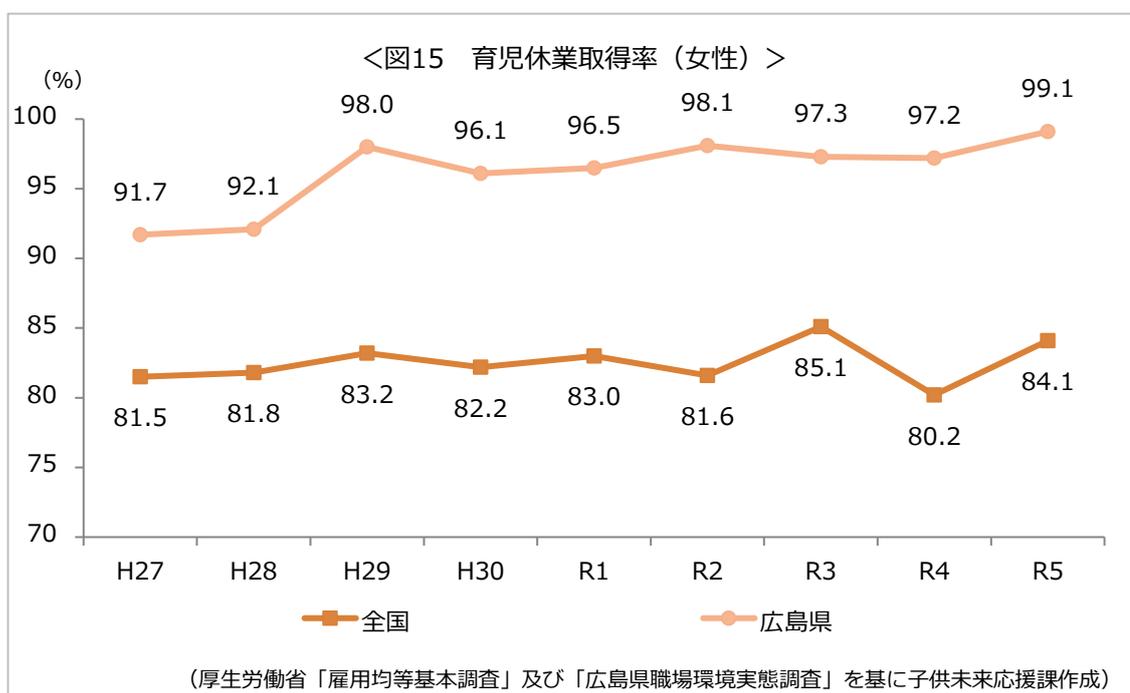
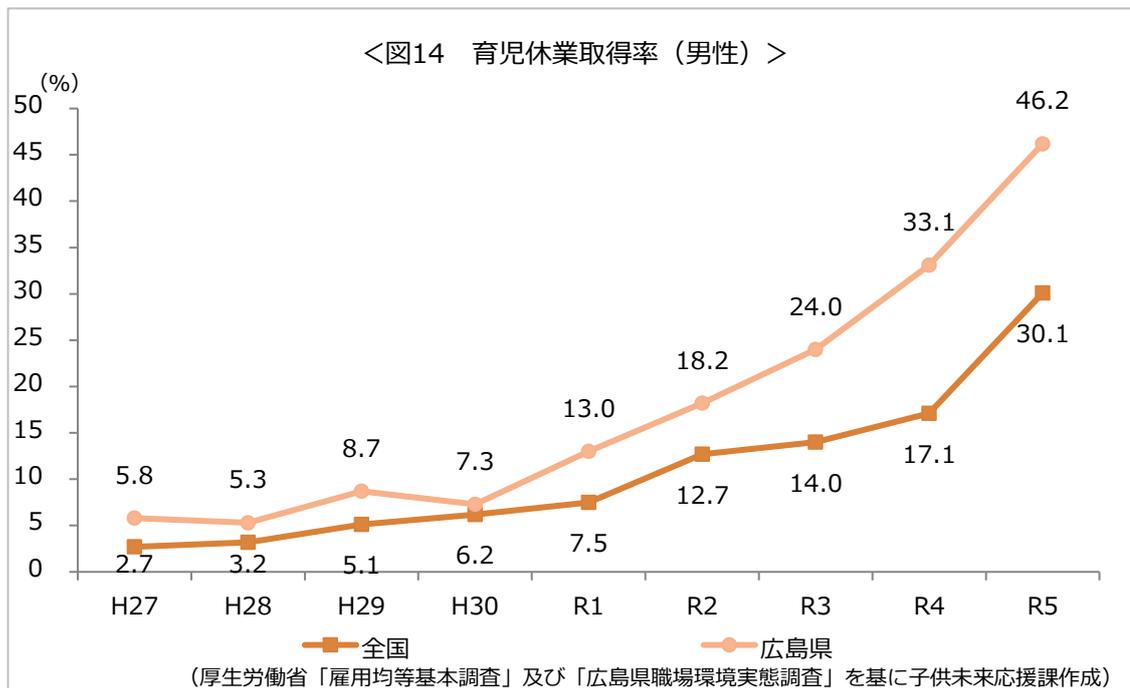
(エ) 女性の就業の現状

- 女性の就業率は、M字カーブから台形に近づきつつあります。（図13）
- また、女性の就業率（25～44歳）は、令和2（2020）年時点で77.4%となっており、上昇傾向にあります（平成12（2000）年時点は62.4%）。



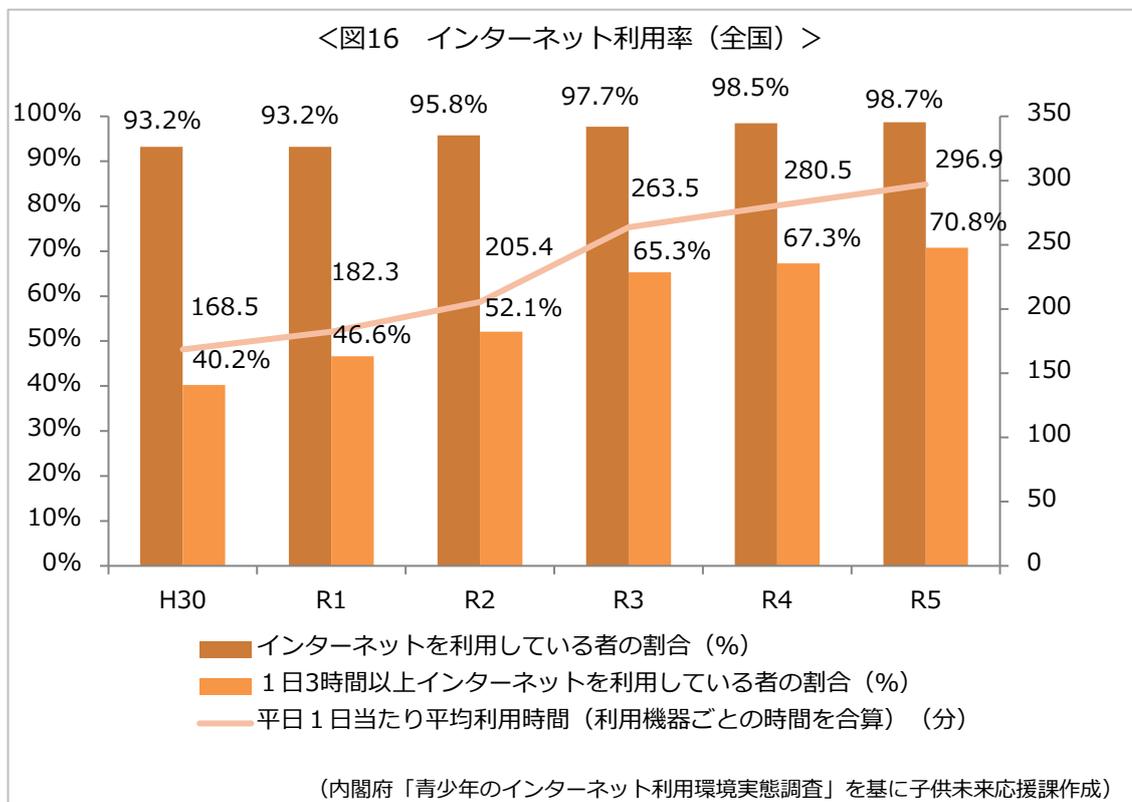
(オ) 育児休業取得率*の推移

- 県内企業の男性の育児休業取得率は、全国の取得率を上回っており、令和5（2023）年度調査では約2人に1人が取得しています。女性の取得率も全国と比較して高い傾向にあり、近年は95%以上を維持しています。一方で、男性と女性の取得率には、依然として、大きな開きがあります。（図14、15）



(カ) デジタル化の進展

- 青少年（小学生、中学生、高校生）のインターネット利用率は上昇しており、令和5（2023）年度は98.7%です。1日3時間以上インターネットを利用している青少年も増加しており、令和5（2023）年度には7割を超えました。（図16）
- 国はGIGAスクール構想に基づき、学校におけるICT*環境の整備やデジタル活用支援の充実を進めており、県内の学校では、児童生徒一人1台コンピュータを導入し、ネットワーク環境の整備が進んでいます。（図17）



＜図17 教育の情報化の実態＞

指標（全学校種）	広島県（平均値）		全国（平均値）	
	H30	R5	H30	R5
普通教室の無線LAN整備率	19.6%	99.7%	41.0%	96.2%
普通教室の大型提示装置整備率	49.9%	88.0%	52.2%	89.6%
指導者用デジタル教科書の整備率	52.2%	91.9%	52.6%	89.6%
児童生徒のデジタル活用を指導する能力	69.2%	81.0%	70.2%	81.6%

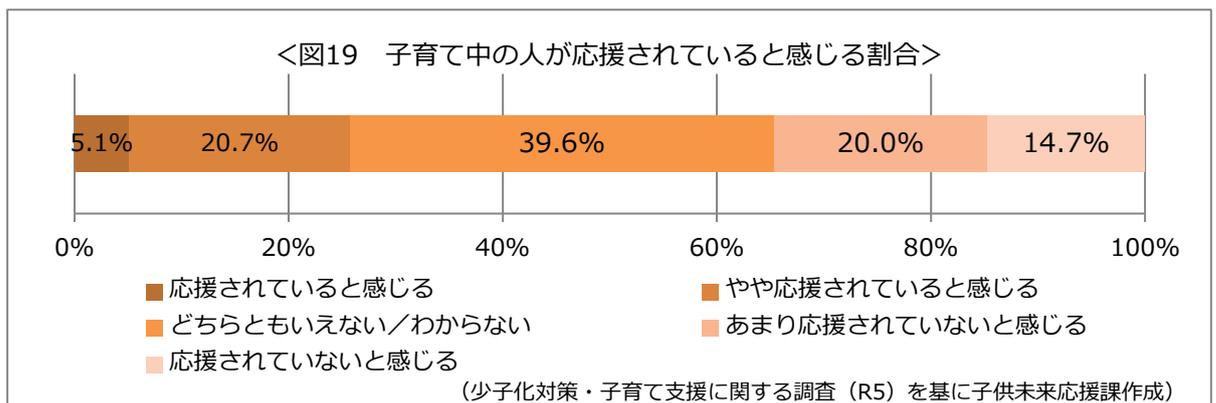
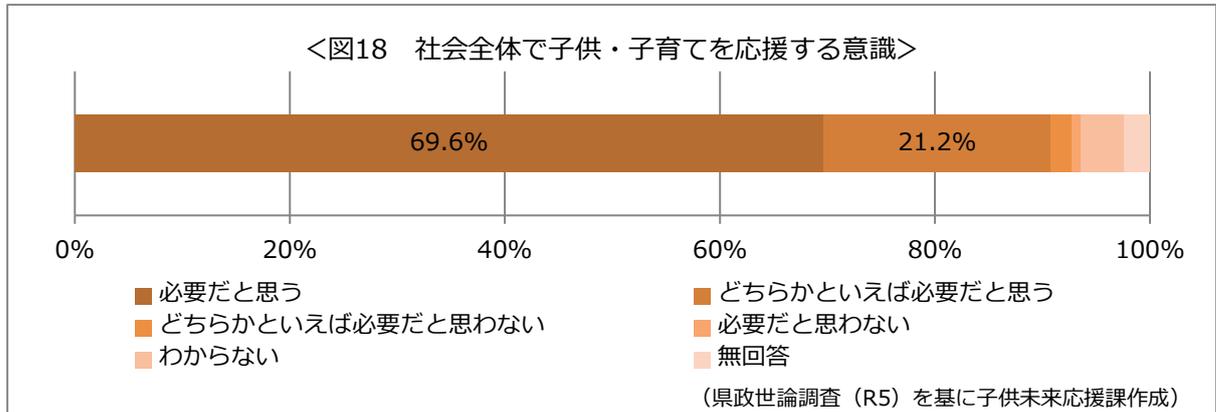
※ 「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校*のことをいう

※ 「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（H30、R5）[確定値]」を基に子供未来応援課作成）

(キ) 社会全体で子供・子育てを応援する意識

- 希望する人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、社会全体で妊産婦や子供、子育て中の人を応援しようという意識を持つことについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」人の割合は 90.8%です。(図 18)
- 社会全体で子供を産み・育てている方を応援することについて、「応援されていると感じる」「やや応援されていると感じる」の合計は 25.8%となっています。(図 19)
- 応援されていると感じるときは、「行政のサポートを受けたとき」が最も高く 48.2%となっており、応援されていないと感じるときは、「行政のサポートが得られないとき」が最も高く 49.7%となっています。(図 20)



＜図 20 応援されている・応援されていないと感じるとき＞

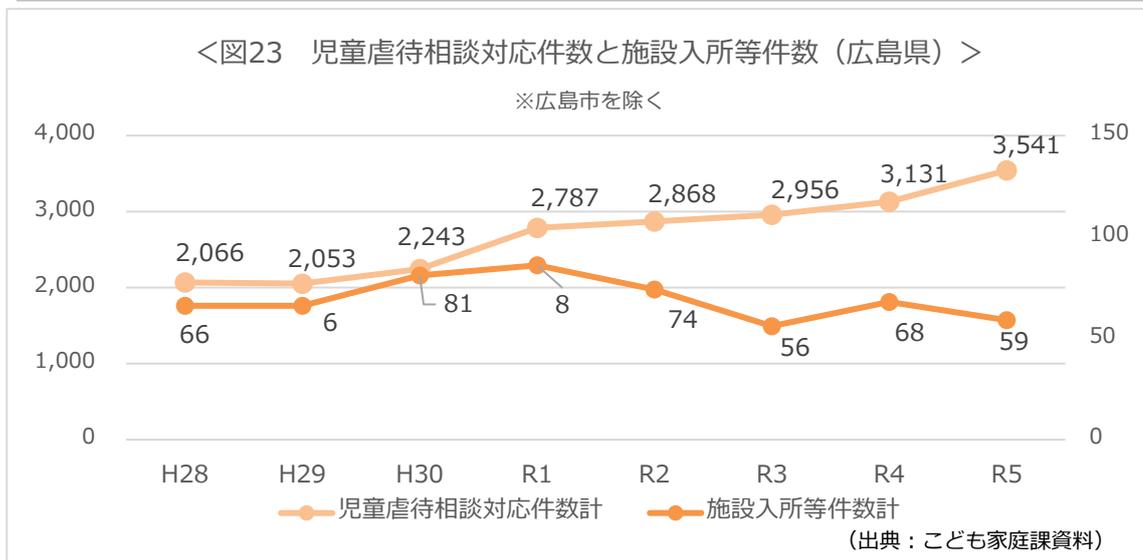
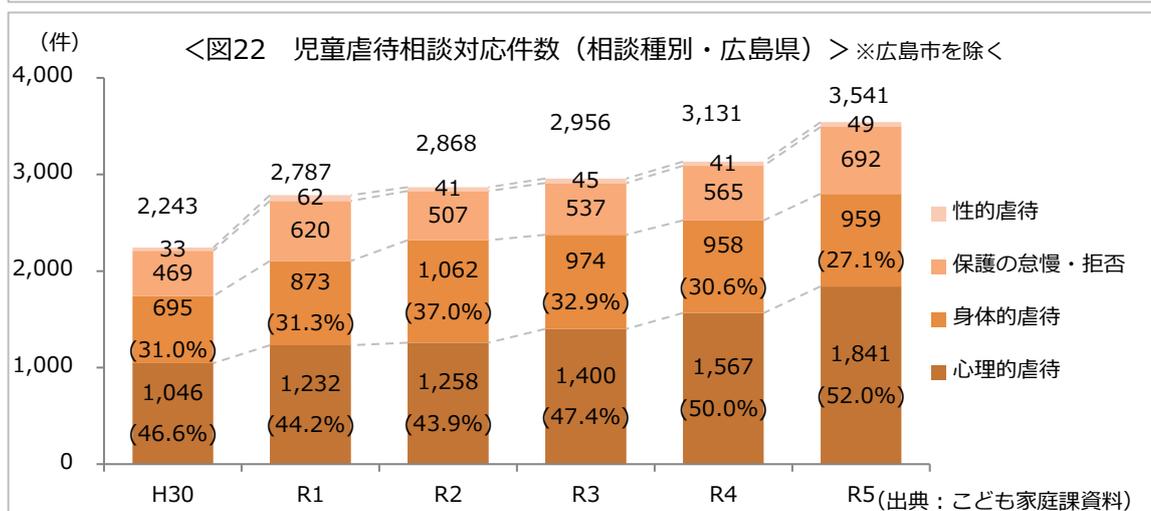
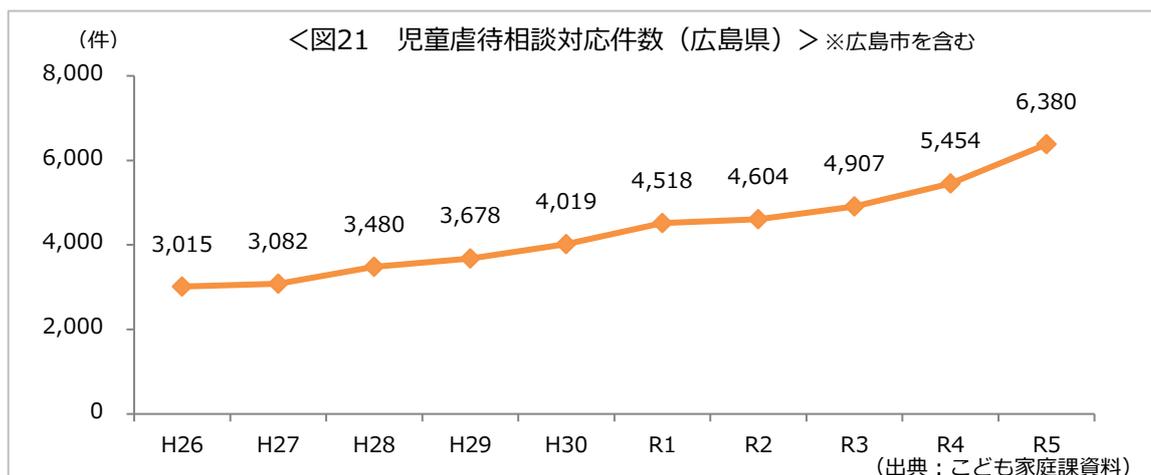
応援されていると感じるとき		応援されていないと感じるとき	
家族の理解・サポートを受けたとき	46.3%	家族の理解・サポートが得られないとき	10.8%
親や親戚の理解・サポートを受けたとき	44.7%	親や親戚の理解・サポートが得られないとき	9.7%
職場の理解・サポートを受けたとき	44.7%	職場の理解・サポートが得られないとき	26.2%
行政のサポートを受けたとき	48.2%	行政のサポートが得られないとき	49.7%
友人・知人の理解・サポートを受けたとき	26.9%	友人・知人の理解・サポートが得られない時	5.8%
地域や外出先の施設でサポート(子育て向けのサービス含む)を受けたとき	40.3%	地域や外出先の施設でサポート(子育て向けのサービス含む)が得られない時	28.9%
その他	0.7%	その他	4.6%
特にない・なんとなく	5.0%	特にない・なんとなく	26.5%

(少子化対策・子育て支援に関する調査 (R5) を基に子供未来応援課作成)

(3) 特に支援が必要な子供たちの現状

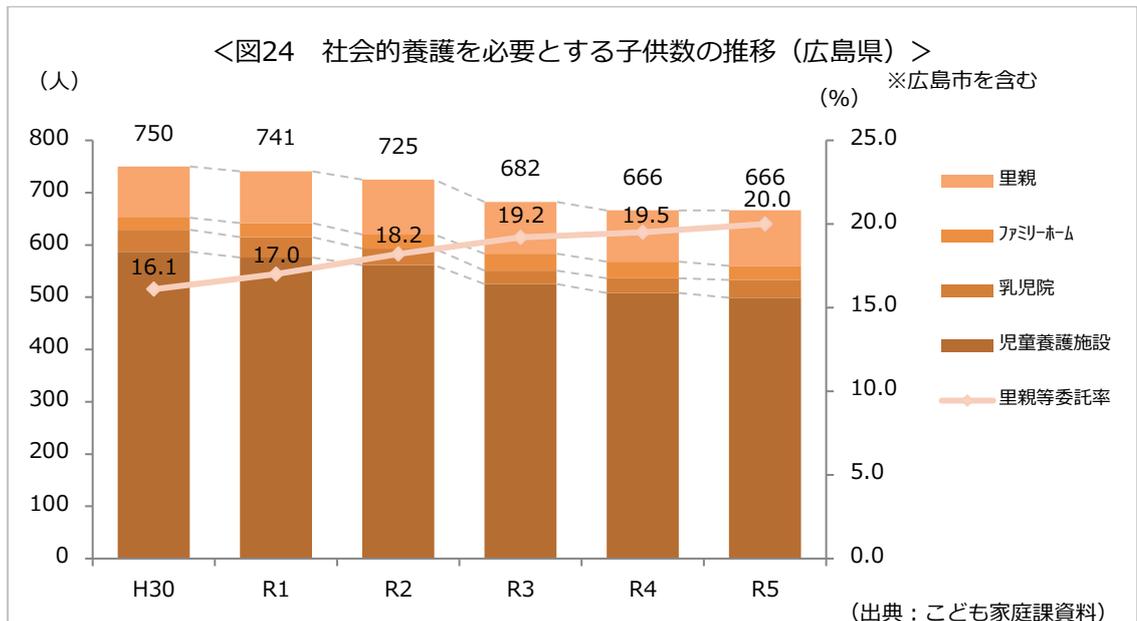
(ア) 児童虐待相談対応件数の推移

- 令和5（2023）年度の県こども家庭センター*（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、過去最多の6,380件となっています。（図21）
- 相談内容別にみると、親が子供の前で配偶者や家族に暴力をふるう、いわゆる「面前DV*」等による心理的虐待が全体の52.0%と、最も多い割合を占めています。（図22）
- 児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、施設入所等件数も同様に増加傾向が続いていましたが、令和2（2020）年度以降は減少傾向にあります。（図23）
- 児童虐待に対する意識の高まりなどを背景に、市町や県こども家庭センターへの通告・相談件数は今後も増加していく見込みです。



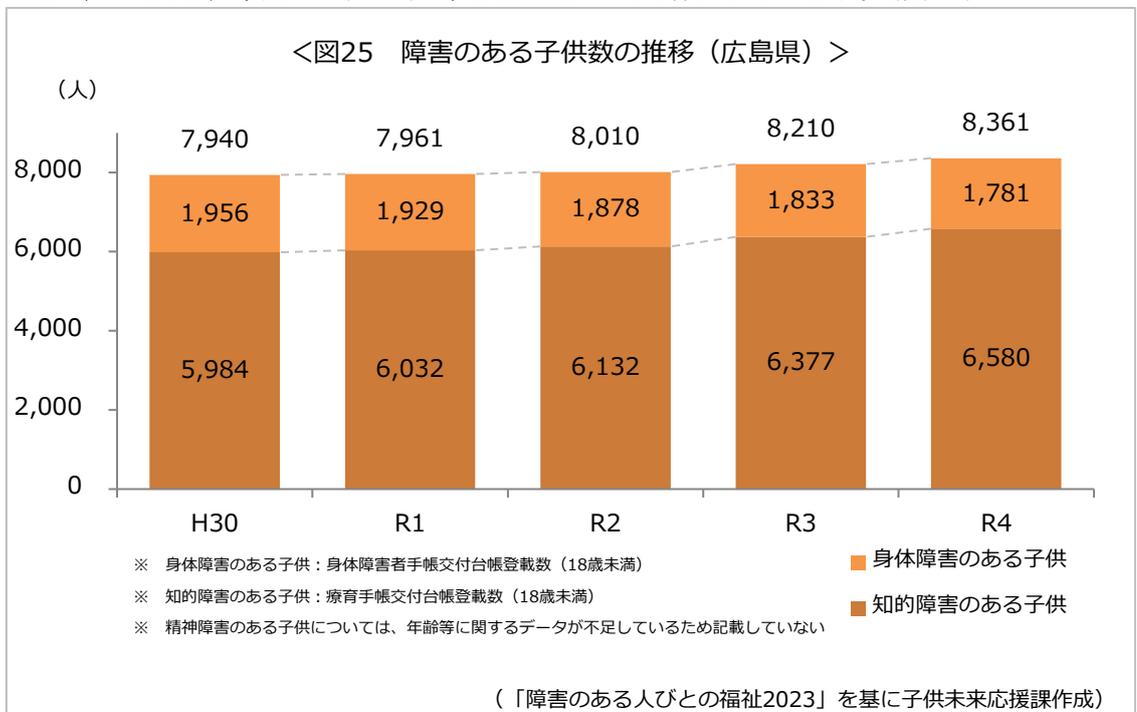
(イ) 社会的養育*の推移

- 社会的養護*を必要とする子供数は減少傾向で推移しています。
- このうち、里親*・ファミリーホーム*で養育を受けている子供の割合である里親等委託率は上昇傾向にあり、令和5（2023）年度は20.0%となっています。（図24）

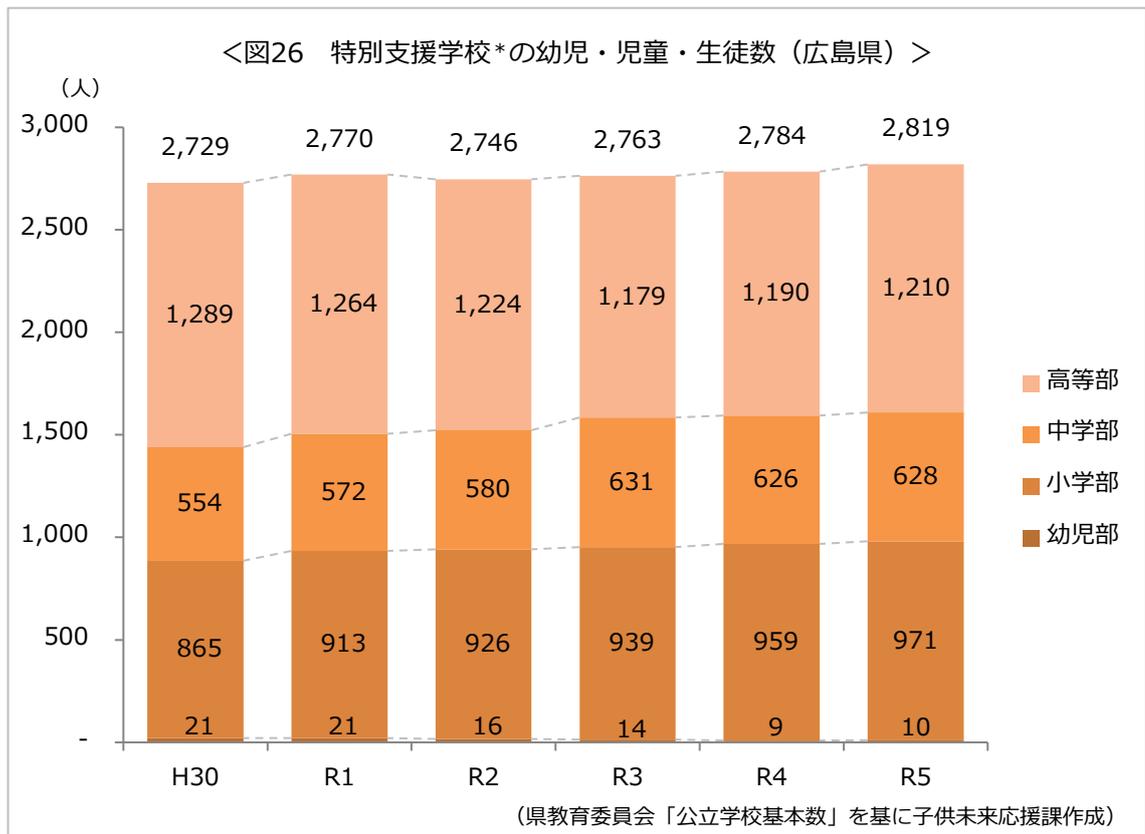


(ウ) 障害のある子供の推移

- 障害のある子供は年々増加傾向にあり、特に知的障害のある子供は、令和4（2022）年は6,580人と、平成30（2018）年と比べて596人増加しています。（図25）

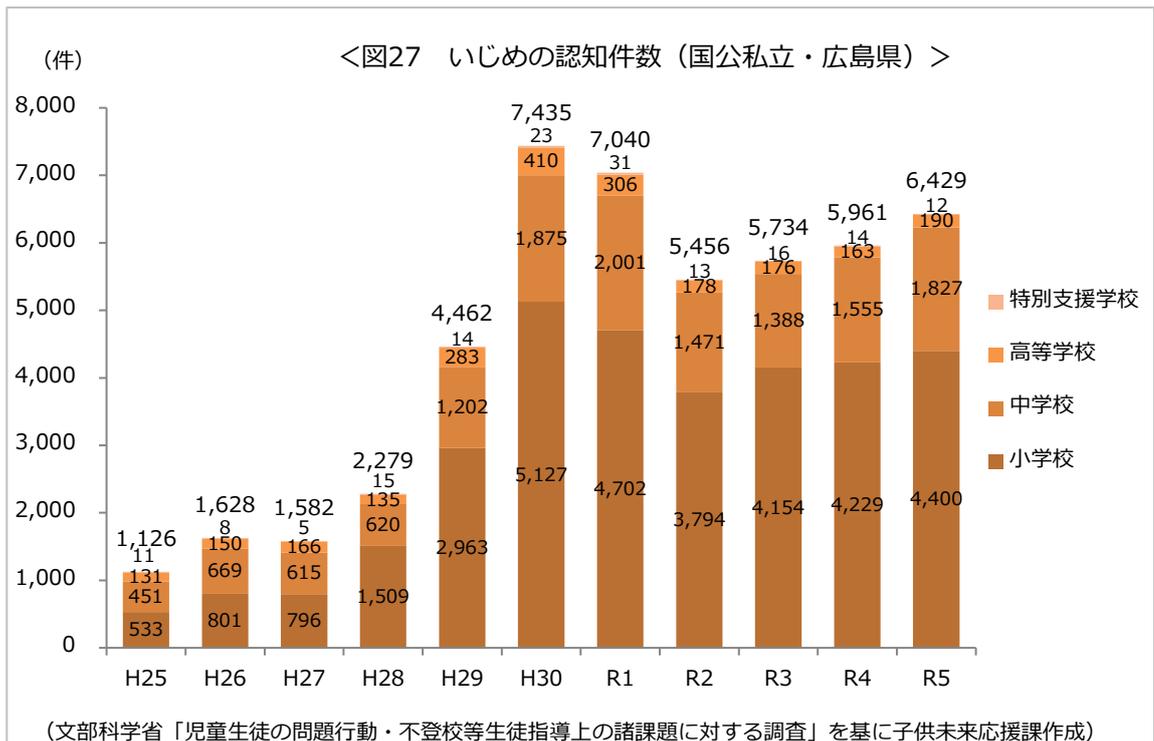


- 特別支援学校*に通う子供数は横ばいで、令和5（2023）年は2,819人となっています。平成30（2018）年度と比べると、幼児部及び高等部では減少傾向にあり、小学部及び中学部では増加傾向にあります。（図26）

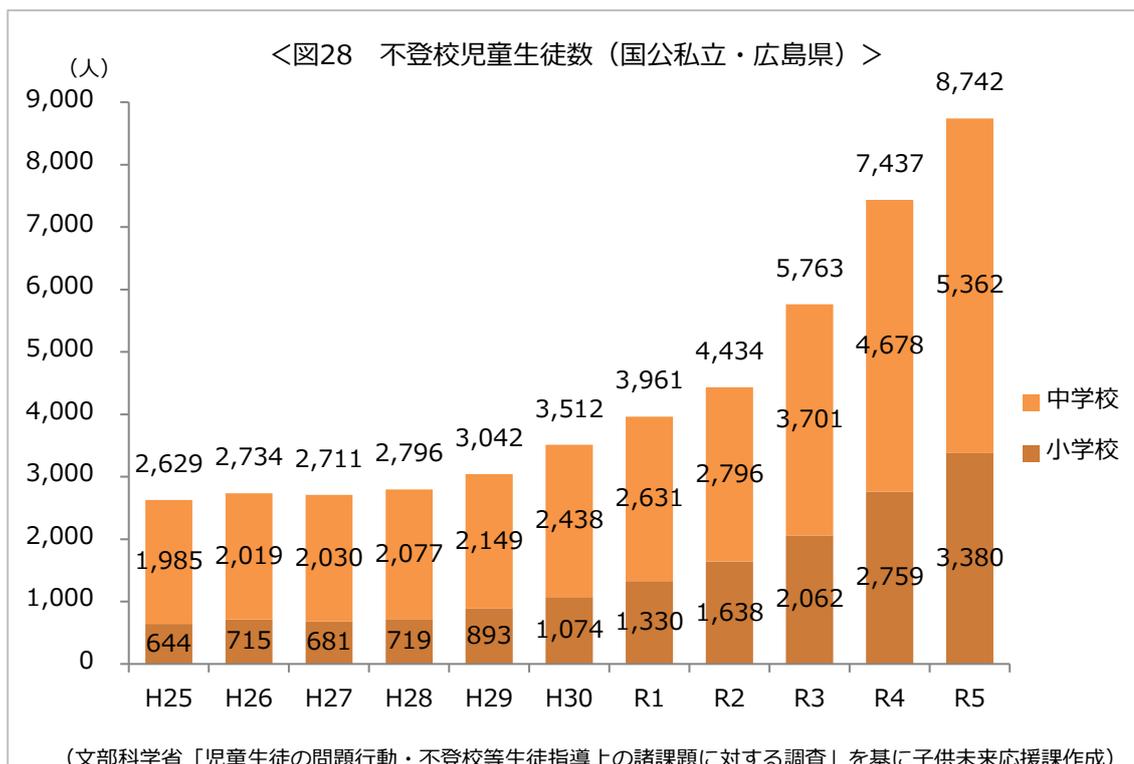


(エ) いじめ・不登校の推移

- いじめの認知件数は、各学校における積極的な認知を背景に増加し、平成30（2018）年度にピークを迎え、令和2（2020）年度にかけて減少しましたが、その後、再度増加傾向にあります。（図27）

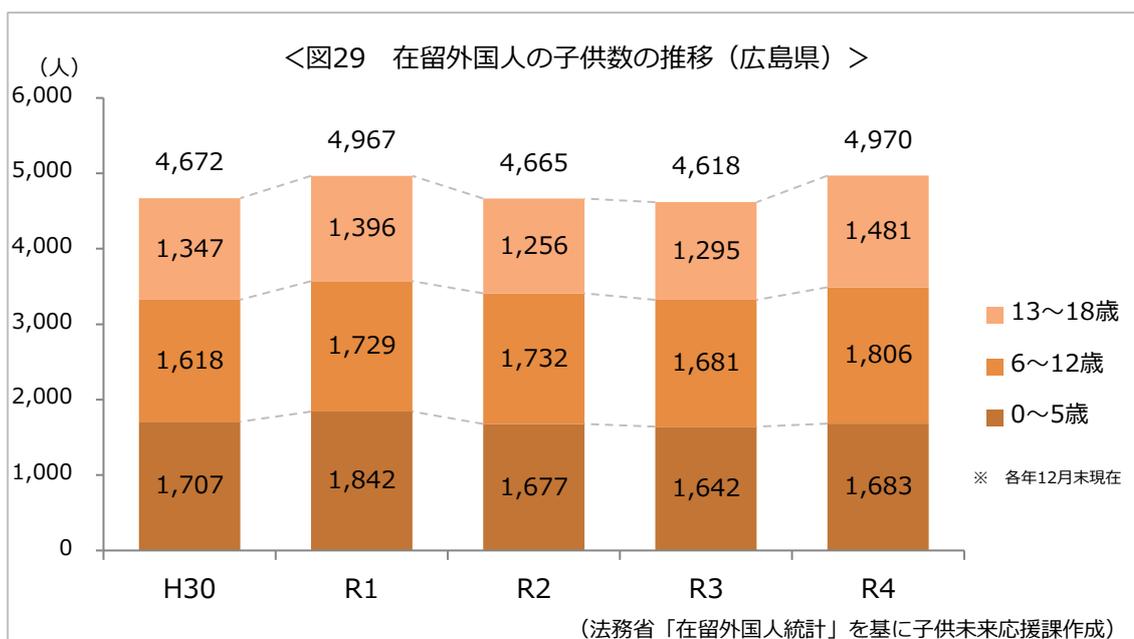


- 小学校・中学校ともに不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和5（2023）年は8,742人と、前年度と比較して約1,300人増加しています。（図28）



（オ）在留外国人の子供の推移

- 県内の在留外国人の子供は令和元(2019)年度までは増加していましたが、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は前年度より減少しました。令和4(2022)年度には再度増加傾向がみられます。（図29）
- 今後、外国人材の受入拡大に伴い、在留外国人の子供が増えていく見込みです。



(4) 子供の生活実態調査により把握した現状

(ア) 経済的な状況

- 令和5（2023）年度広島県子供の生活に関する実態調査において、世帯の年間収入の水準について、等価世帯収入の中央値は290.69万円、その2分の1は145.345万円でした。

※ 世帯員1人当たりの値であり、世帯人員に割り戻した場合、2人世帯では約205.5万円、3人世帯では約251.7万円、4人世帯では約290.7万円となる。

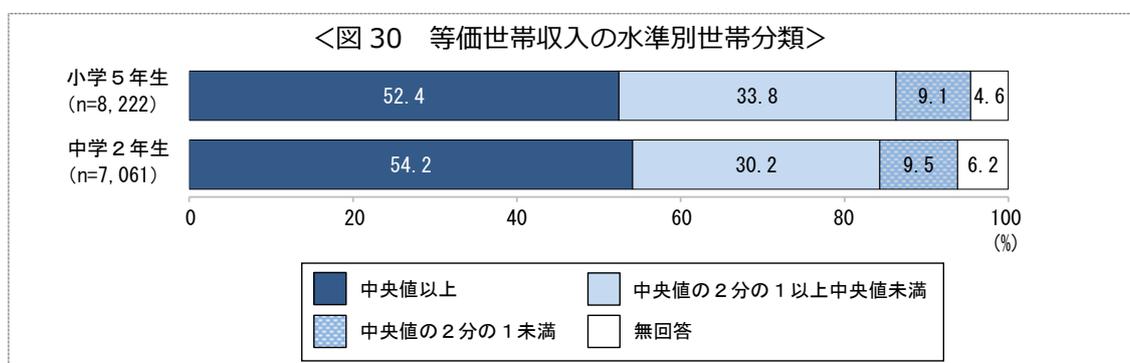
《等価世帯収入の算出》

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。

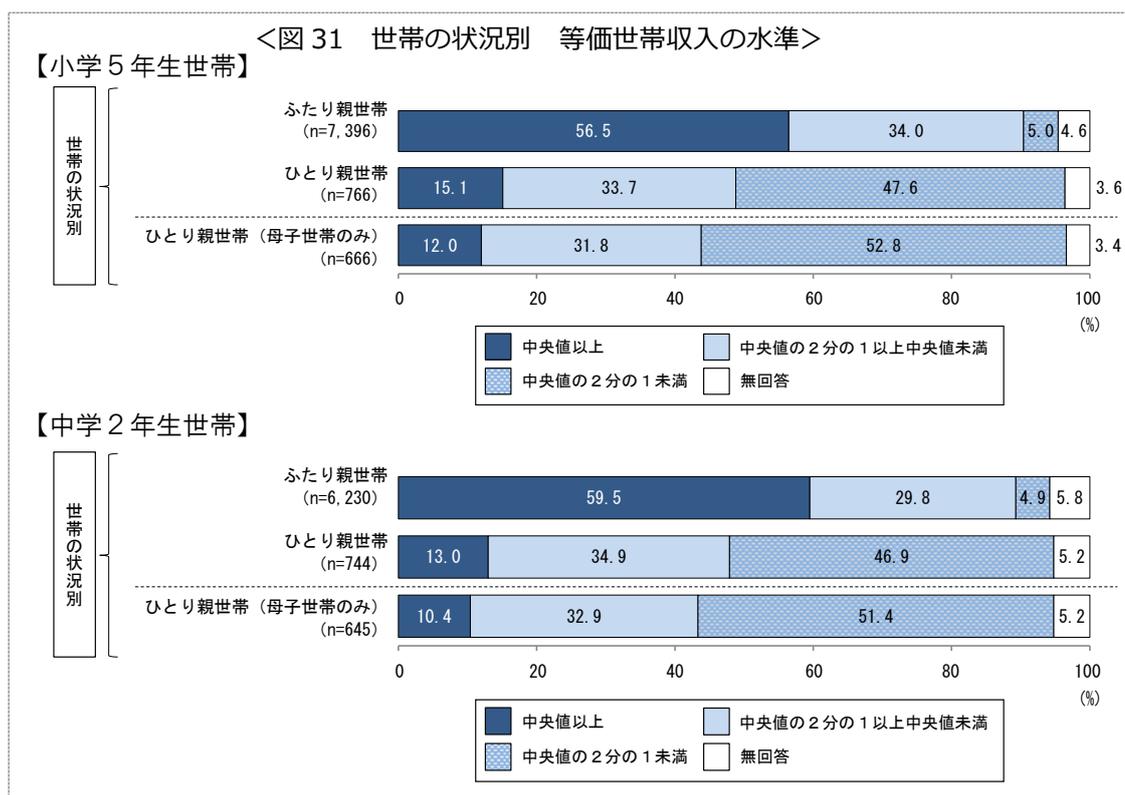
○上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

- 等価世帯収入の水準別に世帯进行分类すると、「中央値の2分の1未満」に該当する世帯は、小学校5年生の世帯で9.1%、中学校2年生の世帯で9.5%でした。（図30）



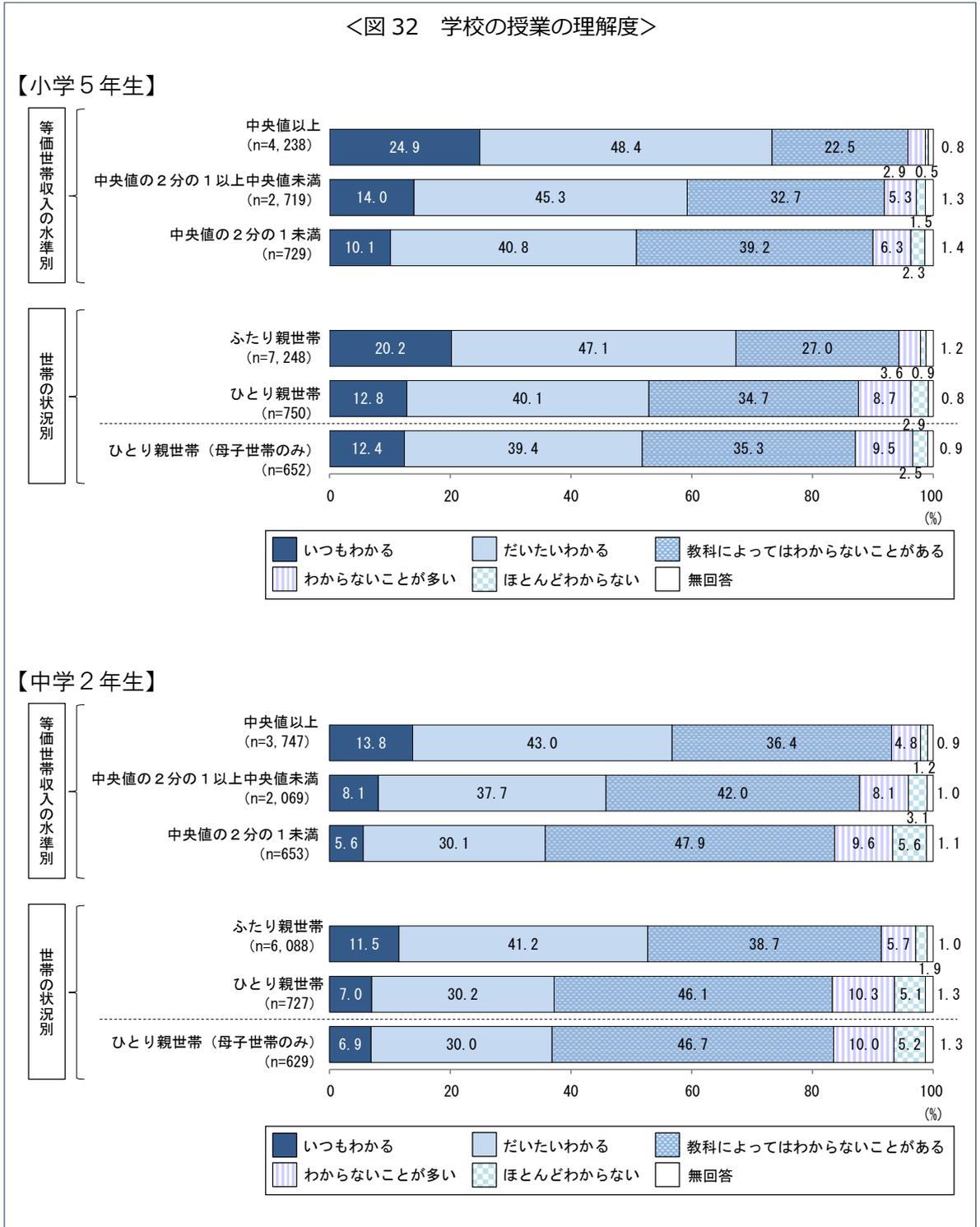
- 世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」では、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する世帯が、小学校5年生の世帯で47.6%、中学校2年生の世帯で46.9%でした。（図31）



(イ) 子供の学習、生活環境

①学習の状況

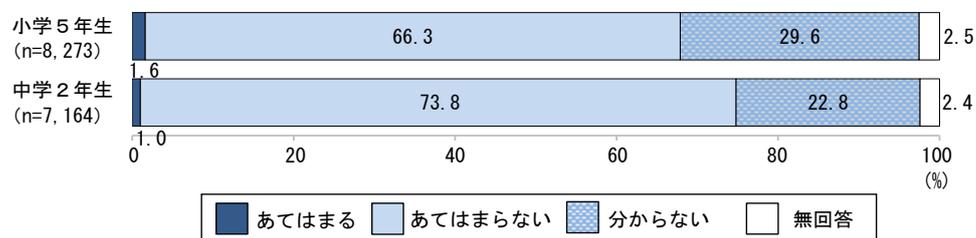
- 収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、収入の水準が高い世帯やふたり親世帯に比べて、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間が短く、学校の授業がわからないと感じる子供の割合が多くなっています。(図32)



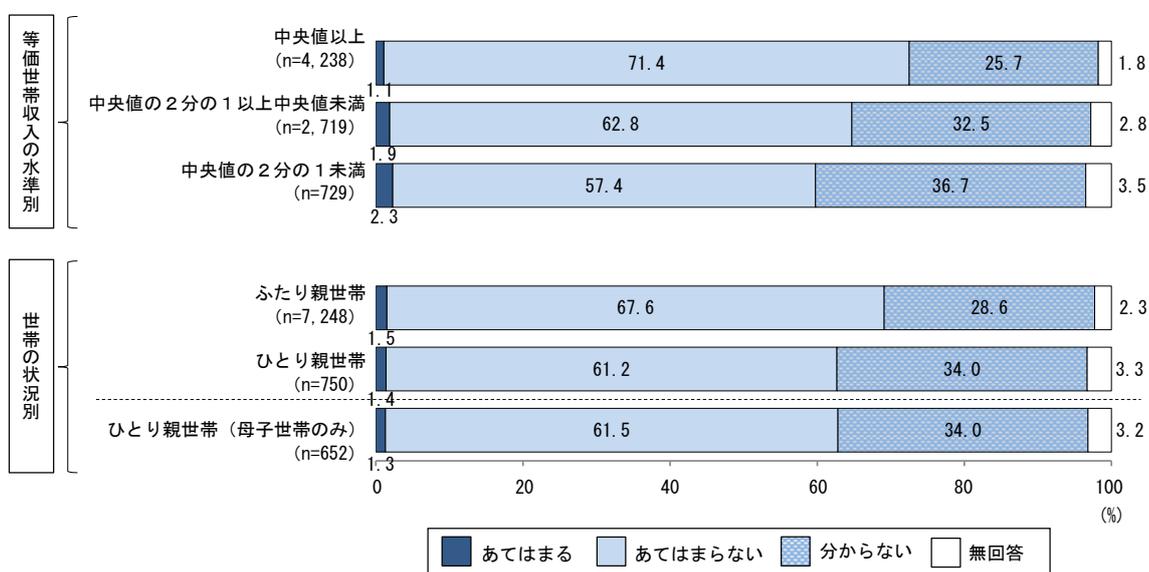
②ヤングケアラーの実態

- ヤングケアラーにあてはまると思うと回答した子供は、収入の水準や世帯の状況に関わらず1～2%程度となっていますが、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、『分からない』との回答の割合が高くなっています。(図33)

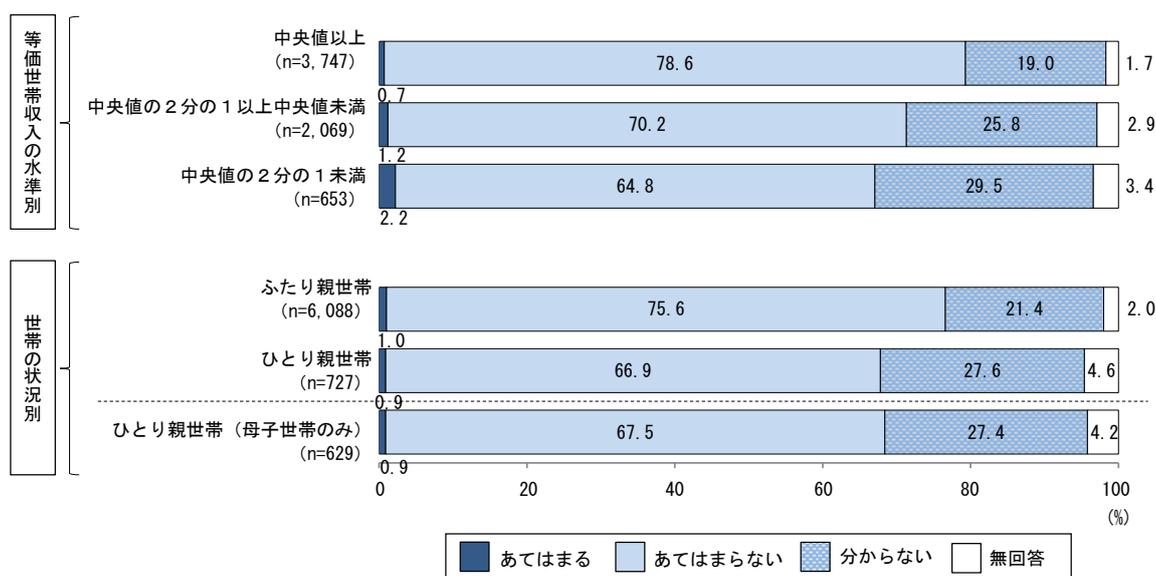
<図33 ヤングケアラーの割合>



【小学5年生】

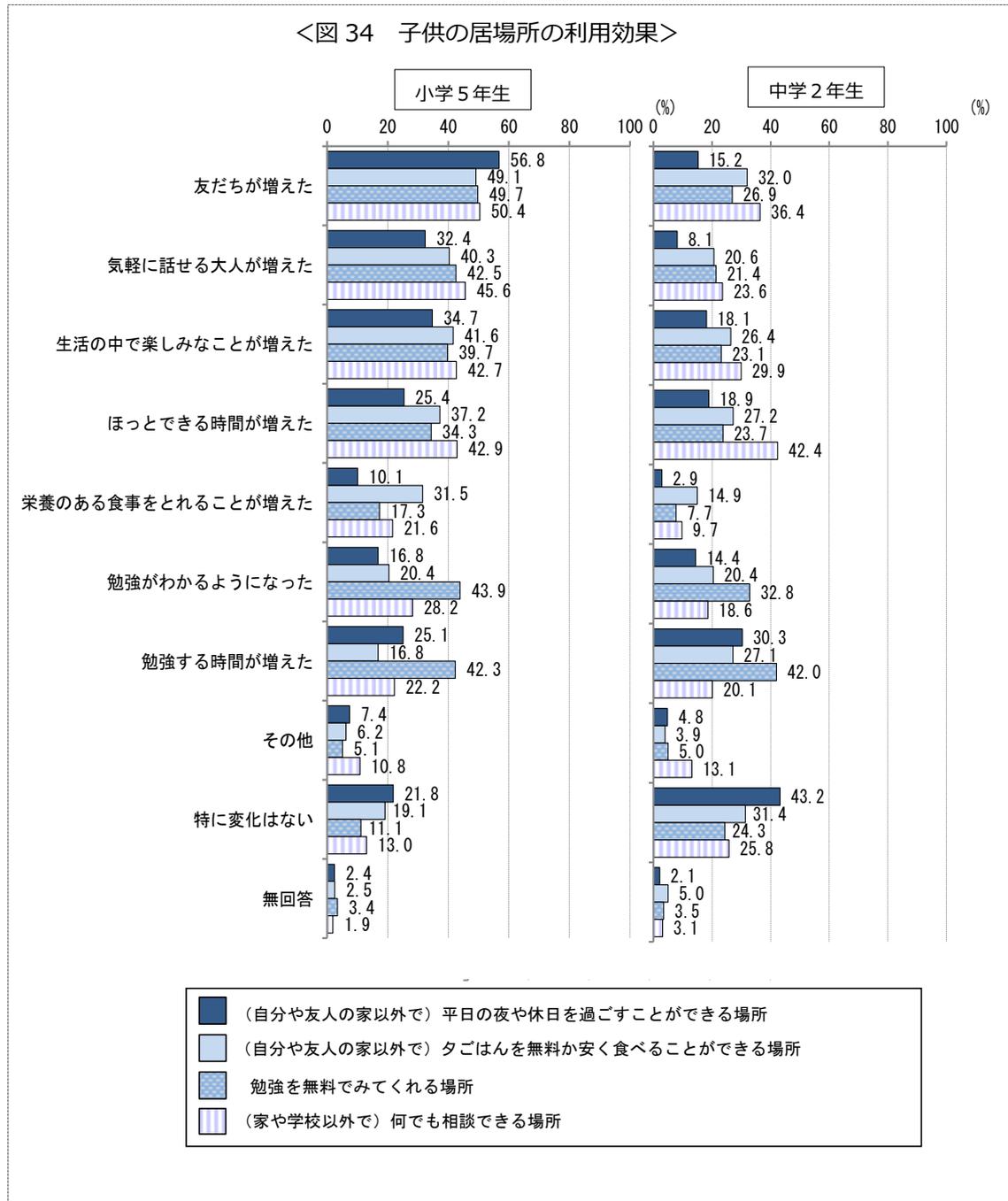


【中学2年生】



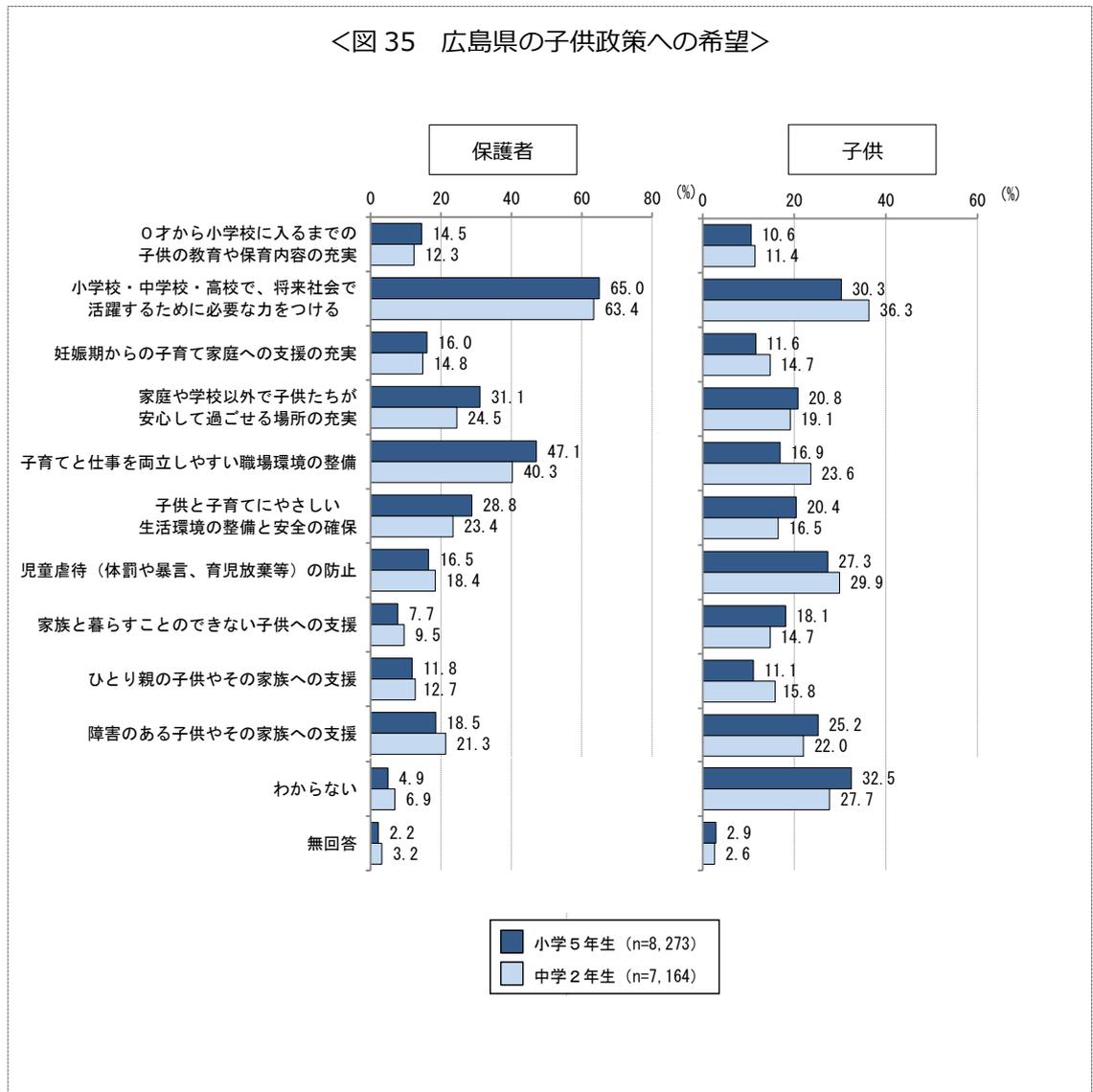
(ウ) 子供の居場所

- 「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」は約4割の子供が利用しており、その他の居場所（「勉強を無料でみてくれる場所」「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」「なんでも相談できる場所」）を利用している子供は全体の1割未満ですが、いずれの居場所も「あれば利用したいと思う」は2～4割となっています。
- 利用による変化として、小学5年生では約8割、中学2年生では約6割が「友達が増えた」「勉強する時間が増えた」等の変化があったと回答しています。（図34）



(エ) 広島県の子供政策への希望

- 広島県の子供に関する取組で特に力を入れてほしいと思うことについては、保護者・子供のいずれも「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」が最も高くなっています（「わからない」を除く）。（図 35）



※ 広島県の子供政策に関する子供の意見や、本プラン策定に当たって参考としたデータについては、令和6（2024）年度開催第1回広島県子ども・子育て審議会提出の「次期「ひろしま子供の未来応援プラン」骨子案参考資料」としてとりまとめ、県ホームページに掲載しています。

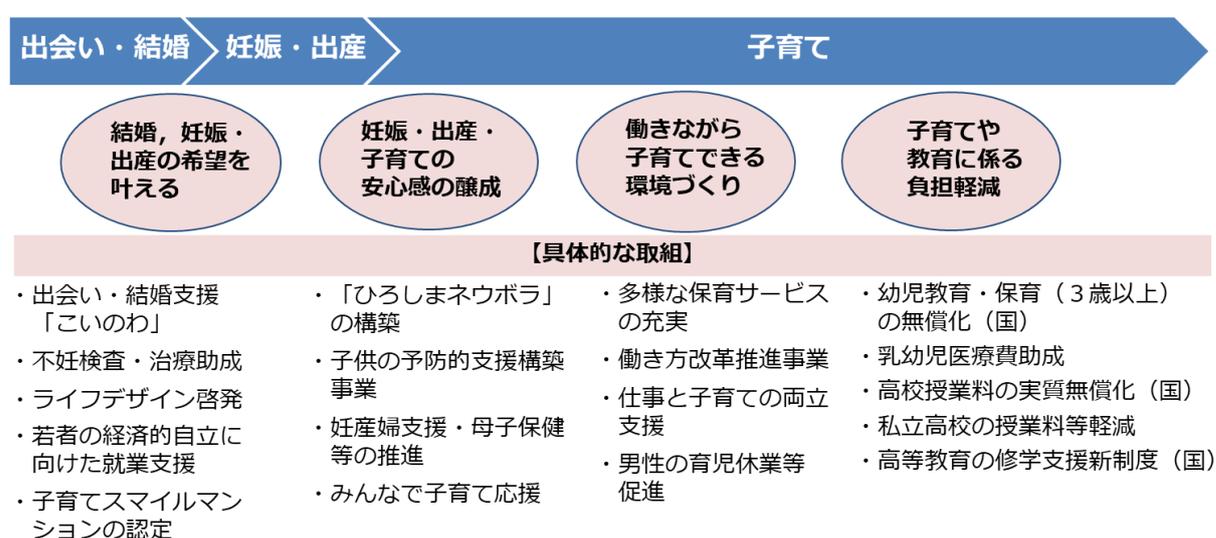
2 特に注力する分野等

結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思に基づくものですが、子供の数がこのまま減少し続けると、地域・社会・経済の担い手が不足し、社会保障制度の維持も困難になってきます。

本県の少子化対策については、結婚、妊娠・出産、子育てに関する県民の希望の実現を後押しすることを基本に、様々な課題への対策を総合的に講じています（下図参照）が、少子化の進展に歯止めをかけられていないことから、少子化を社会全体の課題として捉え、社会の様々な主体を巻き込み、特に注力する分野として、希望の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に進めることが必要です。

また、子供・子育てに係る施策を総合的に推進する中でも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期*」における取組と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく必要があるものと考えます。

<図 現行の少子化対策に係る取組>



■少子化対策

少子化に関する意識や実態を把握するために行った県民アンケートでは、結婚や子供を持つことに希望を持てる社会にするために必要な施策、希望の子供数を持てるよう強化すべき施策として、いずれも「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」、「夫婦が働きながら子育てしやすい社会や職場環境の整備」が上位2つに挙げられています。

県民と知事の車座会議では、「経済的な支援も必要だが心理的な支援も大切」といった意見が出されるなど、経済的な面も含めて、「子育てできる安心感を持ちたい」という参加者に共通した想いが感じられました。

子育ては大変なこともあります。国の調査では子供を持つ理由として「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最多で、約20年変わらず8割程度の夫婦が選択しており、県の調査においても、希望の子供数を持てた理由として、「負担感より得られる喜びの方が大きいから」等の心情的な理由が上位を占めています。

こうした状況を踏まえ、若者が子育てにポジティブなイメージを抱くことができるとともに、子供を持ちたいと希望する人が、経済的・心理的・身体的に安心して子供を持ち、子育てができる県（安心して妊娠・出産・子育てできる県）、誰もが職場に遠慮せず制度を利用でき、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができる県（働きながら子育てしやすい県）を目指して少子化対策に注力し、子供を持たない人、子育てを終えた人も含め、県や市町、地域、企業等、社会全体で取組を進めていきます。

また、少子化対策、特にその負担について考える際には、子供がいる人・いない人を並べるのではなく、「こどもまんなか*」の視点に立ち、『子育て支援は「子供がいる人への支援」ではなく「子供への支援」であり、その子供たちが将来社会を支えてくれるようになる』、という考え方のもと、社会全体で子供・子育てを応援する気運の醸成に取り組んでいきます。

<図 これからの少子化対策のイメージ>



■乳幼児期*における取組

乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着*形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。特に、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態等に影響を及ぼすこと、また、乳幼児期における教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となる重要な役割を担うものです。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園*への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様ですが、その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者の就労・養育状況を含む子供の置かれた環境等に十分に配慮しつつ、支援を行う必要があります。

本県においては、「乳幼児教育支援センター*」を拠点とした質の高い教育・保育の推進や、「ひろしまネウボラ*」の構築をはじめとした妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくりに取り組んでいます。乳幼児教育の基本的な考え方の理解の浸透や、ネウボラの相談先としての認知等、取組は途上にあります。

乳幼児期において愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、遊びや他者との関わりを通じて力強く生き抜く力を育み、自己肯定感をもって成長することができるよう「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を一層大事にし、取組を進めます。

■子供・若者を守る取組

孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加やひとり親家庭など家庭環境によって生じる格差等、子供・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化している中、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援がさらに求められています。

児童虐待は、子供の心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではありませんが、一方で、虐待に至った背景には、親自身の被虐待体験や子育てへの困り感、孤独・孤立等、様々な困難を抱えている場合があります。

児童虐待相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している中、そうした家庭や子供のSOSを早期に発見し、母子保健と児童福祉の包括的な支援を実施するとともに、親子分離が必要な場合は、子供の意見表明権を尊重しながら、家庭養育優先原則*を踏まえ、一時保護や親子関係再構築等の支援を行っていく必要があります。

また、児童生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中、学校、教職員だけでは対応が困難な事案や、長期的な支援を要する事案が増加しており、子供たちが課題を抱え込んで孤独になってしまうよう、相談しやすい環境整備や、多様な居場所づくりを進めていくことが必要です。

さらに、子供のインターネット利用が増加する中、SNS*等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、関連施策の推進に当たっては、子供や保護者の情報リテラシー*の向上の観点を持って取組を進めます。

3 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、子育て当事者だけでなく、子育てを終えた人、子供を持たない人、地域、子供の育ちに関わる関係者、企業等、広島県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければなりません。

そのため、「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」では、プランのミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である5年後の「目指す姿」を明らかにしました。

（1）将来にわたって目指す社会像

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現

（趣 旨）

広島で生まれ、育つすべての子供たちが、生まれる前から、その成育過程において、家庭の経済的な環境や、教育・文化的環境等の育っていく環境に左右されることなく、必要に応じて支援や配慮を受けながら健やかに育ち、現在や将来に、夢や希望を持つことができる。そして、夢や希望の実現に必要な知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観を身に付けることができ、いつでもチャレンジすることができる環境の実現を目指します。

また、子供を持ちたいと希望する人が、経済的・心理的・身体的に安心して子供を持つことができ、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができる環境の実現を目指します。

（2）3つの領域ごとの目指す社会像

「将来にわたって目指す社会像」の実現に向け、体系的に施策を推進するため、子供たちの資質・能力の育成、安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり、配慮が必要な子供たちとその家族への支援に着目した3つの領域を設定します。

〈施策領域ごとの目指す社会像〉

◇領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

すべての子供たちに、「乳幼児期*から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域等で、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することができる資質・能力が育成されています。

◇領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

地域、保育所・幼稚園等や学校、職域等、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援等を行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

◇領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

(3) 柱ごとの目指す姿

施策の柱ごとの5年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、可能な限り県民視点で記載しています。

これによって、プランの目指す姿にどれだけ近づいているのかを明確にし、より客観的にプランの進捗状況を把握して評価等を行うことができます。

⇒ 5年後の「目指す姿」は第二章の施策の柱に掲載

4 モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視します。

指 標	現状 (R4)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.6%

(こども家庭庁「母子保健事業の実施状況調査」)

指 標	現状 (R5)
広島県（自分の住む地域）が好きだと思う子供の割合	小学校：92.1% 中学校：84.1%

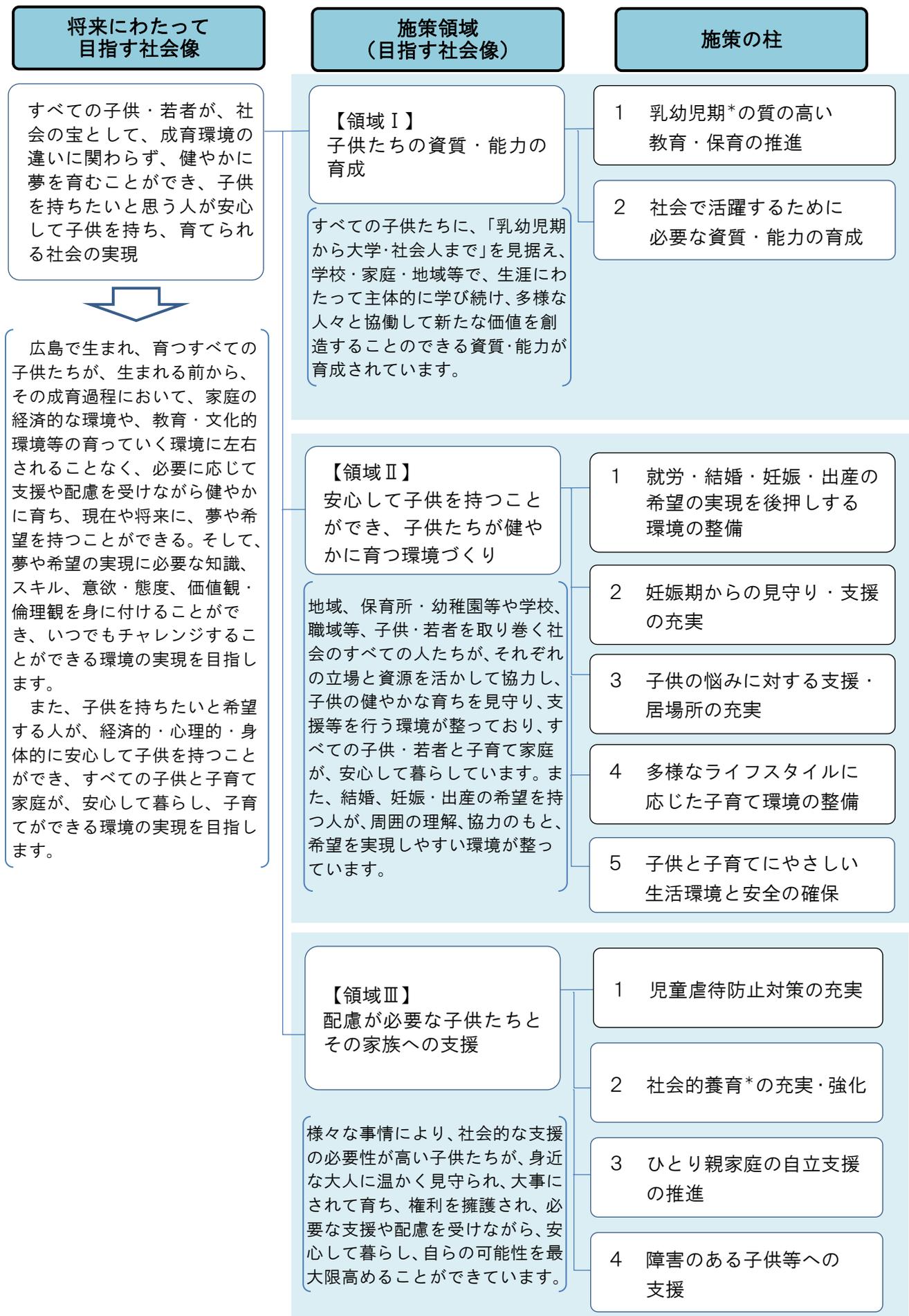
(広島県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」)

指 標	現状 (R5)
合計特殊出生率（広島県）	1.33

(厚生労働省「人口動態統計調査」)

第二章 施策の柱と取組の方向

《プランの施策体系》



領域Ⅰ

子供たちの資質・能力の育成

領域の目指す社会像

すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、
学校・家庭・地域等で、生涯にわたって主体的に学び続け、
多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

柱1 乳幼児期*の質の高い教育・保育の推進

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 乳幼児期の教育・保育の充実 | 33 |
| (2) 家庭教育を支援する環境の整備 | 34 |

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 主体的な学び*を促す教育活動の推進 | 36 |
| (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 | 38 |
| (3) キャリア教育*の推進 | 40 |
| (4) 学びのセーフティネット*の構築 | 42 |
| (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立 | 45 |

目指す姿

柱1 乳幼児期*の質の高い教育・保育の推進

- ◆ 幼児教育アドバイザー*による園・所等*への指導・助言や子供理解に基づく評価の実施等を通じて、乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むことで、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。
また、幼保小連携・接続*を進めることで、子供の育ちと学びを円滑につなぐ教育活動が実践され、小学校へ入学した子供が安心感をもって登校でき、主体的な学び*に向かっています。
- ◆ 生活に身近な場やネウボラ拠点における家庭教育支援ボランティアによるイベントや、親子が一緒に遊ぶことで「遊びは学び」を体験する機会を通じて、保護者が「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的な理解を深めることで、子育てに対する安心感が醸成されています。

成果指標

- 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合 80.0%

柱1 乳幼児期*の質の高い教育・保育の推進

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

現 状

- 県が目指す乳幼児期の教育・保育を実現するための基本的な考え方と取組内容を示した「「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*(第2期)」(以下「第2期プラン」という。)を令和4(2022)年3月に策定し、この第2期プランに基づいて、幼児教育アドバイザー*の訪問、幼保小連携・接続*、各種研修等を実施することにより、乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んでいます。
- 園・所等*における子供の育ちや学びを客観的に見取り、教育・保育の質の改善に生かすためのツールとして「「遊び 学び 育つひろしまっ子！」育みシート」(以下「育みシート」という。)と、「5つの力*」が育まれている年長児の割合の見取りに関する「指標(ループリック)」を開発し、園・所等において、教育・保育の振り返りとその改善に向けて効果的に活用されるよう、各種研修や幼児教育アドバイザー訪問等を通じて、普及啓発に取り組んでいます。
- 小学校の初任者教員を対象に、園・所等における保育体験研修を実施し、主体性を尊重する子供との関わり方や環境構成等について学ぶ機会を設けています。さらに、園・所等での教育・保育内容が学校全体の授業改善に生かされるよう、中堅教員にも対象を拡大して実施しています。こうした研修や各市町の幼保小連携協議会等を通じて、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が、小学校の教職員にも共通理解されるよう取組を進めています。

課 題

- 幼児教育アドバイザー訪問や各種研修等を通じて、一人一人の子供の見取りや、日々の教育・保育の振り返りに育みシート・指標の活用を提案するなど、教育・保育や授業の改善に向けた実践的な取組を広げていく必要があります。
- 園・所等で育まれた資質・能力を踏まえた授業改善が図られるとともに、幼保小が連携して継続的なカリキュラムの改善が行われるよう取り組む必要があります。

取組の方向

- ▶ 幼児教育アドバイザーが園・所等のニーズに応じた支援を継続するとともに、人材育成の観点からリーダーとして必要な実践の知恵や力量を持つ中堅保育者への積極的な指導・助言を行うことで、園・所等における教育・保育の充実が図られるよう取り組みます。
- ▶ 経験年数や職種に関わらず園・所等において、職員が確かな子供理解に基づいて保育を振り返られる園所内研修(カンファレンス)の充実に向けた取組を推進します。
- ▶ 小学校において、児童が、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を発揮しながら主体的に学びに向かえるよう授業の改善を行うとともに、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、指導の工夫や指導計画の作成・改善が進むよう取り組みます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	82.2%	80.0% (R8)

指標の設定趣旨

子供が育つ環境に関わらず、本県のすべての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

※ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン(第2期)(R4~R8)において、最終目標達成見込年度を令和8(2026)年度に設定している。

柱1 乳幼児期*の質の高い教育・保育の推進 (2) 家庭教育を支援する環境の整備

現 状

- 「遊びは学び」の共感的な理解に関する啓発資料（リーフレット、動画）を乳児編・幼児編に分けて開発するとともに、作成した資料をデジタルサイネージ、母子健康手帳アプリやSNS*等で幅広く周知しています。
- 親の育ちを応援する学びの機会の充実に向けて、市町において、「親の力をまなびあう学習プログラム*」（通称：親プロ）の進行役を務めるファシリテーターの養成が行われるとともに、地域で家庭教育支援に関する講座等が開催されています。
また、商業施設において、店舗を訪れた親子を対象とした「あそびのひろば」の開催や、県助産師会等の協力を得て県立学校の生徒を対象とした「親になる準備期の学習」が行われています。
- 家庭教育フォーラムや子育て支援・家庭教育支援研修会の開催等を通じて、家庭教育支援に関わる人材の育成に取り組むとともに、各市町が実施する家庭教育支援チームの立ち上げ事業等に対する事業補助を行っています。

課 題

- 家庭を取り巻く環境の変化等により、多くの保護者が子育てについての悩みや不安を感じていることから、引き続き、「遊びは学び」という考え方について共感的理解を図る必要があります。特に家庭教育支援の場に来ることが難しい保護者へのアプローチが必要です。
- 「親の力をまなびあう学習プログラム」の進行役を務めるファシリテーター等、子育て支援・家庭教育支援ボランティア等の継続的な人材確保・育成が求められていることから、研修等を通じて、市町の体制構築に向けた支援を行う必要があります。

取組の方向

- ▶ 子供の育ちに関する基本的な考え方や、子供との関わり方で大切にしたい視点等について、科学的根拠や効果を分かりやすく示した啓発資料を作成し、SNS等を通じて積極的に周知します。また、すべての保護者を対象として「遊びは学び」の共感的理解を広げるため、生活に身近な場における「あそびのひろば」やネウボラ拠点等様々な場を通じて、啓発資料の提供等を行います。
- ▶ 園・所等*やネウボラ拠点のほか、保護者にとって身近な場において、子供との関わり方について保護者同士で学ぶ機会や、高等学校段階から子供との関わり方を学ぶ機会を充実させます。
- ▶ 保護者が安心感を持って子育てができるよう、地域における家庭教育支援の体制を充実させるため、子育て支援・家庭教育支援研修会等を通じて、家庭教育支援に関わる人材の育成を図るとともに、市町における家庭教育支援チームの立ち上げ等に対する支援を行います。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合	82.2%	80.0% (R8)
指標の設定趣旨		
<p>子供が育つ環境に関わらず、本県のすべての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。</p>		

※ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）(R4～R8)において、最終目標達成見込年度を令和8（2026）年度に設定している。

目指す姿

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ◆ 基礎的な学力の確実な定着や、主体的な学び*を促す教育活動の推進、グローバル・マインド*の涵養を図る取組等により、すべての子供たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力が身に付いています。
- ◆ 学校内外での子供たちの居場所づくりや相談・支援体制の充実に向けた取組等により、家庭の経済的事情等にかかわらず、すべての子供たちが生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。
- ◆ 子供たちが夢や目標を持ち、自己の生き方や働き方について考えを深めながら、職業生活や日常生活に必要な知識や、技能、技術を主体的に身に付けることで、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立を実現していく力が身に付いています。
- ◆ 子供たちに、食や睡眠、運動といった基本的な生活習慣が身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

成果指標

- 「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合
 - 小学校： 72.9% ⇒ 80.0%
 - 中学校： 65.9% ⇒ 80.0%
 - 高等学校：68.8% ⇒ 80.0%
- 各高等学校で設定した育成すべき資質・能力を身に付けた生徒の割合
64.8% ⇒ 74.0%
- 将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合（高等学校）
72.0% ⇒ 79.0%
- 全国学力・学習状況調査*における正答率40%未満の児童生徒の割合
 - 小学校:13.8% ⇒ 10.0%
 - 中学校:22.2% ⇒ 10.0%
- 県内児童（小学6年生）の朝食欠食率
6.4% ⇒ 4.9%
- 県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合
83.6% ⇒ 85.7%

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

(1) 主体的な学び*を促す教育活動の推進

現 状

- 小・中学校においては、市町の「学びの変革*」推進協議会を中心に、「学びの変革」の深化に係る研修等を実施したことにより、各学校において、自律的・組織的なカリキュラム・マネジメント*の取組が進められるとともに、デジタル機器を活用したり、学びをファシリテート*したりしながら、教科等の本質や学ぶ意義等を意識した授業が行われるなど、すべての児童生徒の「主体的な学び」の実現や資質・能力の育成に向けた取組が進められています。
- 高等学校においては、カリキュラム・マネジメント推進研修等を通して、すべての学校において生徒に身に付けさせたい資質・能力を具体化したルーブリックや本質的な問いを中心とした単元計画を作成するなど、「主体的な学び」の実現に向けた授業研究が各学校で組織的に実践されています。
- 特別支援学校*においては、一人一人の障害の状態や特性、心身の発達段階、教育的ニーズに応じた、専門的な指導やデジタル機器の活用等、教育環境の充実を図るとともに、地域協働やキャリア教育*の充実、また小学部から高等部までを見通したカリキュラム改善に取り組んでいます。
- 希望する中学校が海外の中学生とオンラインで交流授業を行うことができるよう、県教育委員会が海外の教育機関と連携してプラットフォームを構築するなど、異文化間協働活動を行う環境整備を進めています。
- 県立学校の姉妹校等交流*の支援を行うとともに、海外行政機関と連携した高校生の海外派遣や民間事業者と連携した短期留学プログラムの紹介、補助金等の留学支援制度等を実施しています。こうした取組により、コロナ禍で激減した海外留学者数は、令和5（2023）年度以降、徐々に回復傾向にあります。

課 題

- 若手教員の増加といった学校の実態や教員の資質・能力によって、学校間における実践や校内研修の質に差があることから、各学校において自律的・組織的なカリキュラム・マネジメントを確立するとともに、人材育成の取組を進める必要があります。また、総合的な学習（探究）の時間と各教科・科目等の学習との往還が十分に図られるよう、カリキュラム・マネジメントの質的向上に取り組む必要があります。
- 海外留学者数は回復傾向にあるものの、円安や燃料価格高騰等による海外渡航費の高騰といった外的要因により、依然としてコロナ禍前の水準にまでは回復していません。また、県立学校における姉妹校等交流についても、コロナ禍で停滞した活動が再開していない学校があります。

取組の方向

- ▶ 小・中学校において、個別最適な学び*と協働的な学び*を一体的に充実させるとともに、探究的な学び*を中核にしたカリキュラムを全県で共有することにより、各学校のカリキュラムの質的改善を図ります。
- ▶ また、各市町「学びの変革」推進協議会や研修等により、自律的・組織的な校内研修体制の確立を図り、若手教員の力量向上に取り組めます。
- ▶ 高等学校において、STEAM教育の視点を取り入れ、教科等横断的な視点での各学校のカリキュラムの質的改善を図り、探究的な学びを促進させる教育活動の充実に取り組めます。
また、カリキュラム・マネジメントの視点から効果的な授業研究を進めるための校内研修を実施できるミドルリーダーを育成する研修を実施するなど、生徒の主体的な学びを促進できる人材育成に取り組めます。

- ▶ 円安等の状況下においても、多くの生徒が海外留学に挑戦するような環境を整備するため、留学の価値や魅力を伝える機運醸成のための取組を行うとともに、留学費用の支援を行います。

姉妹校等交流についても、活動再開のための学校訪問指導や新規姉妹校等連携の支援等を行っていきます。これらの取組により、グローバル・マインド*の涵養を図ります。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合	小学校：72.9% 中学校：65.9% 高等学校：68.8%	小学校：80.0% 中学校：80.0% 高等学校：80.0%
指標の設定趣旨		
社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定しました。		

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
各高等学校で設定した育成すべき資質・能力を身に付けた生徒の割合	64.8%	74.0%
指標の設定趣旨		
各高等学校において、「主体的な学び」を促す教育活動の実践を通して、生徒に主体的な学びの定着が図られることにより、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合	72.0%	74.7% (R7)
指標の設定趣旨		
外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針 (R3～R7) において、最終目標達成見込年度を令和 7 (2025) 年度に設定している。

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

(2) 生徒指導及び教育相談体制の充実

現 状

- 令和5（2023）年3月に、国において「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（COCOLO プラン）」が策定されるなど、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。
- 本県では、令和元（2019）年度から校内に教育支援センター*（SSR）を設置し、不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行う不登校S S R推進校を指定し、教員を1名加配するとともに、指導主事による学校訪問や連絡協議会の開催等を通して、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取組の強化・充実を図っています。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動や不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題が大きい学校をサポート実践校に指定し、教員を加配（1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。いじめの認知件数や中途退学率が上昇傾向にあります。
 - ＜いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校*）＞
R3：5,399件 ⇒ R4：5,618件 ⇒ R5：6,045件
 - ＜中途退学率（公立高等学校）＞
R3：1.0% ⇒ R4：1.1% ⇒ R5：1.2%
- スクールカウンセラー*（SC）やスクールソーシャルワーカー*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からS C及びS S Wの配置要望が増えています。
 - ＜SC・SSWの配置・派遣＞
R6：SCを全校に配置
R6：SSWを50中学校（区）、4県立高校に配置（県内を4エリアに分けて各エリアの拠点校に配置してエリア内の全校を支援対象）

課 題

- 不登校、不登校傾向であったり、特別な支援が必要と考えられたりする児童生徒一人一人の状況に応じて、安心して社会とつながって生活できたり、学んだりすることができる場所の充実が必要です。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導の充実が必要です。
- 専門性が高いS C、S S Wの確保や育成等、更なる教育相談体制の充実が必要です。

取組の方向

- ▶ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール*等民間団体との連携等を通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。
- ▶ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。
- ▶ S C、S S Wの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	71.1%	83.7% (R7)
指標の設定趣旨		
<p>認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和 7（2025）年度に設定している。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	56.3%	53.3% (R7)
指標の設定趣旨		
<p>近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、すべての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和 7（2025）年度に設定している。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
中途退学率（公立高等学校）	1.2%	0.8% (R7)
指標の設定趣旨		
<p>学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、すべての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和 7（2025）年度に設定している。

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

(3) キャリア教育*の推進

現 状

- 小学校及び中学校学習指導要領において、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようキャリア教育の充実を図ることが示されたことを踏まえ、キャリア教育を通して身に付けさせたい資質・能力を、児童生徒の実態を踏まえて具体的に設定して取り組む学校が増えています。
 <キャリア教育を通して身に付けさせたい力について、具体的な資質・能力として設定している学校の割合> (県調査)
 小学校 R3 : 80.0% ⇒ R6 : 88.1%
 中学校 : R3 : 91.7% ⇒ R6 : 94.9%
- キャリア教育の一層の充実が求められていることから、文部科学省においては、現行の小学校、中学校及び高等学校学習指導要領において、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じた組織的かつ計画的な指導の実施の必要性が明示されています。
- また、学校教育の中に変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて、生徒たちがこれからの人生を前向きに考えていけるようにすることや、地域や社会と関わり、様々な職業に出会い社会的・職業的な自立に向けた学びを積み重ねていくことの重要性も示されています。

課 題

- 小・中学校において、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、地域や産業界と連携し、系統的に育成を目指す資質・能力と関連付けた体験活動等の充実が求められています。
- 高等学校において、勤労観・職業観を自ら形成・確立できる生徒の育成を目指し、生徒一人一人が自らの在り方生き方や、自分たちの生活と職業との関係を考え、職業に対する基礎的な知識・理解を得ることができるよう、地域・産業界等との連携・交流を一層深めるとともに、教科・科目等横断的な学習活動の充実が求められています。

取組の方向

- ▶ 小・中学校においては、オンラインによる「学びの変革*推進のための実践等交流会」や中学校進路指導主事研修等でキャリア教育の指定校で実践された好事例を紹介することにより、地域や産業界と連携した児童生徒の体験活動等を充実させ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に取り組めます。
- ▶ 高等学校においては、「総合的な探究な時間」や「課題研究」といった授業を中心に地域・産業界等との連携を深めるとともに、探究的な学習活動や学校・学科横断的な学習活動の充実、学校内外の場面で研修会等を実施することにより、教育活動全体において、生徒のキャリア形成の支援及びこれからの職業人として必要な資質・能力の育成に取り組めます。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合 (高等学校)	72.0%	79.0%
指標の設定趣旨 生徒が、学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、自身の職業意識や自らの生き方等について主体的に考えることが、社会的・職業的自立につながるとして、指標として設定しました。		

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

(4) 学びのセーフティネット*の構築

現 状

- 令和5（2023）年3月に、国において「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（COCOLO プラン）」が策定されるなど、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。【再掲】
- 本県では、令和元（2019）年度から校内に教育支援センター*（SSR）を設置し、不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行う不登校SSR推進校を指定し、教員を1名加配するとともに、指導主事による学校訪問や連絡協議会の開催等を通して、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた強化・充実に努めてきました。【再掲】
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動や不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題が大きい学校をサポート実践校に指定し、教員を加配（1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。【再掲】
 - <いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校*）>
R3：5,399件 ⇒ R4：5,618件 ⇒ R5：6,045件
 - <中途退学率（公立高等学校）>
R3：1.0% ⇒ R4：1.1% ⇒ R5：1.2%
- スクールカウンセラー*（SC）やスクールソーシャルワーカー*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実に努めてきましたが、学校からSC及びSSWの配置要望が増えています。【再掲】
 - <SC・SSWの配置・派遣>
R6：SCを全校に配置
R6：SSWを50中学校（区）、4県立高校に配置（県内を4エリアに分けて各エリアの拠点校に配置してエリア内の全校を支援対象）
- 学習につまずいている児童生徒へのきめ細かな指導の充実に目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきを把握し、個に応じた支援を行うための「広島県学びの基盤に関する調査*」の活用を進めています。
- 日本語指導のための加配教員や非常勤講師を措置するとともに、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じた指導の充実に向けて、日本語指導担当教員の研修会を実施し、指導者を養成しています。
- 高校生等の学費負担を軽減する各種制度について、分かりやすく説明したパンフレットやホームページを作成し県内すべての高校生等へ配付するなど、周知に取り組んでいます。

課 題

- 不登校、不登校傾向であったり、特別な支援が必要と考えられたりする児童生徒一人一人の状況に応じて、安心して社会とつながって生活できたり、学んだりすることができる場所の整備が十分ではありません。【再掲】
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導が十分に行われていません。【再掲】
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。【再掲】

- 学習につまずいている児童生徒が一定程度いることから、個々のつまずきに応じた支援を充実させていく必要があります。
- 多文化共生*の視点をもった日本語指導が実施できていない学校があることから、日本語指導への理解を深め、授業改善を行う必要があります。
- 学費負担を軽減する各種制度について、制度の内容が十分に理解されず、申請に繋がっていないケースがあります。
- 昨今の厳しい経済状況を踏まえ、学費負担を軽減する各種制度の更なる充実が求められています。

取組の方向

- ▶ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール*等民間団体との連携等を通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【再掲】
- ▶ SC・SSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。【再掲】
- ▶ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。
- ▶ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
全国学力・学習状況調査*における正答率 40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.8% 中学校：22.2%	小学校 10.0% 中学校 10.0%

指標の設定趣旨

全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒数が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R7)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	56.3%	53.3% (R7)

指標の設定趣旨

近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、すべての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和 7（2025）年度に設定している。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
中途退学率（公立高等学校）【再掲】	1.2%	0.8% (R7)

指標の設定趣旨

学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、すべての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和 7（2025）年度に設定している。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合【再掲】	82.2%	80.0% (R8)
指標の設定趣旨 子供が育つ環境に関わらず、本県のすべての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。		

※ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）(R4～R8)において、最終目標達成見込年度を令和8（2026）年度に設定している。

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

(5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

現 状

- 子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、栄養バランスの取れた食事、十分な休養、睡眠が大切です。
- 栄養バランスの取れた食事に関心を持っている子供の割合は増加しており、また、朝食または夕食を家族と一緒に食べる共食の回数は増加傾向にあります。
 <共食の回数> H29：8.9回 ⇒ R5：12.4回（1週間あたり）
- 令和5（2023）年度に実施した子供の生活に関する実態調査において、授業が「わかる」と答えた児童は、「わからない」と答えた児童に比べ、朝食を食べる頻度が高く、ほぼ同じ時間に寝ている割合が高くなっており、規則正しい生活習慣の授業理解度への影響が示唆されています。
- 小学校では、保健の授業で、運動、食事、睡眠等を適切にとることが必要であると理解させるとともに、児童会活動で給食後の歯磨き活動に取り組むなど、基本的な生活習慣を身に付けるための指導を行っていますが、朝食を食べていない子供の割合は増加傾向にあり、また、毎日同じくらいの時間に寝ていない子供が約2割います。
 <（小学6年生）朝食欠食率>
 R1：4.4% ⇒ R6：6.4%（全国学力・学習状況調査、文部科学省）
 <（小学6年生）毎日、同じくらいの時刻に寝ている>
 R1：83.0% ⇒ R6：83.6%（全国学力・学習状況調査、文部科学省）
- 本県の3歳児でう蝕*がない人の割合は、令和4（2022）年度で90.7%と9割を超えており、3歳児で4本以上のう蝕がある歯を有する人の割合は令和4（2022）年度で2.7%と全国平均3.0%に比べて良好な状況です。
 <3歳児でう蝕がない人の割合>H29：86.7%（全国平均85.6%）⇒R4：90.7%（全国平均91.3%）
 <3歳児で4本以上のう蝕がある歯を有する人の割合>R4：2.7%（全国平均3.0%）
- 乳幼児期*はう蝕に対する抵抗性が低いため、フッ化物塗布やフッ化物洗口を行うことが有効であることから、今後も乳幼児への対策を継続していくことが求められています。
- 本県の12歳児でう蝕がない人の割合は、令和4（2022）年度で77.4%と全国平均74.2%を上回っており、歯肉に炎症を有する人の割合も、令和4（2022）年度で2.8%と全国平均3.1%に比べて良好な状況です。
 <12歳児でう蝕がない人の割合>H30：70.4%（全国平均67.3%）⇒R4：77.4%（74.2%）
 <12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合> H30：5.1%⇒R4：2.8%
- また、幼児期は体の諸機能が著しく発達する時期であり、子供は自発的にその時発達していく機能を使って活動する傾向があると言われています。また、幼児期の運動が、その後の運動実施状況にも大きな差を生むとされています。
- 日常生活を行っていく上で必要な体力や運動能力を維持するためには、継続して体を動かす習慣づくりが重要です。
- これまで子供のスポーツは、学校における体育に関する指導に加え、スポーツ少年団等地域による活動や、民間が運営する道場や体操クラブ・スイミングクラブ等によって担われてきました。このうち公立学校においては、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、体力の向上を図ることのできる実践力の育成を目指し、各学校において、マネジメントサイクル*を活用した体力づくりを進めています。

- 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答える児童生徒の割合が一部減少するなど一定の成果が見え始めています。
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（公立中2男子）>
 R3：12.0% ⇒ R4：10.2% ⇒ R5：9.8%
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（公立中2女子）>
 R3：21.8% ⇒ R4：19.8% ⇒ R5：21.4%
- また、学校教育の一環として行われ、子供のスポーツ環境として生徒の多様な学びの場となっていた公立学校の運動部活動については、顧問の競技経験の不足により、生徒が望む専門的な指導ができていないケースがあるほか、少子化が進展する中、これまでと同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

課題

- 乳幼児期からの基本的な生活習慣づくりへの支援が求められています。また、就学後も、家庭における生活習慣の改善を促す取組が必要です。
- 家庭は食に関する情報や知識、伝統や文化の伝承、食の楽しみを得るなど、望ましい食生活の獲得に重要であり、食を楽しむ環境づくりが進むよう、引き続き共食の推進に取り組む必要があります。また、困難な家庭状況の子供に対しては、食を通じたコミュニケーションの機会が減少しており、地域での共食の機会を増やす必要があります。
- 規則正しい食生活を身に付けるには、朝食摂取の効果等、朝食の大切さの理解を促進する必要があります。
- 幼稚園や保育所等の職員や保護者に対して、う蝕予防に有効なフッ化物塗布やフッ化物洗口について、適切な知識を普及していく必要があります。小・中・高等学校期でう蝕がない人の割合は良好な状況ですが、歯肉に炎症を有する人の割合は学年が上がるにつれて増加しています。
- 幼児期における運動遊びの充実の取組を進めていくことで、乳幼児期に育みたい「5つの力*」（「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、「やりぬく力」、「人とかかわる力」）を育成していく必要があります。
- 子供たちが楽しく体を動かせるよう、体育科・保健体育科の授業の改善が求められています。
- ジュニア期におけるスポーツ環境の整備には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築が求められています。

取組の方向

- ▶ 望ましい食事、睡眠、運動等の基本的な生活習慣づくりを推進します。
- ▶ 食の楽しさを実感するため、家庭での共食の機会の提供に取り組むとともに、市町、地域のボランティア団体等と連携し、地域での共食の機会の増加に取り組めます。
- ▶ 家庭、学校、企業、地域等と連携し、朝食の大切さ等食に関する正しい知識の発信・普及啓発に取り組めます。
- ▶ 生涯を通じた正しい歯科保健行動の定着に向け、歯科関係団体や学校等と連携し、う蝕予防対策及び歯周病対策を推進します。
- ▶ 幼児が興味や能力等に応じた遊びを通じて、体を動かすことの楽しさを実感できるよう、専門家と連携し、子供が遊びの中で自発的に楽しく身体を動かす環境を、それぞれの教育・保育施設の実態に合わせて工夫できるよう保育士や幼稚園教諭等の育成に取り組めます。
- ▶ 体育科・保健体育科授業や体力の向上に関する教師の指導力向上を図ります。

- ▶ 地域のスポーツ団体や民間事業者と公立中学校等との連携により、地域と学校が協働・融合した形での、地域におけるスポーツ環境の整備を進めます。

成 果 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	6.4%	4.9%
県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合	83.6%	85.7%
指標の設定趣旨 幼少期から規則正しい食事、睡眠をとる習慣を身に付けることが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年）	男子：9.8% 女子：21.4%	男子：5.0% 女子：10.0% (R7)
指標の設定趣旨 生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

参 考 指 標	現状	目標 (R11)
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	週平均12.4回 (R5)	現在の高水準を維持する
3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の減少	2.7% (R3)	0%
12歳児でう蝕がない人の割合	77.4% (R4)	90%以上
12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合	2.8% (R4)	1%以下

領域Ⅱ

安心して子供を持つことができ、 子供たちが健やかに育つ環境づくり

領域の目指す社会像

地域、保育所・幼稚園等や学校、職域等、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援等を行う環境が整っており、すべての子供たちと子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

柱1	就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備	
	(1) 将来を見通せる経済的基盤づくり	50
	(2) 結婚を希望する人への支援	52
	(3) 不妊治療等支援体制の充実	54
柱2	妊娠期からの見守り・支援の充実	
	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	57
	(2) 妊産婦支援・母子保健等の推進	59
	(3) 周産期*・小児医療体制の確保	61
柱3	子供の悩みに対する支援・居場所の充実	
	(1) 子供のこころのケアの充実	64
	(2) 子供の性被害への対策の充実	66
	(3) 不登校の子供への支援	68
	(4) ヤングケアラーへの支援	69
	(5) ひきこもり支援等の充実	71
	(6) 子供の居場所づくりの推進	73
柱4	多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	
	(1) 子育てを応援する職場環境の整備	76
	(2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	77
	(3) 放課後児童クラブ*の充実	79
	(4) 共育での推進	80
柱5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	
	(1) みんなで子育て応援の推進	83
	(2) 子育て住環境の整備	85
	(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進	87
	(4) 子供の防災の取組の推進	89
	(5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進	90
	(6) 子供の交通安全の取組の推進	92

目指す姿

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- ◆ 若い世代や子育て世帯の経済的基盤の安定化と、子育てや教育に係る負担軽減が図られ、また、ライフステージに応じた支援制度の認知が進むことにより、将来への不安が軽減されるとともに、出会いの機会の創出等の支援が講じられ、結婚や、子供を持ちたいという希望を実現しやすい環境整備が進んでいます。
- ◆ 若い世代が結婚や子育てに対してポジティブなイメージを抱き、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザイン*を、希望を持って描くことができます。
- ◆ 不妊や不育に悩む人や治療に不安を抱える人が相談しやすい環境が整い、不妊・妊娠に関する正しい知識が浸透し、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を受けることができます。
また、治療が必要な場合は、経済的負担を理由に治療を断念したり、選択肢を狭めたりすることなく、仕事とも両立しながら、希望する治療を受けることができる環境整備が進んでいます。

成果指標

- 希望の子供数を持っていない人の割合
31.1% ⇒ 28.0%
- 結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合
(令和7(2025)年度調査結果を踏まえ設定)
- 不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率
68.9% ⇒ 80.0%

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

(1) 将来を見通せる経済的基盤づくり

現 状

- 本県の合計特殊出生率*は、全国平均を上回って推移していますが、減少傾向にあり、令和5（2023）年は過去最低であった平成16（2004）年と並んで1.33となるなど、少子化の進展には歯止めがかけられていません。
- 希望の子供数を持っていない夫婦の割合は31.1%（R5）となっており、その理由としては、経済的な負担・不安が最多となっています。経済的負担の軽減については、「子育て家庭の所得を増やす」「子育て・教育に係る費用を公費で負担する」の両方が重要であると考えの人が最も多く、約5割となっています。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 令和6（2024）年度に実施した県民アンケートにおいても、結婚や子供を持つことに希望を持てる社会にするために必要な施策、希望の子供数を持てるよう強化すべき施策としては、「妊娠・出産、子育ての経済的負担の軽減」、「夫婦が働きながら子育てしやすい社会や職場環境の整備」が上位であり、また、子供を持ちたいという希望の実現に向けて、公費負担を更に充実させることについて、約9割の人が必要と考えています。（令和6（2024）年度少子化対策・子育て支援に関する県民アンケート）
- 妊娠・出産、子育てに係る全国一律の経済的支援制度としては、出産・子育て応援交付金や3歳以上の幼児教育・保育の無償化*、高校授業料の実質無償化、高等教育の修学支援新制度等が実施されているほか、令和6（2024）年10月からは児童手当の大幅拡充が行われています。県では、これらに加え、独自の経済的支援制度として不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助等を行っています。
- 子育てにおける費用面で負担感の大きいものは、高校や大学の修学に必要な費用が上位となっている一方で、高校や大学の修学支援に対する認知度は6割程度にとどまるなど、現行の支援制度について十分に知られていない状況もあります。（令和5（2023）年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査）
- 男女とも、理想のライフコースは両立コース（結婚し、子供を持つが、仕事も続ける）が最多であり（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（以下「出生動向基本調査」という。）、女性の出産後の働き方として、正社員で就労継続をした場合、離職して再就職しない場合に比べ世帯の生涯可処分所得が約1.7億円多いとの試算もあります。（令和6（2024）年度第4回「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」資料1）

課 題

- 子育てや教育に係る経済的負担を軽減するため、全国一律の経済的支援に加えて、県独自の支援策を効果的に行う必要があります。
- 若い世代や子育て世帯に、ライフステージに応じた経済的支援制度について十分に知ってもらい、将来の経済的負担への不安を軽減する必要があります。
- 子育て世帯の所得を増やし、ライフサイクル全体を通して経済的基盤を安定させるため、男女が共に働きながら子育てしやすい社会や職場環境づくりを進める必要があります。
- 若者が希望する仕事や働き方、暮らしの実現の後押しとなるよう、より多くの魅力的な働く場を創出していくとともに、若者に県内企業に対する理解促進を図るほか、SNS*等を活用した情報発信を更に強化していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 全国一律の経済的支援を着実に講じるとともに、更なる拡充について国に働きかけます。また、不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助等、県独自の支援策を効果的に組み合わせ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- ▶ ライフステージに応じた支援制度を見える化するるとともに、若い世代へのライフデザイン*啓発の機会や子育て世帯への情報発信の機会等を活用し、積極的に周知を進めることで、若い世代や子育て世帯の将来の経済的負担への不安の軽減に取り組みます。
- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。(領域Ⅱ柱4(1)参照)
- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。(領域Ⅱ柱4(1)参照)
- ▶ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト*等、スタートアップ企業の創出と成長に向けた支援や、環境・エネルギー、健康・医療関連、半導体関連分野等新たな成長産業の育成等により若者にとって魅力ある働く場を創出します。
- ▶ 地元企業が、仕事内容や地域との関わり、広島で働く魅力等を伝える講座等を実施するとともに、広島で働き暮らすことを考える際の参考となるよう、授業やイベント等で学生と接点を持つ機会を提供するほか、WEBサイトやSNS等を通じた情報発信を行います。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
希望の子供数を持っていない人の割合	31.1%	28.0%

指標の設定趣旨

県民の結婚、妊娠、出産の希望の実現を阻む様々な課題への総合的な対策を実施することが、希望の子供数を持てることにつながると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率	72.7%	80.0%
男性の育児休業取得率* (領域Ⅱ柱4(1)参照)	46.2%	78.0%

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

(2) 結婚を希望する人への支援

現 状

- 本県においても未婚化が進展しており、20～49歳の各年齢階級の有配偶者率は低下傾向、50歳時未婚率は上昇傾向にあります。
 <50歳時未婚率> 男性24.2%、女性15.8%（令和2（2020）年総務省国勢調査）
- 平均初婚年齢は上昇傾向にありますが、婚姻年齢のピークは男女とも25～27歳であり、ここ20年間で大きく変化はしていません。
 <平均初婚年齢> 男性30.3歳、女性29.0歳（令和5（2023）年厚生労働省人口動態統計）
- 結婚する意志のある18～34歳未婚者は減少傾向にあり（男性81.4%、女性84.3%）、一生結婚するつもりはない割合は増加傾向にあります（男性17.3%、女性14.6%）。また、いずれ結婚したいと考えている25～34歳の未婚者について、現在独身でいる理由は男女とも「適当な相手にまだめぐり合わないから」が最多（男43.3%、女48.1%）となっています。（出生動向基本調査）
- 赤ちゃんや幼い子供とふれあう機会がよくあった（よくある）人は、そうでない人よりも「いずれ結婚するつもり」と回答する割合が高くなっています。（出生動向基本調査）
- 既婚者が配偶者と知り合ったきっかけは、以前は「友人等を通じて」、「職場や仕事」等が上位でしたが、近年の調査では、「マッチングアプリ」が最多となっており、結婚相手との出会いのきっかけは変化しています。
 <既婚者（直近5年間で結婚）の結婚相手との出会いのきっかけ>
 マッチングアプリ25.1%、職場等20.5%、学校9.9%（令和6（2024）年度こども家庭庁調査）
- 結婚相手の条件として重視する項目は、「人柄」が最多（男性77.0%、女性88.2%）、次いで「家事・育児の能力や姿勢」（男性42.1%、女性70.2%）、「仕事への理解と協力」（男性42.0%、女性55.9%）となっています。（出生動向基本調査）
- 未婚率について、男性では、所得が低いほど高く、非正規職員は正規職員より高い傾向があります。（令和4（2022）年就業構造基本調査）
- 20代の男女について、結婚をしようと思える世帯年収は増加傾向にあるなど、収入に係る結婚のハードルは上昇傾向にあります。（SMBC コンシューマーファイナンス調べ「20代の金銭感覚についての意識調査」）
- 県では、「こいのわボランティア*」の育成や「こいのわ出会いサポートセンター*」の運営を支援し、多様な主体による出会いの場の創出や婚活の社会的気運の醸成・裾野拡大に取り組んでいます。
- ライフスタイルの多様化が進む中で、正しい知識に基づいて、自分自身の望むライフデザイン*を前向きに描くことが重要ですが、15～39歳の未婚者について、7割がライフデザインを学んだことがない状況です。（令和6（2024）年度こども家庭庁調査）

課 題

- 独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり合わないから」を挙げる若者が最も多いため、引き続き、安心して気軽に参加できる出会いの場を設けることにより、結婚を希望する人が婚活に踏み出す後押しを行う必要があります。
- 子育てや教育に係る経済的負担や仕事と子育ての両立への不安等、子供を持つことへのネガティブなイメージが先行していることから、若い世代が、子供・子育てに対する支援制度への認識を高め、ポジティブなイメージを抱き、将来にわたる展望を描けるよう、総合的に取り組む必要があります。

- 少子化の要因の一つである未婚化の背景には、雇用形態を含めた経済的な不安、仕事と子育ての両立への不安、家事・育児の分担への意識等、様々な要因が複雑に絡み合って影響していると考えられるため、これらの課題を解決するための、より効果的な施策について、引き続き検討していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 多様な主体による若者の出会いの機会の創出を支援し、結婚を希望する若者の出会いのきっかけづくりに取り組みます。
- ▶ 若い世代の経済的基盤の安定を図るとともに、ライフステージに応じた支援制度の見える化、子供・子育てに係る様々な体験の機会の提供、ポジティブイメージの情報発信等を通じて、若い世代が、子供・子育てにポジティブなイメージを持つことができるよう、また仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザインを描けるよう取り組みます。
- ▶ 結婚の希望を実現できていない真の要因について引き続き分析を行い、必要な施策を検討していきます。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合	令和7(2025)年度 調査予定	調査結果を踏まえ 設定
指標の設定趣旨		
支援制度の周知や、様々な体験の機会を提供することが、結婚や子育てにポジティブなイメージを持つことにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
こいのわ出会いサポートセンター会員数	16,950人	20,018人

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備 (3) 不妊治療等支援体制の充実

現 状

- 不妊を心配したことがある夫婦は3組に1組以上、不妊検査・治療経験がある夫婦は4.4組に1組で、増加傾向にあります。(出生動向基本調査)
- 年齢とともに妊孕性*は低下し、また不妊の原因の約半数は男性側にあると言われており、夫婦で共に、より早期に検査や治療を受けることが重要ですが、妊娠・不妊症に関する正しい知識の浸透が十分ではない状況があります。
- 令和4(2022)年度から特定不妊治療が保険適用となりましたが、保険の範囲が限定的であることなどにより、依然として経済的負担が大きい人がいます。
- 子供がない人が希望の子供数を持たない理由として、「欲しいができない」「不妊治療にお金がかかりすぎる」等が上位を占めています。(令和5(2023)年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)
- 県では、不妊検査・一般不妊治療について、夫婦で共に検査・治療を受けた場合の費用の一部を助成しているほか、特定不妊治療に併せて行われる先進医療等に係る費用の一部を助成しています。国では、現在、研究段階にある不育症の検査を受けた人の検査費の一部を助成しています。
 - <助成件数(R5)>
 - 不妊検査・一般不妊治療：770件
 - 特定不妊治療(先進医療)：1,705件
 - 特定不妊治療(全額自己負担)：315件
- これらの不妊治療・不育症に関する助成制度を知らない人が存在し、そのため制度が活用できていない、また不妊検査・治療に踏み出せていないことが考えられます。
 - <不妊検査・治療の助成制度の認知度(R5 広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)> 68.9%
 - <不妊検査・一般不妊治療助成制度の認知度(R5 助成決定者アンケート)> 受診する前に知っていた29.0%、受診後に知った59.1%
- 不妊・不育治療は長期間にわたるなど、治療を受ける人の身体的・精神的な負担・不安が大きい中で、不妊に関する悩みを相談できず抱え込んでいる人がいます。
- 不妊治療と仕事の両立について、両立できた人がいる一方で、不妊治療により働き方を変えたり、仕事をあきらめたりする人がいます。
 - <仕事と治療の両立について(女性)(R5 助成決定者アンケート)> 両立できた65.3%、治療を優先して退職した7.4%、働き方を変えた(異動含む)18.2%
- 広島県性と健康の相談センター*では、男女ともに性や健康に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケア*を推進するとともに、併設している広島県不妊専門相談センター*においては、助産師が、不妊・不育に悩む人に寄り添った専門的な支援を行っています。

課 題

- 若い世代や、子供を持つことを希望する人が、不妊に関する正しい知識を身に付け、不妊について不安がある場合は早期に検査を受けることを促す必要があります。
- 不妊治療を受ける人の治療の選択肢が減らないよう経済的な支援を継続するとともに、これらの助成制度の情報を、不妊検査・治療を開始する前の人も含め、必要な人へ届けることが求められています。
- 不妊・不育に悩む人が、相談窓口の情報を得て、専門家等へ相談しやすい環境が必要です。
- 不妊治療に取り組む人(社員)の現状・ニーズについて企業の理解を促し、不妊治療により仕事をあきらめることがない職場環境・風土づくりを促進する必要があります。

- 若い世代や、子供を持つことを希望する人が、男女問わず、プレコンセプションケアの考え方や、妊娠・出産に関する正しい知識を適時に得られる環境が求められています。

取組の方向

- ▶ 妊娠・出産に伴うリスクが低く、出産に至る確率の高い若い年齢で検査を受け、治療を開始できるよう、妊娠・出産や不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期の不妊検査に向けた勧奨を行います。
- ▶ 不妊治療に係る選択肢を減らさず、経済的負担を軽減するため、助成制度を継続するとともに、必要な人が活用できるよう、また不妊検査・治療を考えるきっかけとなるよう、医療機関等とも連携し、制度の広報・周知に取り組みます。
- ▶ 不妊や不育に悩む人の精神的負担を軽減するため、広島県不妊専門相談センターによる相談事業を継続して行うとともに、相談しやすい環境づくりに向け、相談窓口の周知を強化します。
- ▶ 不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境整備の必要性について、企業への啓発を行うとともに、当事者の心情等に係る職場や周囲の人への啓発に取り組みます。
- ▶ いずれ子供を持ちたいと願う人が、男女ともに、将来の妊娠のことを考えながら健康的な生活ができるよう、プレコンセプションケアに関する普及啓発を行うとともに、不妊に関する情報を得やすい環境づくりを行います。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率	68.9%	80.0%

指標の設定趣旨

不妊検査・不妊治療の助成事業を知ってもらうことが、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を開始する後押しとなり、また、経済的負担を理由に治療を断念したり選択肢を狭めたりすることなく不妊治療を継続することにもつながると考えられることから、指標として設定しました。

目指す姿

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- ◆ 市町のネウボラ拠点と医療機関や保育施設、地域子育て支援拠点*等、子育てに関わる関係機関が一体となって子育て家庭を見守り、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに適切な支援につなげる「ひろしまネウボラ*」の仕組みが全市町で構築されています。
また、一部の市町では、ネウボラ拠点を含む福祉関係の各部署、小・中学校等が保有している子供や子育て家庭に関する情報を一元化し、AI*によるリスク予測を活用することで、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、子供や家庭の予防的な支援につなげています。
- ◆ 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識が認知され、すべての妊産婦・乳幼児が、必要な健康診査・検査を受け、心身の不調や子育てへの不安について相談することができています。
また、健康診査・検査実施医療機関や相談機関と市町のネウボラ拠点、治療や療育を行う専門機関等との連携体制が構築され、心身の不調や疾患、発育・発達の障害等の可能性のある妊産婦・乳幼児が把握された場合は、市町のネウボラ拠点を中心に継続的なフォローを行い、早期に適切な支援、治療、療育等につなげることができています。
- ◆ 妊産婦及び子供たちが、安心して質の高い周産期*・小児医療を受けることができる体制が確保されています。

成果指標

- 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合
72.5% ⇒ 82.0%
- 周産期死亡率
直近5年間での平均値が現状値未満
- 小児死亡率
直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり

現 状

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、身近に相談ができる人がいないなど、子育ての孤立化が進む中においても、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、本県では、地域の関係機関と一体となって、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みとして「ひろしまネウボラ*」の構築を進めており、令和6（2024）年度は18市町で実施されています。
 - ひろしまネウボラの実施市町では、面談のタイミングを増やすことや、関係機関からの情報連携を強化することなどにより、子育て家庭のリスクの早期発見・早期支援を行っています。具体的には、乳幼児健康診査*や定期面談に参加していない家庭を積極的にフォローすることにより、ほぼ100%の状況を把握しているほか、面談等を通して支援が必要な家庭を把握した場合は、市町のこども家庭センター*（児童福祉機能）や児童発達支援センター*、専門の医療機関等につながりなど、関係機関と連携して支援を行っています。
 - しかしながら、乳幼児健康診査時のアンケート結果によると、育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている割合は、7割程度にとどまっています。
 - 児童虐待や不登校等、子供を取り巻く環境によって様々なリスクが生じていますが、福祉部門や学校等、子育て家庭に関わる各部署が保有する情報は、通常、リスクが表面化するまで共有されることはなく、多面的なアセスメント*や機を逸しないフォローが十分に行えていないことがあります。
- ＜児童虐待相談対応件数（県・広島市合計）＞ R1：4,518件 ⇒ R5：6,380件
- 県では、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報を共有して予防的支援を行う仕組みの構築に、モデル事業として県内4市町で取り組み、これまで把握できなかった子供・家庭の把握と予防的な支援につなげています。

課 題

- 子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に向けて、全県でひろしまネウボラの仕組みを構築する必要があります。
- ひろしまネウボラ実施市町において、ネウボラ相談員がネウボラの価値について共通認識を持ち、子育て家庭との信頼感を構築するために必要なスキルを身に付けるなど、対応の質を向上させる必要があります。また、支援が必要な家庭を把握した場合に、関係機関との連携が円滑に行われるよう、情報共有の仕組みの強化や連携先の充実を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査や面談の機会以外でも、子育て家庭がいつでも当たり前を訪れることのできる相談先となるためには、ひろしまネウボラへの認知度を高めることや、ネウボラ拠点の空間に寄り添い感やあたたかみを感じられることが必要です。
- 予防的支援のモデル事業を実施した市町では、各部署が保有する情報を共有することで子供や子育て家庭のリスクの兆候を早期に発見し、支援につなげられていること等を踏まえ、他の市町においても、子育て家庭の情報を一元化して多面的なアセスメントや機を逸しないフォローを行う方法を工夫する必要があります。

取組の方向

- ▶ ひろしまネウボラの評価検証を通して、ネウボラの実施によって得られた効果を見える化するとともに、未実施の市町に示すことで、実施市町の拡大に取り組みます。

- ▶ ひろしまネウボラ実施市町において、ネウボラの価値の浸透を図りながら、ネウボラ相談員が子育て家庭との信頼関係をより深められるよう、子育て家庭に寄り添うための意識やスキルを更に高めるとともに、関係機関との連携を強化するための効果的な仕組みの構築に取り組みます。
- ▶ 子育て家庭にネウボラの理念や役割を理解してもらえるよう戦略的な情報発信に取り組むとともに、子育て家庭にとって、ネウボラ拠点の空間が寄り添い感やあたたかみのあるものとなるよう、市町の取組を支援します。
- ▶ 予防的支援のモデル事業の実施により構築した仕組みやノウハウ等を活用して、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	72.5%	82.0%
指標の設定趣旨 ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	71.0%	80.0%
ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	17市町	23市町

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

(2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

現 状

- 本県の母親の平均出産年齢は、平成 27（2015）年以降は大きな変化はないものの上昇傾向にあり、令和 5（2023）年では 35 歳以上での出産が約 27%となっています。また、20 歳未満で人工妊娠中絶をする人が一定割合（2.9（女子人口千対））いる状況にあります。（厚生労働省「人口動態調査」「衛生行政報告例」）
 <第1子出産年齢（母親）> R1：30.1 歳 ⇒ R5：30.4 歳
- 核家族化の進展等により、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、家族等の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱く母親や、うつ状態の中で育児を行う母親が存在しており、市町では、産後の母親を対象とした産婦健康診査*や、産後ケア*が行われています。
 <産婦健康診受診率（R5）> 1 回目（産後 2 週目安）89.6%、2 回目（産後 4 週目安）70.0%
 <産婦健康診査（1 回目）での要支援産婦割合> R5：6.4%
- 県では、心身の不調や子育てへの不安を抱えた妊産婦が、経済的負担を理由に産前・産後のケアを受けることをためらわないよう、市町の産後ケア事業や産前・産後サポート事業等の利用者負担の半額助成を令和 2（2020）年度に開始し、利用者は年々増加しています。
 <産後ケア延利用者数（R5）> 2,715 人
- 乳幼児健康診査*を受診していない子供が一定割合存在しており、一部の子育て家庭において、養育状況を把握するため、児童虐待部門等との連携を図り、家庭訪問等の支援が行われています。
 <乳幼児健康診査未受診率（R5 暫定値）> 1 歳半：4.2% 3 歳：5.6%
- 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター*及び精度管理システムを用いた要精密検査児のフォローアップや、低出生体重児*の保護者に対するリトルベビーハンドブック*の配布等、発育、発達、疾患等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援を関係機関と連携して行っています。
- 国において、母子保健情報のデジタル化、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）の整備等、母子保健 DX が推進されています。
- 広島県性と健康の相談センター*においては、電話やメール、オンライン等様々な方法で、妊娠・出産や子育て、女性の健康等に係る相談に幅広く対応しており、不安を抱える人への支援につなげています。
 <広島県性と健康の相談センター相談延件数（R5）> 618 件
- 子供の健やかな発育のためにも、妊娠前からの心身の健康づくりと基本的な生活習慣、適正体重の維持、妊娠中や授乳期に喫煙や飲酒をしないことが重要ですが、実践できていない場合があります。
 <妊娠中の飲酒率（R4）> 0.6% <妊婦の喫煙率（R4）> 1.8%
- 乳幼児期*は、親子間の会話や体験の共有等を通じて言葉や自己肯定感が発達する重要な時期ですが、泣いたりぐずったりする子供に應えるため、テレビやスマートフォン等の ICT*端末に頼りすぎてしまう親がおり、子供の健やかな育ちへの影響が懸念されています。

課 題

- 健康診査等について、すべての妊産婦・乳幼児の受診に至っておらず、妊産婦や乳幼児に対する健康診査・検査の意義について理解を促し、受診につなげる必要があります。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児が早期に十分な支援につながることでできていない場合があるため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査・検査等の実施状況や結果を関係機関が把握し、対象者を漏れなくフォローする体制の円滑な運用を進める必要があります。

- 産後ケア事業においては、実施施設が限られている等の理由から、利用要件を制限している市町もありますが、支援体制を強化し、心身の不調や子育てへの不安を抱える妊産婦等が必要なケアを受けられるようにする必要があります。
- 妊産婦が、妊娠・出産に関する正しい知識に基づいて心身の健康を保ち、不安が生じた場合はいつでも相談し、必要な支援を受けられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識や相談窓口、支援制度等を認識してもらう必要があります。
- 学童期へ向けた予防的観点から、乳幼児期における適切なICT端末の利用等について普及啓発が求められています。

取組の方向

- ▶ 「ひろしまネウボラ*」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ▶ 全国的な母子保健DXの動きも注視しながら、健康診査・検査結果等の効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みを検討するとともに、市町や医療機関等との連携を強化し、早期に適切な支援、治療、療育、フォローにつなげる体制の充実を図ります。
- ▶ 産後ケア施設の広域利用や整備促進、アウトリーチ型ケアの充実等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組みます。
- ▶ 妊娠・出産に関する支援制度や相談窓口の情報発信を強化するとともに、妊娠中の喫煙・飲酒が母体や胎児へ影響するリスク等、妊娠・出産に関する正しい知識の周知やプレコンセプションケア*に関する普及啓発に取り組みます。
- ▶ 子育てにスマートフォンを利用すること、ICT端末が乳幼児の発育・発達に与える影響等について学ぶ機会の提供に取り組みます。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合 【再掲】	72.5%	82.0%
指標の設定趣旨		
ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
産婦健康診査（1回目）受診率	91.1%	100.0%
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合	84.1%	92%
新生児聴覚スクリーニング検査で要精密となった児の精密検査受診率	95.0% (R4)	100.0%

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

(3) 周産期*・小児医療体制の確保

現 状

- 周産期死亡率は令和元（2019）年～令和5（2023）年までの5年間平均で3.2（全国3.3）、小児死亡率は令和元（2019）年～令和5（2023）年までの5年間平均で0.16（全国0.18）となっており、いずれも全国平均を下回っています。
- 周産期の医療体制については、ハイリスクの妊娠・分娩に対応するため、県内2施設を総合周産期母子医療センター*に指定、8施設を地域周産期母子医療センターに認定し、県内7つの二次保健医療圏*をカバーしています。また、新生児集中治療室（NICU*）は県内に67床あります。
- 小児の医療体制について、軽傷等の対応（小児初期救急）は住民に身近な地域の「在宅当番医」や「休日夜間急患センター*」、入院治療の対応（小児二次救急）は「小児救急医療拠点病院」や「病院群輪番制方式等」により休日・夜間の診療体制を確保しています。また、複数の診療科にわたる重篤患者については「救命救急センター*」（三次救急）が広域的に対応しています。
- 産科・小児科の医師数は大きな伸びはなく、特に病院勤務の人口あたり医師数は全国平均を下回っており、負担が大きい状況となっています。

＜産婦人科・産科 病院：26.8人（全国31.5人）	診療所：20.5人（全国17.5人）＞
＜小児科 病院：58.6人（全国76.1人）	診療所：49.3人（全国46.6人）＞

課 題

- 出生数の減少や医師の高齢化等による分娩取扱施設や小児科開業医の減少等により、周産期・小児医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- また、出産時の母親の年齢上昇等によるハイリスク妊娠・分娩や合併症の増加等により、周産期母子医療センターの負担が大きくなっています。
- さらに、小児の二次救急医療機関を訪れる患者のうち、9割以上が軽症であることが以前より指摘されており、休日・夜間の診療に当たっている病院の医師等の負担増大の要因となっています。その結果、24時間365日の小児救急医療体制を維持していくことが困難となる恐れがある地域もあります。
- 産科医師・小児科医師については、女性医師の割合が高いことから、不足している保育施設の確保等、出産・子育て世代が就業を継続できる体制を整える必要があります。

取組の方向

- ▶ 限りある資源と効率的な医療提供や医師の働き方改革の観点から、各圏域の中核となる病院において医療資源の集約化・重点化を進め、医療機能（高度・専門的な医療、救急）の維持・強化を図るとともに、その他の医療機関においても、分娩を取り扱わない医療機関は妊婦健診等を、正常分娩を扱う医療機関等はローリスク妊娠・分娩を安全に実施するなどの役割分担を行います。
- ▶ 小児医療体制については、地域の実情に応じた初期救急体制を検討し、二次救急を担う医療機関等の取組を引き続き支援します。三次救急は、高度医療・人材育成拠点の整備等により、高度で専門的な医療を提供できる体制の確保につなげます。
- ▶ 産科医師・小児科医師の確保については、広島県地域医療支援センター*による総合的な医師確保対策とともに、産科医師については、医療機関が支給する分娩手当等処遇改善の取組を支援することにより、確保と定着を図ります。
- ▶ また、本県が設定している大学「地域枠」等により地域医療を担う医師の育成と、地域のニーズと医療資源の適正配置を踏まえ、医師の確保を進めます。

- ▶ 産科及び小児科は女性医師の割合が高いことから、広島県地域医療支援センターによる女性医師等の就業等の支援や医師の長時間労働の解消に向けた勤務環境改善のための支援を行います。

成 果 指 標	現状（5年平均 R 元-R5）	目標（R11）
周産期死亡率 （妊娠 22 週以降の死産と生後 1 週未満の死亡の合計）（出産 1,000 対）	3.2 （全国 3.3）	直近 5 年間での 平均値が 現状値未満
小児死亡率（15 歳未満）（小児人口 1,000 対）	0.16 （全国 0.18）	直近 5 年間での 平均値を全国平均 値以下で維持
指標の設定趣旨 周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下で維持することが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

目指す姿

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- ◆ 様々なニーズや特性を持つ子供・若者が安全で安心して過ごすことのできる場が整備され、学校内外での相談支援体制が充実するとともに、困難を有する子供・若者が身近な地域で年齢階層で途切れることなく必要な支援を受けられる環境整備が進み、子供・若者がひとりで悩みを抱え込まず、自分にとって相談しやすい窓口とつながっています。
- ◆ 子供や保護者が子供の性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防止することができる力を身に付けるとともに、性犯罪・性暴力被害者が、被害を抱えず、相談窓口で相談できています。
- ◆ ヤングケアラーとその家族が、地域や様々な関わりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができます。

成果指標

- 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合
 小学5年生：4.8% ⇒ 2.4%
 中学2年生：7.3% ⇒ 3.6%
- ヤングケアラーについて知っている人の割合
 37.0% ⇒ 70.0%

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(1) 子供のこころのケアの充実

現 状

- 検索連動広告やSNS*を活用したバナー広告等を通じた相談窓口に関する情報発信により、各種相談窓口（こころのライン相談@広島県や、思春期こころの電話相談等）における子供・若者世代からの相談件数は増加しており、これらの相談窓口がこころの悩みを解消するための受け皿となっています。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動や不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題が大きい学校をサポート実践校に指定し、教員を加配（1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。【再掲】
 - <いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校*）>
 - R3：5,399件 ⇒ R4：5,618件 ⇒ R5：6,045件
 - <中途退学率（公立高等学校）>
 - R3：1.0% ⇒ R4：1.1% ⇒ R5：1.2%
- スクールカウンセラー*（SC）やスクールソーシャルワーカー*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からSC及びSSWの配置要望が増えています。【再掲】
 - <SC・SSWの配置・派遣>
 - R6：SCを全校に配置
 - R6：SSWを50中学校（区）、4県立高校に配置（県内を4エリアに分けて各エリアの拠点校に配置してエリア内の全校を支援対象）

課 題

- 県内における30歳未満の自殺者数は令和5（2023）年で62人（警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成資料（R5））と令和元（2019）年以降横ばいで推移しており、こころの悩みの解消につながる相談窓口のより効果的な広報と、相談対応や支援に係るスキルの向上に取り組むとともに、子供の自殺危機を察知した際に適切な対応を行うことのできる支援体制づくりを進める必要があります。
- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導が十分に行われていません。【再掲】
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。【再掲】

取組の方向

- ▶ 子供・若者世代からのこころの相談窓口に係る、相談者のニーズ把握と、ニーズに応じた相談手段の充実や、ICT*を活用した効果的な広報に取り組むとともに、こどもの自殺危機に地域の関係機関が連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ▶ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。【再掲】
- ▶ SC、SSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。【再掲】

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨		
<p>困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
「こころのライン相談@広島県」の若年層（40歳未満）相談件数	1,921人/年 (R3)	3,700人以上/年 (R9)
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】※	71.1%	83.7% (R7)

※ いのち支える広島プラン（R5～R9）において、最終目標達成見込年度を令和9（2027）年度に設定している。

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(2) 子供の性被害への対策の充実

現 状

- 県内の児童買春・児童ポルノ禁止法事犯や児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為における子供の性被害者数は、年間 100 人前後で推移しており、子供のスマートフォン利用の増加に伴い、SNS*に起因するケースが約半数を占めています。
- 内閣府調査によると、「無理やり性交等をされた経験」のある者のうち、被害に遭った時期が子供・若者の割合が8割を占めています。また、被害にあった時期が18歳未満である者が3割であり、小学生段階で被害に遭った者も1割います。
- 法務省調査によると、犯罪等の被害に遭いながらも捜査機関に申告しなかった者の割合について、窃盗は5割、暴行・脅迫は6割である一方で、性暴力は8割となっており、性暴力被害は潜在化する特徴があります。
- 性被害に関する相談窓口として、平成29(2017)年度に「性被害ワンストップセンターひろしま*」を設置していますが、認知度が13.7%(R5)にとどまっています。
- 学校現場においては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、文部科学省が推進する「生命の安全教育」について、各学校の実態に応じて実施しています。

課 題

- 子供のインターネット利用が増加する中、SNS等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシー*の向上が必要です。
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング*の有効性やカスタマイズについての認識が高まっていないため、利用が進んでいません。
- 性犯罪・性暴力被害者について、子供・若者がボリュームゾーンであるが、これらの層が性被害ワンストップセンターひろしまにつながるための効果的な情報発信ができていません。
- 判断能力が不十分である子供については、被害を認識することや、自ら被害を申し出ることが困難であるため、特に年齢の低い小学生への啓発強化を図っており、今後も継続的な取組が必要です。
- 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を継続して行っていくことが重要であることから、各学校において「生命の安全教育」をより効果的に実施していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ▶ フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ▶ 子供・若者が被害を抱えず、相談窓口で相談できるようにするため、デジタル技術を活用した情報発信等、性被害ワンストップセンターひろしまに関する広報啓発を強化します。
- ▶ 「生命の安全教育」について、研修等で好事例を共有することや、外部講師による研修を実施するなど、取組の充実を図ります。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨		
<p>困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
子供の性被害者数 (児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計)	84人	前年比減
「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合	13.7%	19%

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(3) 不登校の子供への支援

現 状

- 令和5（2023）年3月に、国において「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（COCOLO プラン）」が策定されるなど、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。【再掲】
- 本県では、令和元（2019）年度から校内に教育支援センター*（SSR）を設置し、不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行う不登校SSR推進校を指定し、教員を1名加配するとともに、指導主事による学校訪問や連絡協議会の開催等を通して、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取組の強化・充実を図っています。【再掲】

課 題

- 不登校、不登校傾向であったり、特別な支援が必要と考えられたりする児童生徒一人一人の状況に応じて、安心して社会とつながって生活できたり、学んだりすることができる場所の充実が必要です。【再掲】

取組の方向

- ▶ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール*等民間団体との連携等を通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【再掲】

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	56.3%	53.3% (R7)

指標の設定趣旨

近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、すべての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(4) ヤングケアラーへの支援

現 状

- ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。
- 県の調査（R5）では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学5年生で25.7%、中学2年生で14.0%であり、このうち、世話をしている家族が父母・祖父母の場合、小学5年生で9.8%、中学2年生で5.1%でした。また、国の調査（R2・3）でも同様に、家族の世話をしている子供が一定数存在することがわかっています。
- ヤングケアラーの課題は、本人や家族に自覚がない場合や周囲が気づかないために表出化しづらいという特徴があり、必要な支援につながりにくく、また、家庭内の様々な事情により本人等が相談や支援を希望せず、本来必要な支援から遠ざかっている場合もあります。
- 県の調査（R5）では、「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答したのは小学5年生で1.6%、中学2年生で1.0%でした。また、ヤングケアラーにあてはまるかどうか「わからない」の回答は、小学5年生で29.6%、中学2年生で22.8%でした。
- 県では、ヤングケアラーの認知向上と理解促進を図るため、広島県公式ホームページにおいて、ヤングケアラーについての基本知識や、県内市町等の相談窓口を紹介する専用ページを開設して、当事者を含めた関係者への情報発信を行う等を進めています。

課 題

- 子供が家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割として一般的に行われていることであり、思いやりや気持ちや責任感等を育むことにもつながる一方、重すぎる責任や作業等の過度な負担は、学業や友人関係、将来の進路等に影響が出てしまうことが懸念されます。
- ヤングケアラーへの支援は、表出化しづらく必要な支援につながりにくい特徴を踏まえるとともに、本人・家族が抱える家庭内の様々な課題に対して、当事者の思いを尊重しつつ、関わりのあるすべての人が、適切に手を差し伸べて支えていくことができる仕組みや体制を構築していくことが必要です。

このため、各家庭の課題に寄り添った支援を行うために、教育・福祉分野等の専門機関に関わらず、日々の暮らしに関わるすべての関係者に対して、この問題に関する正しい理解を一層促進するとともに、各関係者の役割を明確化した適切な支援が提供される必要があります。

取組の方向

- ▶ 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。
- ▶ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ▶ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
ヤングケアラーについて知っている人の割合	37.0%	70.0%
指標の設定趣旨 ヤングケアラーは表出化しづらい特徴があることから、地域等の中で「気づき」・「寄り添い」・「支える」ことにつながるには、まずは、関係者をはじめとしたすべての人にヤングケアラーの認知や理解が広がる必要があると考えられるため、指標として設定しました。		
参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	13 市町	23 市町

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(5) ひきこもり支援等の充実

現 状

- 不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等の問題は、相互に関連し、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。
- ひきこもり支援については、県内に3か所設置しているひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援や訪問支援、居場所づくり等に取り組んでいます。さらに、より身近なところで支援を受けることができるよう、全市町において相談窓口が明確化されており、居場所づくり等の支援の取組が進められています。
- ひきこもり状態にある人やその家族は複雑化・複合化した課題を抱えており、中には不登校からひきこもりになることで支援につなぐことが困難となるケースもあります。
- また、就業構造基本調査（総務省統計局）によると、令和4（2022）年の県内の若年無業者（ニート）は約1万4千人存在しています。
- 国が設置した広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、国の事業と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立に向けた支援を行っています。
- 平成27（2015）年度に始まった生活困窮者自立支援制度により、市町において様々な支援を包括的かつ計画的に行う「自立相談支援事業」のほか、学習支援や生活習慣の改善等の支援を行う「子どもの学習・生活支援事業」、ただちに就労が困難な人への一般就労に向けた支援として、基礎能力を養う「就労準備支援事業」等の任意事業を行っていますが、取組状況は市町によって異なります。また、県では雇用による就業を目指し、就労の機会を提供する「就労訓練事業」の認定を行っています。
 - <子どもの学習・生活支援事業（任意事業）の実施市町数> R5：14市町
 - <就労準備支援事業（任意事業）の実施市町数> R5：12市町
- 不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、行政と民間団体で構成する「子ども・若者支援協議会*」を設置しています。

課 題

- ひきこもり支援については、子供・子育て、教育、生活困窮といった分野別の制度や支援の仕組みの充実を図るとともに、分野横断的なネットワークづくりを進めていく必要があります。また、より身近なところで支援を受けられるよう、各市町のひきこもり支援に関する資源に応じた取組の促進とともに、様々な相談支援ニーズに対応できるひきこもり支援従事者の育成を図っていく必要があります。
- 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）では、若年無業者（ニート）の職業的自立に向けて、本人やその家族に支援情報が行き届くよう、関係機関と連携して周知を図るとともに、相談等の支援に時間を要する利用者には、引き続き個別ニーズに応じた対応を行っていく必要があります。
- 体制の確保が困難等の理由により、生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業が実施されていない市町があります。
- 子ども・若者支援協議会において、分野の枠を超えた情報共有や連携強化を図っていますが、複雑化・複合化した困難に引き続き対応するため、更なる連携の促進が必要です。

取組の方向

- ▶ 地域の実情を踏まえたネットワークづくりを促進し、市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、広島ひきこもり相談支援センターや県立総合精神保健福祉センターと連携して、市町や関係機関との連絡協議会、従事者向けの人材育成研修を開催し、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- ▶ 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、引き続き、関係機関と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立を図るため、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験・臨床心理士による相談等、きめ細かな支援に取り組みます。
- ▶ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有等により、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。
- ▶ 子ども・若者支援協議会を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨		
<p>困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
若者交流館利用者の就職等決定者数	176人	160人

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

(6) 子供の居場所づくりの推進

現 状

- 地域における子供の居場所は、学齢期*以降では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の生活・遊びの場である、「放課後児童クラブ*」や、保護者の就労状況に関わりなく、地域住民等の参画を得て、地域の子供が学習や体験活動等を行う場である「放課後子供教室*」があるほか、民間主体の子供食堂*、生活困窮世帯の子供への学習支援の場、ひとり親家庭等を対象とした生活・学習支援の場等があります。
- 国は「放課後児童対策パッケージ」において、子供の多様な居場所づくりの推進に向け、放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進しています。
- また、すべての子供を対象とした遊びや学びの拠点として、公民館、図書館等の社会教育施設や、児童館等の児童厚生施設が活用されているほか、インターネット空間（SNS*やオンラインゲーム等）も居場所の1つとなっています。
- 令和5（2023）年度に実施した「子供の生活に関する実態調査」では、悩みごとがあるとき相談できる相手がいないと回答した子供が一定数おり、そういった子供は、相談相手がいる子供に比べて、日々の生活への満足度が低くなっています。
 - <困りごとや悩みごとを「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した児童生徒の割合（R5年度）> 小学5年生：4.8% 中学2年生：7.3%
 - <相談できる人の有無別の生活満足度の平均値（10段階評価）（R5年度）>

（相談できる人がいる）	小学5年生：7.92	中学2年生：7.26
（相談できる人がいない・相談したくない）	小学5年生：5.80	中学2年生：5.12
- また、「子供の生活に関する実態調査」では、子供食堂や無料の学習教室等の「居場所」を「あれば利用したい」と思っている子供は2～4割おり、これらの「居場所」を利用したことのある子供では、6～8割が良い変化があったと感じています。
- 子供・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、子供・若者が自身の課題を抱え込んで孤独になってしまわないよう、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになってい

課 題

- 居場所とは、子供・若者本人が決めるものである一方、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであり、両者には隔たりが生じ得るため、居場所づくりに当たっては、地域の既に居場所となっている資源の把握や、子供・若者のニーズを把握したうえで進める必要があります。
- 子供・若者が多様な居場所の存在を知っていることが、安心感や、実際に不安や悩みを抱えた際の行きやすさにもつながることから、居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が見つけ、選びやすくする必要があります。
- 居場所によっては、参加者が行政の支援が必要な環境にいる場合もあり、居場所の特性に応じ、関係機関との連携が求められます。

取組の方向

- ▶ 地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援します。
- ▶ 多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合 (中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
指標の設定趣旨 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域における子供の居場所の数 (子供の居場所となることを目指して創られた場所の数)	令和7 (2025) 年度 調査予定	調査結果を踏まえ 設定

※ 上記参考指標については、毎年度の状況を把握するため、令和7 (2025) 年度から調査を実施予定。

目指す姿 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- ◆ 多くの県内企業において働き方改革の自律的な取組が定着するとともに、ライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。
- ◆ また、特に、乳幼児期*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、躊躇することなく自らの選択で、積極的に育児休業を取得できる職場環境となるなど、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。
- ◆ 保育需要に基づく施設整備や多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備が進み、保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園*等に入所することができています。
保育施設では、必要な保育士が確保されるとともに、研修の受講や職責に応じた処遇改善、職場環境の改善等を通して、保育士のスキルアップや離職防止が図られることで、保育の質が向上し、子育て家庭が安心して子供を預けられる環境が整っています。
- ◆ 全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ*を利用することができ、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されています。
- ◆ 男女が共に主体的に家事や子育てに参画する「共育て*」への理解が社会全体で進み、家庭内で家事・育児の負担が女性に偏っている傾向が改善されています。

成果指標

- 男性の育児休業取得率*
46.2% ⇒ 78.0%
- 保育所の待機児童*数（4/1時点）
0人 ⇒ 0人
- 放課後児童クラブの低学年待機児童数（10/1時点）
21人 ⇒ 0人
- 家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）
43.1% ⇒ 70%

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(1) 子育てを応援する職場環境の整備

現 状

- 働き方改革の意義を経営者が認識し、働き方改革に取り組んでいる企業の割合は近年増加傾向にあるとともに、働きやすさのみならず、従業員の働きがい向上に取り組み、生産性向上や人材確保等の経営メリットにつなげている企業の割合は37.1%（令和3（2021）年度）から44.6%（令和5（2023）年度）に増加するなど、働き方改革を企業成長に生かす取組が広がりつつあります。
- 一人当たりの有給休暇取得率は59.6%（令和3（2021）年度）から65.4%（令和5（2023）年度）に増加するとともに、コロナ禍を経て、テレワーク*等のデジタル技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が普及するなど、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備が進んでいます。
- 広島県における令和5（2023）年度の男性の育児休業取得率*は46.2%と、全国値(30.1%)を上回るなど上昇傾向で推移しています。また、令和4（2022）年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行され、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性の育児参画に対する意識醸成が進んだことから、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが着実に進んでいます。

課 題

- コロナ禍を契機に普及したテレワーク等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は広がっているものの、働きがい向上に取り組み、経営メリットにつなげている企業は未だ少ない状況にあります。
- 県内企業の男性育児休業取得率は全国値を上回って上昇傾向で推移しているものの、職場の制度整備や育休中のフォロー体制が不十分などの状況があり、依然として女性の育児休業取得率に比べて低い水準にとどまっています。
- 一方で、改正育児・介護休業法の施行に伴い、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性の育児参画に対する意識醸成が進んでおり、このことを契機に希望する男性が育児休業を取得しやすくするための職場環境づくりをさらに推進する必要があります。

取組の方向

- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。【再掲】
- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。【再掲】

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
男性の育児休業取得率	46.2%	78.0%
指標の設定趣旨		
男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期*における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定しました。		

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

現 状

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園*の設置が進んでいます。
 <認定こども園の設置数> R2:196 施設 ⇒ R6:263 施設
- 保育所、認定こども園の整備や保育コンシェルジュの配置による入所調整の円滑化等により、令和6(2024)年4月1日時点において待機児童*はゼロとなっています。
 <保育所の待機児童数> R2.4:39人 ⇒ R6.4:0人
- 広島県保育士人材バンク*を通じた保育士の確保等により県全体の就業保育士数は増加していますが、特定の地域への保育ニーズの集中や配置基準の見直し等により保育士不足が生じているほか、保育士の早期離職や一斉退職等の問題も生じています。
 <広島県保育士人材バンク*のあっせんによる就業数(累計)>
 R3.3.31:1,750人 ⇒ R6.3.31:2,111人
- 保護者の働き方の多様化等に応じ、延長保育*や夜間・休日保育、一時的に保育を必要とする保護者のための一時預かりや病児保育*等、ニーズが多様化しています。
- 保育所、認定こども園等に所属する教員・保育士等が、県が開催している保育士等キャリアアップ研修に参加し、職責に応じた保育の質の向上が図られています。
- 自然保育*が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育を体験できるようにすることを目的として平成29(2017)年度に創設した「ひろしま自然保育認証制度*」の認証団体が県内14市町において64団体に達するなど、自然保育の導入の目的が周知されることにより、保護者が自然保育を選択できる機会が増えています。
 <ひろしま自然保育認証制度の認証団体数> R2:37団体⇒ R6:64団体(4月1日時点)
- 幼児教育・保育の無償化*により、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者に加えて、幼稚園の一時預かり保育の利用者、認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設の利用者(市町から保育の必要性の認定を受けた者に限る)について、施設利用料が無償化されています。

課 題

- 今後も、4月1日時点における待機児童ゼロを継続する必要があります。
- 市町において、保護者の働き方に合った保育サービスが紹介されるよう、マッチングの円滑な実施や多様な保育ニーズ(延長保育、病児保育、夜間保育、休日保育)への対応について支援する必要があります。
- 保育士の配置基準の改正やこども誰でも通園制度*(乳児等通園支援事業)の創設等により、今後さらに保育士が必要となるため、引き続き、必要な保育士の確保に努めるとともに、保育士の処遇改善や離職防止のための職場環境づくりを推進する必要があります。
- 自然保育においては、5つの力*をはぐくむ教育・保育が実践される必要がありますが、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体によっては、自然保育の活動にばらつきがあります。
- 国において幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0~2歳児保育について、独自に保育料を軽減する自治体が全国的に増加していますが、県内では一部の市町にとどまっています。

取組の方向

- ▶ 市町の子ども・子育て支援事業計画(令和7(2025)~11(2029)年度)に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組みます。

- ▶ 潜在保育士や休職中の保育士に対し、市町やハローワークが実施する就職説明会等を通じて県保育士人材バンクの周知と登録の推奨を行い、登録者の増を図るとともに、学生の保育士としての就業への意欲を高め、必要な保育士の確保に努めます。
- ▶ 受講が処遇改善の要件である保育士のキャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善を図るとともに、研修を通じた保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上に取り組み、働き続けるインセンティブを付与していきます。
- ▶ 職場環境改善研修の実施や、施設が自己評価を行い、職場環境の改善を図るよう意識付けしていくことにより、離職防止のための職場環境づくりの推進に取り組みます。
- ▶ ひろしま自然保育推進交流会の開催や、安全管理研修及び自然体験活動アドバイザー派遣事業の実施により、自然保育の理解を深め、質の底上げに取り組みます。
- ▶ 0～2歳児の保育料の完全無償化等、先行的に取り組んでいる自治体への財政的支援を国に働きかけるなど、保育料の負担軽減が進むよう取り組みます。

成果指標	現状 (R6. 4. 1)	目標 (R11. 4. 1)
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	0人	0人
指標の設定趣旨		
保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	82. 2%	80. 0% (R8)
指標の設定趣旨		
子供が育つ環境に関わらず、本県のすべての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。		

※ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）(R4～R8)において、最終目標達成見込年度を令和8（2026）年度に設定している。

参考指標	現状 (R6)	目標 (R11)
就業保育士数	14, 580人 (R5. 10)	13, 879人
認定こども園の設置数	263施設 (R6. 4)	307施設

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(3) 放課後児童クラブ*の充実

現 状

- 「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が安心して過ごせる場所として、学校の空き教室や児童館等を活用して、市町が運営している施設であり、共働き世帯の増加等に伴い、登録児童数が増加するとともに、施設整備が進んでいる一方で、一部の市町において、需要と供給のミスマッチにより待機児童*が発生しています。

<放課後児童クラブの待機児童発生市町数> R2.5:6市町 ⇒ R6.5:4市

- 放課後児童クラブの質の向上のため、令和2(2020)年度から、放課後児童支援員*は認定資格研修の受講が必須となったことから、県では、放課後児童支援員認定資格研修を実施し、市町ニーズを踏まえた人材養成を行っています。

課 題

- 希望する低学年の児童が誰でも利用できるよう、地域のニーズに応じた放課後児童クラブが整備される必要があります。
- 放課後児童クラブの運営に必要な支援員の確保に苦慮している市町も多く、安定的な運営に向けた人材の確保や育成が求められています。

取組の方向

- ▶ 放課後児童クラブの施設の新設や老朽化に伴う改築の整備に努め、市町の施設整備を支援します。
- ▶ 放課後児童クラブの安定的な運営に必要な人員を確保するため、支援員の認定資格研修及び資質向上研修に取り組むとともに、好事例の横展開や保育士人材バンク*登録者に向けた求人情報の提供により、市町の人材確保を支援します。

成 果 指 標	現状 (R6.10.1)	目標 (R11.10.1)
放課後児童クラブの低学年待機児童数 (10/1時点)	21人	0人

指標の設定趣旨

放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
放課後児童支援員認定資格研修受講者数 (単年)	391人 (R6.3.31)	394人

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(4) 共育て*の推進

現 状

- 共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。
- 従業員が考える仕事と家庭の両立のために重要なこととして、「年次有給休暇を取得しやすくすること」が最も多く、次いで多いのは、男性は「時間外労働を少なくすること」、女性は「育児・介護、家事等を家族が分担」となっています。(令和5(2023)年度広島県職場環境実態調査)
- 男性の家事・育児関連時間は増加傾向にありますが、令和3(2021)年では女性の約4分の1であり、女性に負担が偏っている傾向があります。(令和3(2021)年社会生活基本調査)
 <家事・育児関連時間・男性(広島県)> H23: 75分 ⇒ R3: 101分
 <家事・育児関連時間・女性(広島県)> H23: 478分 ⇒ R3: 412分
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の就業継続割合が高く、第2子以降の出生割合も高い傾向があり(第11回21世紀成年者縦断調査)、また、男性の家事・育児参画が高い国ほど、出生率が高い傾向があります(Doepke, et al(2022))。
- 本県調査において、希望どおりの子供の数を持たない理由として、心情的な理由が大きく、次いで家事・育児の分担、親等からの協力となっており、家事・育児の分担、親等からの協力は、女性(18~34歳)で特に大きい傾向が見られています。(令和5(2023)年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)
- 本県調査において、男性自身が家事・育児を頑張っていると思っているのは46.8%、頑張っていないと思っているのは20.8%、パートナーから見て頑張っていると思っているのは43.1%、頑張っていないと思っているのは30.4%となっています。(令和5(2023)年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)
- 家事・育児を頑張っていないと思う理由について、男性自身は、仕事が忙しい(35.6%)が最も高く、次いで仕事を頑張っているから、家事・育児スキルが不十分との回答割合が高く、パートナーから見て回答割合が最も高かったのは「家事・育児を自分事だと思っていないから」(49.4%)となっています。(令和5(2023)年度広島県少子化対策・子育て支援に関する調査)

課 題

- 共働き世帯が増加する中、家庭内での家事・育児の負担が一方に偏ることのないよう、男女が共に主体的に家事・育児に参画する意識を持ち、実践していく必要があります。
- 就労環境や組織風土の改善により、男女が共に仕事、家事、子育てに参画していくことを職場が応援し、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく必要があります。

取組の方向

- ▶ 当事者の意識啓発や行動変容につながる情報発信等を通じて、男性の家事・育児への参画を促進し、家庭内での女性の家事・育児の負担軽減につなげていきます。
- ▶ 当事者だけでなく、若い世代や企業、社会全体の意識改革を進め、「共育て」の定着を図っていきます。
- ▶ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営を一層促進します。【再掲】

- ▶ 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、関連する国の認定制度等との連携を図りながら、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。【再掲】

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）	43.1%	70.0%
指標の設定趣旨 家庭内の状況は様々であり、夫婦が互いに納得して家事・育児の分担をすることが重要であるため、パートナーからの評価での「家事・育児を頑張っている男性の割合」が上昇することが、女性の負担軽減や「共育て」の意識の定着状況を表すと考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
男性の家事・育児関連時間 ※社会生活基本調査のうち、「6歳未満の子供がいる世帯」で「子供と夫婦からなる世帯」	101分/日 (R3 調査)	200分/日 (R13 調査)
協力し合って家事・育児をしている割合 ※乳幼児健診問診表のうち「お子さんのお母さんとお父さん（パートナー）は協力し合って家事・育児をしていますか」で「そう思う」の割合（R6 から新設）	R6 県内実績が判明次第記載 (R7 秋頃予定)	R6 全国実績を踏まえて設定 (R8. 1 頃予定)

目指す姿

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- ◆ 地域の子育て支援者・団体等による様々な子育て支援活動が活発に行われ、親子が安心して過ごせる場や交流・相談の機会が充実しています。
また、こうした多面的な見守りを通して、支援が必要な子育て家庭が把握された場合は、市町のネウボラ拠点と連携して必要な支援につなげることができる仕組みが構築されています。
- ◆ 企業・団体等が、子育て家庭向けのサービスの提供に自主的に取り組むなど、子育て家庭にやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境づくりが進んでいます。
- ◆ 子育てしやすい仕様や立地環境を備えた住宅の普及や、公共交通機関や都市公園のバリアフリー*化等、子育て家庭が暮らしやすい環境整備が進んでいます。
- ◆ 子供たち一人一人が、地震や台風等の自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。
- ◆ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、犯罪防止教室等の充実や学校・通学路等における安全の確保等、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、子供や保護者の情報リテラシー*等が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力や、加害者にもならない力が身に付いています。
- ◆ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育等により、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身についており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

成果指標

- 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合
76.3% ⇒ 80.0%

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(1) みんなで子育て応援の推進

現 状

- 個人を重視する価値観の変化、ライフスタイルの多様化、グローバル化等により、子供・子育て家庭が抱える悩みは複雑化、多様化しています。
- 育てにくさを感じた時の解決方法を知らない保護者や、子育てに関して相談できる相手がいない保護者が存在しており、不安や悩みを相談できる人や場が必要とされています。
 - ＜育てにくさを感じた時に何らかの解決する方法を知っている割合(R4)＞
 広島県 71.4% (全国 80.1%) (乳幼児健康診査*問診回答、3つの健診時の平均)
- 市町が主体となり、乳幼児と保護者が交流し、相談・情報提供を行う「地域子育て支援拠点*」の設置や、緊急時等に子供を預かる「ファミリー・サポート・センター事業*」等、地域子ども・子育て支援事業*に取り組んでいます。
 - ＜地域子育て支援拠点数＞ R1:155 ⇒ R5:176
- 子育て家庭や妊産婦が、オンラインで交流・相談できる場として「オンラインおしゃべり広場」や「助産師オンライン」を令和2(2020)年から開始し、外出に不安のある家庭等、様々な理由で対面以外での交流・支援を希望する保護者や妊産婦が、交流できる場・支援を受けられる場の整備が進んでいます。
 - ＜オンラインおしゃべり広場実施窓口数(R5)＞ 182箇所
 - ＜助産師オンライン相談件数(R5)＞ 229件
- 子育てポータルサイト「イクちゃんネット*」を通じ、妊娠・出産、子育てに関する各種支援制度や手続き、相談機関、地域の子育てサークル、イベント情報等、子育て家庭が必要とする情報をワンストップで提供しています。
 - ＜イクちゃんネットアクセス数(R5)＞ 263,968ユーザー
 - ＜Kids☆めるまが会員数(R5末時点)＞ 53,865名
- 企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス*」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、加盟店舗数が減少しましたが、新規登録店舗の開拓により、令和5(2023)年度以降は増加に転じ、令和5(2023)年度末時点の加盟店舗数は6,757店舗となっています。
- 社会全体で妊産婦や子供、子育て中の人を応援しようという意識を持つことについて、「必要だと思う」が90.8% (県政世論調査(R5))である一方、応援されていると感じている子育て家庭は25.8% (少子化対策・子育て支援に関する調査(R5))であり、ギャップが存在しています。
- 行政のサポートが得られない時に「応援されていない」と感じる人が多く(49.7%)、関連行政サービスを利用したことがある、知っている人は、応援されていると感じる割合が高い傾向があります。
 - ＜応援されていると感じる割合(例:産後ケア*の利用経験・認知別)＞
 利用したことがある場合57.5%、知っている場合32.2%、知らない場合15.4%
- こども家庭庁において、地域社会・企業等様々な場ですべての人がこどもや子育て中の人々を応援する「こどもまんなか*アクション」の推進により、社会全体の意識改革が図られており、本県においても、同庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和6(2024)年6月に、県と県内23市町、賛同企業・団体とが共同で「こどもまんなか応援サポーター」への就任宣言を行いました。

課題

- 子育て家庭のニーズの多様化、支援内容・サービスが認知されていないこと等により、必要な支援やサービスに結び付けられていない場合があるため、ニーズに対応した多様な選択肢を提供し、相談窓口や交流場所等の一層の周知を図る必要があります。
- 子育て家庭が気軽に交流・相談できる場を地域に充実させるとともに、日常的な交流・相談の機会を通じて、支援を必要とする子育て家庭を把握した場合は、着実に適切な支援につなげる必要があります。
- 地域社会、企業等様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子供や子育て中の人を応援するといった社会全体の意識改革を進め、行動を促すことにより、子育て当事者が応援されると実感できるような社会にしていく必要があります。

取組の方向

- ▶ 子育てに関する必要かつ正確な情報を、子育て家庭のニーズに沿った形で、またワンストップ、タイムリーに届けることができるよう、情報にアクセスしやすい環境を作り、情報を発信していきます。
- ▶ 市町等と連携し、地域子育て支援拠点の設置や、子育て支援の担い手の確保・育成を支援するほか、対面だけでなく、電話やオンライン等、様々な方法で交流や相談ができる環境を整備し、子育て家庭に必要な支援につなげられるよう地域の子育て支援者・団体等と市町のネウボラ拠点・母子保健担当部署の連携を促進します。
- ▶ 「こどもまんなか」の趣旨の県民・企業等への啓発、「子育て応援 イクちゃんサービス」のさらなる普及促進等を通して、様々な主体が子供や子育て家庭を支援する行動を後押しし、子供を持たない人、子育てを終えた人も含め、地域、企業等、社会全体で子育てを応援する気運を醸成します。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域子育て支援拠点数	176	185
イクちゃんサービス登録店舗数	6,757 店舗	7,357 店舗
イクちゃんサービス認知度	65.1%	70%
Kids☆めるまが会員数	53,865 名	76,369 名

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(2) 子育て住環境の整備

現 状

- 子育てに配慮した住環境の整備を通じ、家族にとって魅力的な生活環境の創出を図ることを目的に、子育てスマイルマンション認定制度*を平成25(2013)年4月に創設しています。
- 認定マンションの購入者に対する住宅ローンの金利優遇策等による特典を付与することなどにより、目標(令和6(2024)年度末3,000戸)に向けて、令和5(2023)年度末までに51件2,805戸を認定しておりますが、近年、年間の認定件数が減少傾向にあります。
 <子育てスマイルマンション認定戸数(累計)> H30:2,037戸 ⇒ R5:2,805戸
- 「結婚して、子育てをする人生設計が可能となる」環境づくりを住居の面から支援することを目的に、所得の低い世帯が県営住宅に入居できる機会を増やすため、県営住宅における新婚世帯の入居優遇制度を平成24(2012)年2月から開始しています。
- 県営平成ヶ浜住宅では保育施設を併設し、子育て世帯を対象とした期限付き優先入居を実施しています。また、令和6(2024)年5月から、利便性及び居住性の高い住宅について、子育て世帯に限定した公募を開始しています。
- これらの優遇措置を活用した県営住宅への入居戸数は令和5(2023)年度末で累計513戸となっています。
 <県営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居戸数(累計)>
 H25:219戸 ⇒ H30:452戸 ⇒ R5:513戸

課 題

- 住宅ローンの低金利により、金利優遇策等のインセンティブの効果が低くなり、認定件数が減少傾向のため、子育て世帯と事業者ともにメリットのある制度や広報へ見直す必要があります。
- 近年の分譲マンションにおいては、整備水準の底上げにより、認定基準を満たす周辺環境や建物性能が標準的となっており、市場の動向や子育て世帯のニーズを分析し、認定基準を見直す必要があります。
- 新婚世帯の入居優遇の適用を希望する申込者が減少しており、住まいを探す際に県営住宅が選択肢に入っていない可能性があることから、情報発信方法を見直す必要があります。

取組の方向

- ▶ 子育てスマイルマンションの効果的な広報やインセンティブを見直すとともに、子育てしやすい住環境の重要性や事例等の情報発信を行います。
- ▶ 事業者及び子育て世帯のニーズや、生活様式の多様化、社会環境の変化等を踏まえた認定基準の見直しを検討し、子育てしやすい住環境を整備します。
- ▶ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、SNS*を活用した広報に取り組み、対象世帯の入居を促進します。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%

指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
子育てスマイルマンションの供給戸数（累計）	2,805 戸	3,500 戸
県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数（累計）	513 戸	633 戸

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進

現 状

- 低床路面電車やノンステップバス*等の車両については、事業者が県・市町の支援や国庫補助制度を活用し、計画的に導入を進めています。
 <低床バスの導入率> R1:80.9% ⇒ R5:93.1%
- 鉄道駅のバリアフリー*化については、国庫補助制度を活用し、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等で、市町とJRが連携し整備を進めています。
 (R6年度 山陽本線2駅(新井口・西高屋)バリアフリー化予定)
- 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置等園内のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 平成30(2018)年7月に「健康増進法」が改正され、受動喫煙*の防止対策が強化されたことを踏まえ、本県においても子供を受動喫煙から守る観点から、令和2(2020)年4月から県独自の上乗せ規制を実施し、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等においては敷地内完全禁煙となっています。

課 題

- 鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化の施設整備に多大な経費が必要となることから、事業開始の協議が整うまで時間を要しています。
- 子育て家庭が安全かつ安心して利用できるように都市公園内の園路やトイレ等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 望まない受動喫煙に遭遇した人の割合は、令和5(2023)年度は29.5%であり、平成29(2017)年の50.7%と比較すると減少しているものの、望まない受動喫煙のない社会を実現できていません。

取組の方向

- ▶ 低床バス、低床路面電車等の車両については、今後も更に導入が進むよう事業者へ助言を行うとともに、鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、引き続き計画通り導入が進むように鉄道事業者や沿線市へ働きかけます。
- ▶ 子育て家庭が利用しやすい都市公園の実現に向けて、国や市町と連携し、都市公園施設のバリアフリー化を推進していきます。
- ▶ 保健所と連携し、飲食店をはじめとする施設等に健康増進法や条例による屋内禁煙等の遵守について指導を徹底するとともに、出前講座等により受動喫煙のリスクについて周知します。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
低床バス導入率 ※1	93.1% (R5)	100%
旅客施設のバリアフリー化率 ※2	87.0% (R5)	100%
うち鉄軌道駅のバリアフリー化率	86.3% (R5)	100%
都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	48.5% (R4 末)	50.0%
都市公園の便所のバリアフリー化率	27.9% (R4 末)	30.0%
都市公園の駐車場のバリアフリー化率	54.5% (R4 末)	68.0%
望まない受動喫煙の機会を有する人の割合の減少 ※3	29.5%	望まない受動喫煙 のない社会の実現 (R17)

※1 乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合

※2 1日当たりの平均的な利用客が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

※3 健康ひろしま21（第3期）で定めている目標値

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(4) 子供の防災の取組の推進

現 状

- 県内の小学校の全児童を対象に、マイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を活用した出前講座の実施等により防災教育を推進し、防災意識の向上を図っています。
- さらに、防災意識の更なる定着を図るため、中学校については、令和5（2023）年度に制作した防災eラーニング教材を活用し、防災教育を展開しています。
- 公立学校においては、災害の状況に応じて子供が主体的に行動する避難訓練の実施等、取組が着実に進んでいます。
 - ＜災害の状況に応じて、子供が主体的に行動する避難訓練の実施率＞
 - R3：93.6% ⇒ R4：95.4% ⇒ R5：97.0%
- また、子育て家庭の防災意識の向上に向け、いざという時に命を守るスキルやその備え等を学ぶ、子育て中の親子を対象とした防災講座にも取り組んでいます。

課 題

- 災害は想定を超えた事態が発生する可能性があるため、子供が主体的に判断し、適切に行動する力を身に付けさせる必要があります。

取組の方向

- ▶ 引き続き、自然災害の危険が迫った際に、子供達が主体的に判断し、適切な行動をとることができるよう、効果的で実効性の高い防災教育を推進していきます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%

指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率 ※	97.0%	100% (R7)

※ 広島県教育委員会主要施策実施方針（R3～R7）において、最終目標達成見込年度を令和7（2025）年度に設定している。

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進

現 状

- 子供を取り巻く県内の犯罪情勢について、刑法犯全体の認知件数は20年間減少を続けていましたが、令和4（2022）年から増加に転じています。
 <刑法犯認知件数*（総数）> R2：11,726件 ⇒ R5：14,188件
- 子供に対する声掛け事案等の把握件数は、増加傾向にありましたが、高止まりしています。
 <子供対象声掛け事案等把握件数> R2：986件 ⇒ R5：1,072件
- 情報化社会の進展に伴い、インターネット利用が子供の生活の一部となったことから、性的又は暴力的な内容、覚醒剤や大麻等の規制薬物等の有害情報に接触する機会が増えるとともに、SNS*等を介した子供のトラブルや犯罪被害も生じている状況にあります。
 <SNSに起因する被害児童数> R2：63人 ⇒ R5：45人
- 非行少年総数は長期的に見れば減少傾向にありますが、令和4（2022）年に増加に転じ、令和5（2023）年の非行少年総数は888人で、前年比で13.4%増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に戻りつつあります。そのうち小・中学生の非行少年数は430人で48.4%を占めています。
 <非行少年総数> R2：807人 ⇒ R5：888人
- 令和5（2023）年中の非行少年総数に占める中・高校生の割合は58.3%を占めており、低年齢からの規範意識の醸成が求められています。
 <非行少年総数（中学生・高校生）> R2：457人（56.6%） ⇒ R5：518人（58.3%）
- 少年サポートセンター*を設置し、子供や保護者からの相談の受理、子供への継続補導や立ち直り支援を行っていますが、非行少年総数の増加に伴い、触法少年を含む刑法犯少年の再犯者数が増加傾向となっています。
 <刑法犯少年の再犯者数（触法少年を含む）> R2：157人 ⇒ R5：154人
- スクールサポーター*を重点的に派遣した学校における、令和5（2023）年度中の暴力行為等の問題行動発生件数は、前年度比で24.5%減少しています。
- 広島県青少年健全育成条例の浸透により、コンビニや書店等をはじめとして、業界の自主規制の取組等、子供を有害な環境から守る取組が行われています。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限時に、十分な犯罪防止教室や防犯キャンペーン等が開催できなかったことにより、各種防犯対策の周知や子供の規範意識の醸成に至っておらず、子供の防犯意識や規範意識醸成のための取組を推進していく必要があります。
- 子供のインターネット利用が増加する中、SNS等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシー*の向上が必要です。【再掲】
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング*の有効性やカスタマイズについての認識が高まっていないため、利用が進んでいません。【再掲】
- 少年院出院者や保護観察処分少年に対し、高等学校等への復学・進学に必要な情報が十分に提供されていない場合があります。

取組の方向

- ▶ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモボリス*等、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。

- ▶ 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
- ▶ 学校や地域との連携強化により、子供に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。
- ▶ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。【再掲】
- ▶ フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。【再掲】
- ▶ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や関係機関と連携した広報・啓発の実施により、有害環境の改善等、子供を取り巻く社会環境の整備を図ります。
- ▶ 少年サポートセンターを中心とした相談受理や立ち直り支援活動を推進します。
- ▶ 少年院や保護観察所等と連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校等の情報が届くよう取り組みます。

成果指標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
刑法犯認知件数 (全体) ※1	14,188 件	-
刑法犯少年の再犯者率 (触法少年を含む) ※2	20.7% (R2~R5 の平均値)	-
フィルタリング利用率(スマートフォン)	30.5%	50.0%

※1 令和11(2029)年度の目標(刑法犯認知件数)については、令和7(2025)年末に策定する次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランの指標に準じて策定する予定であり、本プラン策定時において設定できない。

※2 刑法犯少年の再犯者率については、刑法犯少年の検挙人数に占める再犯者数を算出したものであり、現状値は、統計のある令和2(2020)年から令和5(2023)年までの平均値で算出している。
 目標値については、前プラン(R2~R6)の平均値を踏まえ設定する。

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

(6) 子供の交通安全の取組の推進

現 状

- 子供（18歳以下）が関係する交通事故は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にありますが、令和5（2023）年中は、全事故件数（4,766件）の約10%に当たる477件が発生し、3人の尊い命が失われるなど、未就学児を始めとする子供が関係する交通事故が後を絶ちません。
 - ＜交通事故死者数＞ R1:5人 ⇒ R5:3人
 - ＜交通事故発生件数＞R1:610件 ⇒ R5:477件
- 子供が関係する交通事故の学齢別では高校生が約4割と最も割合が高く、また、当事者別では、自転車が全体の約7割、歩行者が約2割を占めています。
 - ＜交通事故の学齢別発生状況（R5）＞
 - 幼児:8件(1.7%)、小学生:103件(21.6%)、中学生:90件(18.9%)
 - 高校生:190件(39.8%)、その他:86件(18.0%)
 - ＜交通事故の当事者別発生状況（R5）＞
 - 歩行者:84件(17.6%)、自転車:314件(65.8%)、その他:79件(16.6%)
 - ※ 18歳以下の当事者同士の事故の場合は、第1当事者の数値を反映

課 題

- 自転車を利用することの多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる必要があります。
- 地域が一体となった交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、地域や家庭において、子供、父母、祖父母等の各世代が交通安全について話し合い、注意を呼びかけるなど世代間交流の促進に努める必要があります。
- 子供が安全で安心して通行できるよう、生活道路や通学路等においては、「人」の視点に立った交通安全対策及び、教育機関・道路管理者等と連携・協力して通学路等の安全点検や安全確保を実施し、効果的な交通規制等の推進を図る必要があります。

取組の方向

- ▶ 市町や交通安全推進団体等と連携して、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
 - 自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となることから、すべての年齢層へのヘルメット着用の徹底を図るとともに、歩行者等と衝突した場合には加害者となることから、指導取締りや広報啓発活動を推進します。
 - 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進します。
- ▶ 生活道路の安全対策については、「ゾーン30*」の設定や「ゾーン30」に加えて物理的デバイスを適切に組み合わせ、更なる交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン30プラス*」の推進等により、引き続き、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備を進めるほか、可搬式速度違反自動取締装置の整備を活用した生活道路における適切な交通指導取締りの実施、生活道路における安全な走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
指標の設定趣旨		
<p>地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
交通事故死者数 (全体) ※	78 人	-
交通事故重傷者数 (全体) ※	826 人	-
子供 (18 歳以下) が関係する交通事故重傷者数	72 人	70 人以下
子供 (18 歳以下) が関係する交通事故発生件数	477 件	400 件以下

※ 当指標における令和 8 (2026) 年度～令和 11 (2029) 年度の目標については、交通安全対策基本法に基づく国の交通安全基本計画を踏まえた上で作成する「第 12 次広島県交通安全計画 (R8～R12)」において設定されるものであるため、令和 6 (2024) 年度において設定できない。

領域Ⅲ

配慮が必要な子供たちとその家族への支援

領域の目指す社会像

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

柱1 児童虐待防止対策の充実

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進 | 9 6 |
| (2) 市町の機能強化の支援 | 9 7 |
| (3) 県こども家庭センター*の機能強化 | 9 9 |

柱2 社会的養育*の充実・強化

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 里親*等委託の推進 | 1 0 2 |
| (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等 | 1 0 4 |
| (3) 社会的養護*のもとで生活する子供の自立支援の推進 | 1 0 6 |

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実 | 1 0 9 |
| (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実 | 1 1 2 |

柱4 障害のある子供等への支援

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 地域における重層的な支援体制の構築 | 1 1 5 |
| (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 | 1 1 7 |
| (3) 教員の専門性の向上 | 1 1 9 |
| (4) 特別支援学校*における教育の充実 | 1 2 0 |

5年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

- ◆ 子供へのどのような接し方が体罰*であり児童虐待になるのか、また児童虐待が子供の成長に与える悪影響、望ましい子育ての方法等について保護者や県民の理解が深まり、子育てにおいて、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす体罰や暴言（以下「体罰等」という。）の行為が減少しています。
- ◆ 市町のネウボラ拠点が、妊娠期からすべての子育て家庭を見守り、虐待の兆候があるなど、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「市町こども家庭センター*」が全市町に設置されています。
市町こども家庭センターでは、ネウボラ拠点等でのポピュレーションアプローチ*による虐待の未然防止や、リスクの兆候の早期発見・早期対応、在宅での支援を担い、県のこども家庭センター*は、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力するという役割分担のもと、虐待の未然防止や重篤化の防止が図られています。
市町こども家庭センターの在宅支援においては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協*」という。）を活用して関係機関のネットワークが構築され、支援の対象となる子供や家庭の状況に応じた適切な支援を提供することにより、虐待の再発防止が図られています。
- ◆ 県こども家庭センター*では、市町との適切な役割分担と連携により、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に取り組むとともに、増加する児童虐待相談に対応できるよう組織体制の強化や専門性の高い人材の確保・育成を計画的に進め、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力しています。
一時保護が必要な子供は、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、本人の意見・意向を尊重されながら、丁寧なアセスメント*やケアを受けることができます。また、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。
児童虐待等のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司*や児童心理司*により、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援を受けています。
また、家族再統合により、家庭復帰した子供や家庭は、市町や県こども家庭センター、児童養護施設*等により継続的に見守られ、必要な支援を受けることができ、虐待の再発防止につながっています。

成果指標

- 体罰等によらない子育てをしている親の割合
82.6% ⇒ 87.3%
- 要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合
100%
- 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 0人
- 児童虐待により長期の親子分離が必要なケース
69件 ⇒ 57件

柱1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

現 状

- 令和元（2019）年度の児童虐待防止法改正により、親権者等による体罰*の禁止が法定化され、令和2（2020）年4月1日から施行されており、体罰等によらない子育てをしている親の割合は令和2（2020）年～令和5（2023）年までの4年平均で82.6%に増えています。
 <体罰等によらない子育てをしている親の割合 H29：76.0% ⇒ R2～5平均：82.6%>
- 毎年11月の「オレンジリボン（児童虐待防止）・キャンペーン」において、子供や子育て世代の親、そして、将来親になる若年層を主なターゲットとして、児童虐待の通告義務*、虐待の子供への影響、相談先の情報等について、広く県民に発信しています。

課 題

- 虐待予防の啓発に取り組んだ結果、体罰等によらない子育てをしている親の割合は増加していますが、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、子供への体罰の悪影響や相談窓口等の更なる周知が必要です。
- 児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」*や市町こども家庭センター*等の相談窓口等のさらなる周知が必要です。

取組の方向

- ▶ 子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響、望ましい子育ての方法等について、子育て世代や、将来親になる若年層を主なターゲットとして、ホームページやSNS*等の若者に届きやすい媒体を活用して周知を図り、体罰等によらない子育てを推進します。
- ▶ 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、市町こども家庭センター等の相談窓口を、子供や子育て世代をはじめ、広く県民に周知し、虐待の予防や早期支援に取り組みます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
体罰等によらない子育てをしている親の割合	82.6% (R2～R5の平均値)	87.3%

指標の設定趣旨

体罰等によらない子育てをしている親の割合が増加することは、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為に対する理解が深まっていることを表し、そうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 「母子保健等に関する実施状況調査「乳幼児期*に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」」から算出

柱1 児童虐待防止対策の充実 (2) 市町の機能強化の支援

現 状

- 児童福祉法が改正され、令和6（2024）年4月から、市町の母子保健機能（ひろしまネウボラ*等）と児童福祉機能が一体となった市町こども家庭センター*の設置が市町の努力義務となったほか、子育て家庭への支援の充実のため、家庭支援事業*の新設、拡充等が図られました。
 <市町こども家庭センター設置市町数> R6：16市町
- 本県では、地域の関係機関と一体となって、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みとして「ひろしまネウボラ」の構築を進めており、令和6（2024）年度は18市町で実施されています。また、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行う仕組みの構築に取り組み、モデル事業として県内4市町で実施し、これまで発見できなかった子供・家庭の発見と予防的な支援に繋げています。
- 「ひろしまネウボラ」等でリスクが発見された家庭に対しては、市町こども家庭センターにおいて、要対協*等を活用した在宅での支援が実施され、虐待のリスクや緊急度が高い場合は、県こども家庭センター*と連携して対応することとなります。
- 県こども家庭センターでは、市町職員を含め、職員の経験や専門性に応じた各種研修を実施しているほか、市町へのアドバイザー派遣や市町職員の県こども家庭センターでの実習受け入れ等を通して、市町職員の対応力強化を支援しています。
- 市町の相談援助機能を支援する役割を有する民間の「児童家庭支援センター*」の設置数が増えています。
 <児童家庭支援センター設置数> R1：3か所 ⇒ R6：5か所

課 題

- 「ひろしまネウボラ」における見守りや予防的支援を通してリスクが発見された家庭に対し、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能が一体化した市町こども家庭センターがすべての市町に設置される必要があります。
- 児童虐待への対応においては、市町や県こども家庭センター（児童相談所）、関係機関との連携及び役割分担を進め、要対協を活用しながら、地域全体で支援を行っていく必要があります。
- 市町こども家庭センターにおける支援が、適切なリスクアセスメント*によるサポートプランに基づき、県こども家庭センターや関係機関との連携のもと、適切に行われるよう、市町職員の専門性の向上や市町の在宅支援体制の強化を図る必要があります。

取組の方向

- ▶ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進します。
- ▶ 市町こども家庭センターが、要対協の調整機関を担い、県こども家庭センター（児童相談所）や児童家庭支援センター、民生委員*・児童委員*、医療・教育・福祉・司法等の関係機関等とネットワークを構築し、支援を行うなど、地域全体での支援体制を強化します。
- ▶ 県のアドバイザー派遣により、要支援者の支援方針となるサポートプランの作成・更新を支援するとともに、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実や、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進等により、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	令和7(2025)年度 調査予定	100%
指標の設定趣旨 支援対象者の課題の解決のための支援方針となるサポートプランが作成され、それに沿って支援されているということは、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施していると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
すべての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	16 市町	23 市町

柱1 児童虐待防止対策の充実

(3) 県こども家庭センター*の機能強化

現 状

- 本県では、全国に先駆けて、児童相談所、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターを統合して、密接に関係する児童虐待とDV*に対し、一体的に対応できる体制を整えるとともに、より専門的な支援を行うため、児童精神科医を常勤配置した「県こども家庭センター」を平成17（2005）年度に開設しました。
- 県こども家庭センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法施行後も年々増え続け、平成12（2000）年度から令和5（2023）年度までの23年間で約16倍となっています。
 - ＜児童虐待相談対応件数＞ H12：404件 ⇒ R5：6,380件
- 県こども家庭センターでは、市町との役割分担のもと、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力する必要がありますが、相談内容も多様化、複雑化するなかで、相談・通告の多くを占める軽微な事案にも対応しています。
- 西部こども家庭センターに平成26（2014）年度から、東部こども家庭センターに平成28（2016）年度から常勤の弁護士を配置し、法的対応が必要な事案への対策を強化しています。
- 西部こども家庭センターに令和元（2019）年度から、東部こども家庭センターに令和2（2020）年度から現職警察官を配置し、警察と緊密な連携を図り、介入が必要な事案への対応を強化しています。
- 年々増加する児童虐待相談に対応するため、西部こども家庭センターと東部こども家庭センターに支所を開設することとし、令和7（2025）年度の開設に向けて、施設改修等の準備が進んでいます。
- 児童虐待に伴う一時保護件数は大幅に増加し、そのうち半数以上が、保護者の同意が得られず「職権保護」したケースです。
 - ＜児童虐待事案に係る一時保護延人数＞ H30：6,690人日 ⇒ R5：10,325人日 ※広島市を除く
- 一時保護した子供のセキュリティーやプライバシー対策等の強化、処遇環境の改善を図るため、東部こども家庭センターの一時保護施設を増改築し、令和5（2023）年度から供用を開始しました。
- 県東部に開放的環境による保護を行うための専用施設（一時保護専用施設、設置主体は社会福祉法人）が令和6（2024）年度に開設されました。

課 題

- 県こども家庭センターは、市町と役割分担し、保護や親子分離を要するなど高い専門性が求められる事案に注力する必要があります。
- 年々増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、業務の効率化を進めるとともに、組織体制を強化する必要があります。
- 職員を計画的に増員していますが、若い専門職や経験が浅い職員が増加しているため、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、職員の専門性の維持、向上ができる体制を確保していく必要があります。
- 県西部には、一時保護専用施設がなく、開放的環境により子供を保護できる体制が求められています。

取組の方向

- ▶ 児童虐待への対応体制や対応力等市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ▶ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則*を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県子ども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かくに対応するため、西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターの支所を開設します。
- ▶ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司*や児童心理司*等の専門職を計画的に確保するとともに、研修や適切なジョブローテにより育成を図ります。
- ▶ 圏域や地域の児童人口に配慮して、児童養護施設*等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
県内で児童虐待により死亡した子供の人数	0人	0人
指標の設定趣旨		
今後も児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことが重要と考えられるため、指標として設定しました。		
成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
児童虐待により長期の親子分離が必要なケース	69件 (R2～R5の平均値)	57件
指標の設定趣旨		
長期の親子分離を必要とするケースの減少は、児童虐待の早期発見・早期対応や親子関係の再構築によって、虐待の重症化の防止が図られていることを表すと考えられるため、指標として設定しました。※ 県子ども家庭センターが支援に関与したケース		
参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数(定員)	2か所(12人)	4か所(24人)

5年後の目指す姿 柱2 社会的養育*の充実・強化

- ◆ 里親*制度が広く県民に周知され、社会全体に里親や家庭養育の重要性への認識や理解が深まるとともに、里親として登録する人やファミリーホーム*が増え、様々な事情により家族と暮らすことができない子供の多くが家庭と同様の環境で養育されています。

里親支援センターの設置が進み、県全域が支援対象とされ、県こども家庭センター*や市町との連携により、里親を支える環境の整備が図られており、里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育することができています。

- ◆ 里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設*等の小規模かつ地域分散化が進められることによって、家庭的環境の充実が図られ、施設で生活する子供が、できるだけ家庭養育に近い環境で養育されています。

乳児院*や児童養護施設では、被虐待経験のある子供や発達障害*のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供の入所が増加する中でも、職員の専門性の向上や多機能化、児童自立支援施設等との連携体制の構築により、個々の状況に応じた適切な支援が行われ、子供たちが安心して生活できています。

また、児童養護施設等の子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されています。

- ◆ 児童養護施設や里親等の社会的養護*のもとで生活するすべての子供の権利が擁護されており、必要に応じて第三者による意見表明等の支援を受け、自らに影響を与える事柄等に自由に意見を表明することができ、意見表明権や出自、生き立ちを知る権利が保障されています。

社会的養護の期間が終了した後も、必要に応じて、児童養護施設や里親の居宅での生活を継続しながら自立支援を受けることができ、また、施設を退所した後は、自立援助ホーム*等や社会的養護自立支援拠点事業所による自立支援を受けることができています。

成果指標

- 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率
20.0% ⇒ 37.0%
- 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合
14.5% ⇒ 38.8%
- 社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）
53.1% ⇒ 68.4%

柱2 社会的養育*の充実・強化

(1) 里親*等委託の推進

現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親や特別養子縁組*等、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則*が規定されました。
- 県では、令和5(2023)年4月から、里親制度の啓発、里親のリクルート*、里親研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォスタリング*業務を、社会福祉法人に委託し、県子ども家庭センター*と連携して里親等委託を推進しています。
- 令和5(2023)年度末の里親数は、平成30(2018)年度末と比べ、88世帯(約41%)増えています。
また、令和5(2023)年度末の、子供が委託されている里親数は、平成30(2018)年度末と比べ、横ばいとなっています。
 - <認定・登録里親数> H30:214世帯 ⇒ R5:302世帯
 - <子供が委託されている里親数> H30:88世帯 ⇒ R5:89世帯
- しかしながら、県内では、乳児院*、児童養護施設*、里親等のもとで、約660人の子供が暮らしていますが、そのうち里親等への委託は、全国平均の25.2%(令和5(2023)年度末)を下回る、20.0%にとどまっています。
 - <要保護児童の里親・ファミリーホーム*への委託率> H30:16.1% ⇒ R5:20.0%
- 里親数は増加していますが、里親等の稼働率は、27.0%にとどまっています。
 - <里親等の稼働率> H30:41.1% ⇒ R5:27.0%
 - ※稼働率=委託児童数/(里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホーム定員数)
- 令和5(2023)年度末のファミリーホームの数は、平成30年(2018)年度末と比べ、2か所増えています。
 - <ファミリーホーム事業者数> H30:4か所 ⇒ R5:6か所
 - <ファミリーホーム定員> H30:24人 ⇒ R5:36人
 - <ファミリーホーム措置人員> H30:23人 ⇒ R5:27人
- 平成29(2017)年3月に作成された、「広島県新生児里親委託マニュアル」に基づき、新生児里親委託を推進しており、養子縁組里親への委託から特別養子縁組の成立の増加につながることを期待されます。
 - <児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数> R元:3件 ⇒ R5:2件(速報値)

課 題

- 里親登録者数は増加しているものの、様々な事情により、実際には委託が困難な里親も多いため、里親制度の啓発をさらに進め、新たな里親を確保する必要があります。
- 里親自身の養育経験の不足から、里親登録をしても委託をすぐにはできない場合や、委託後に愛着*関係が形成できず、養育に困難が生じる場合があることから、委託前からの里親への研修を充実させるなど、里親の養育力の向上や子供との愛着形成に対する支援が必要です。
- 里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育できるよう、委託後も継続して里親を支援する体制を強化する必要があります。
- 里親への委託は、施設入所に比べて多大な労力がかかることに加え、県子ども家庭センター(児童相談所)では、増加を続ける児童虐待相談への対応のため、里親への委託や支援に注力することが難しい状況があることから、県子ども家庭センター(児童相談所)、市町、里親支援センター*及び児童養護施設等の連携や役割分担を図り、里親を支援していく必要があります。

- 将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供にも、安定した家庭養育環境を提供できるよう、新生児期からの里親委託や特別養子縁組等も活用する必要があります。
- 市町が地域の要支援家庭への支援に里親を活用できるよう、ショートステイ*や一時保護委託等を推進する必要があります。

取組の方向

- ▶ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、新たな里親を確保するとともに、里親や里親のもとで養育されている子供に対する地域の理解を促進して、里親が安心して子供を養育できる環境づくりを進めます。
- ▶ 委託前・委託後の里親に対する研修を充実し、里親の養育力の向上や里親と子供との愛着関係の形成を支援します。
- ▶ 里親支援センターの設置を促進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託を推進するとともに、要対協*を必要に応じて活用しながら、県子ども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制を整えます。
- ▶ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障*を重視した支援を行います。
- ▶ ショートステイや一時保護委託等により、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組を促進します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	20.0%	37.0%
指標の設定趣旨		
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	302 世帯 6 か所	393 世帯 9 か所
里親マッチング率（里親委託児童数／里親数）	35.1%	44.3%

柱2 社会的養育*の充実・強化

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親*や特別養子縁組*等、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則*が規定され、家庭と同様の環境での養育が適当でない場合には、できるだけ良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることとされました。
- 児童養護施設*には、被虐待経験のある子供や、ADHD*等の発達障害*のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供が高い割合で入所しています。
 - ＜児童養護施設新規入所児童のうち、被虐待経験のある子供の割合＞
R5：116人のうち77人(66.4%)
- 小規模かつ地域分散化された児童養護施設(以下「地域小規模児童養護施設」という。)が、着実に整備されてきています。
 - ＜地域小規模児童養護施設の数＞ H30：6か所 ⇒ R5：9か所
 - ＜児童養護施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合＞
H30：4.9% ⇒ R5：14.5%
- 市町と連携した在宅支援としてショートステイ*の実施や里親支援専門相談員の配置等、乳児院*や児童養護施設の多くが多機能化に取り組んでいます。
 - ＜ショートステイの実施設数＞ R5：15施設中14施設が実施
 - ＜里親支援専門相談員の配置＞ R5：15施設中11施設が実施
- 母子生活支援施設*は、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められていますが、入所者数は減少傾向にあります。

課 題

- 施設では、特別の支援を要する子供が高い割合で入所していることから、職員の専門性の強化を図るとともに、児童自立支援施設*等の専門性を有する施設と連携し、より手厚い支援を行うための体制を確保する必要があります。
- 地域小規模児童養護施設の整備については、大・中舎制に比べてより多くの職員が必要になることや労働条件が厳しいこと、専門性のある人材の確保が難しいことから、施設の状況に応じたきめ細かな支援を行うことで、施設の小規模化や地域分散化を進める必要があります。
- 家族や地域の養育力が低下するなか、家庭養育優先原則を推進するため、施設の多機能化を進め、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設等の専門性を、地域の要支援家庭を支える資源として積極的に活用していくことが必要です。
- 母子生活支援施設については、市町によって社会資源等が違い、入所方針が異なっており、施設を活用した早期支援が促進されるよう、市町と施設の連携強化を図る必要があります。

取組の方向

- ▶ 特別の支援を要する子供への支援を充実させるため、研修等による職員の専門性の強化を図るとともに、県立広島学園を含む県内施設の連携体制を構築します。
- ▶ 社会的養護*が必要な子供のうち里親等委託が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設と連携しながら、施設の小規模かつ地域分散化に取り組めます。

- ▶ 児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。
- ▶ 母子生活支援施設については、すべての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	14.5%	38.8%
指標の設定趣旨 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護が必要な子供ができるだけ家庭養育に近い環境で、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

柱2 社会的養育*の充実・強化

(3) 社会的養護*のもとで生活する子供の自立支援の推進

現 状

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正により、児童養護施設*等の措置に関して児童の意見又は意向を勘案して行うことや、児童福祉審議会*等の調査審議及び意見の具申等、児童の権利擁護に係る環境整備を行うことが明確化されました。
- 同改正により、社会的養護経験者等の実態把握及びその自立のために必要な支援について、都道府県の義務として明確化されました。
- すべての児童養護施設で、苦情を受け付ける窓口の設置や第三者委員制度等、苦情解決に係る体制を整えています。
- 県こども家庭センター*（児童相談所）では、施設に入所する子供に対して、オレンジ（子供の権利）ノート*等を配付し、その内容を丁寧に説明しています。
- 社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、令和4（2022）年8月から県こども家庭センターの一時保護施設へ、令和5（2023）年10月から児童自立支援施設へ、第三者であるNPO法人への外部委託により意見表明等支援員（アドボケイト*）を派遣し、子供の意見を聞く仕組みを構築しています。
- 義務教育終了後に支援を要する子供が入所する自立援助ホーム*は、県内8か所に増え、社会的養護自立支援拠点事業所*が県内2か所に設置され、児童養護施設等を退所した者が自立支援を受けることができる機会が増えています。
 <自立援助ホームの設置数> H30：3か所 ⇒ R5：8か所
- 令和6（2024）年4月からは、児童自立生活援助事業*の要件が弾力化により、上限年齢が撤廃され、自立援助ホーム以外の児童養護施設や里親*の居宅においても、生活や就業等に係る自立支援の実施ができるようになりました。
- 児童養護施設や里親のもとで暮らしている子供の、高等学校卒業後の大学等への進学率は、年度によってばらつきがあるものの概ね上昇傾向にあります。県全体の進学率83.3%（令和5（2023）年学校基本調査を基に県算出）に比べると低い水準です。
 <高等学校等卒業後の大学等への進学率（児童養護施設・里親等）>
 H29：40.0% ⇒ R5：53.1%

課 題

- 施設入所や里親委託された子供の中には、施設入所等の選択に当たって説明や意見聴取が十分されていない場合や、自分が親元を離れなければならない理由等を理解していない場合、自分の出自や成育歴等を把握していない場合もあり、社会的養護が必要な子供の意見表明権や知る権利等、権利擁護を保障する仕組みが十分に整っていません。
- 里親・施設等が、県こども家庭センターと連携し、里親委託や施設入所中から、子供ごとに、将来を見据えた支援が行われる必要があります。
- 社会的養護のもとで生活していた子供の実情を把握し、必要に応じて、自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所等による適切な自立支援を行う必要があります。
- 自立援助ホームに加え、子供の状況に応じて、児童養護施設や里親の居宅での児童自立生活援助事業の実施を推進していく必要があります。

取組の方向

- ▶ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。
- ▶ 社会的養護経験者等*の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ▶ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	53.1%	68.4%

指標の設定趣旨

社会的養護のもとで生活する子供の高校卒業後の進学率を、県平均の水準に近づけることは、個々の状況に応じた支援によって、一般家庭で養育されている子供と同様に、希望する進路を選べる状態になっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人	34人

目指す姿

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆ ひとり親家庭が、様々な支援制度について、いつでも情報を得ることができ、必要に応じて市町や広島県ひとり親家庭サポートセンターでの適切な支援につながるなど、地域のネットワークの中で孤立することなく生活できています。
また、離婚等を理由としてひとり親となる家庭では、離婚前から、子供の養育に関する義務として、「養育費*」と「面会交流*」の重要性を十分に理解し、相談員や弁護士等による専門的な相談支援により、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されています。
こうした取組により、ひとり親家庭の子育てや生活上の負担が軽減され、安心して、充実した生活を送ることができています。
- ◆ ひとり親家庭の子供が、家庭や学校、地域等で安心して過ごせる居場所があり、生活習慣や学力等の自立に必要な力を身に付けることができています。
- ◆ ひとり親家庭で育った子供が、将来の夢や目標に向けて、活用可能な支援策等の情報を得られ、他の家庭との環境の差によって将来の選択肢を自ら狭めることなく、自信を持って意欲的に取り組むことができています。

成果指標

- 養育費を受け取っている人の割合
28.3% ⇒ 39.9%
- 面会交流を実施している人の割合
34.7% ⇒ 49.8%
- ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）
80.6% ⇒ 84.0%

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実

現 状

- ひとり親家庭では、子育てに関して頼れる存在がない家庭や経済的に困窮している家庭の割合が高くなっています。
 <子育てに関して頼れる人がいないと答えた人の割合> (令和5 (2023) 年度広島県子供の生活に関する実態調査 (以下「子供の生活実態調査」という。))

小5の保護者	⇒	ふたり親世帯：2.6%	ひとり親世帯：5.1%
中2の保護者	⇒	ふたり親世帯：3.4%	ひとり親世帯：10.0%

 <年収が中央値の1/2未満の世帯の割合> (子供の生活実態調査)

小5の子供のいる世帯	⇒	ふたり親世帯：5.0%	ひとり親世帯：47.6%
中2の子供のいる世帯	⇒	ふたり親世帯：4.9%	ひとり親世帯：46.9%
- 県では、広島県ひとり親家庭サポートセンター (以下「センター」という。) に養育費* 専門相談員及び就業相談員を配置し、就業や養育費、生活全般に関する相談について、市町の母子・父子自立支援員* 等と連携して対応しています。
- 日中仕事等で相談機関に行くことが難しいひとり親家庭等が、必要な情報を効率的に得ることができるよう、センターでは夜間・土日の電話相談やICT* を活用した相談体制を整備しているほか、令和5 (2023) 年度には、養育費専門相談員を増員するなど、養育費や面会交流* に関する相談体制を強化し、弁護士会や法テラス、市町の母子・父子自立支援員等と連携して、相談支援に取り組んでいます。
 <センターへの相談延べ件数> (センター調べ)

R2：1,174 件	R5：1,759 件
------------	------------
- 県内の離婚等を理由とするひとり親家庭のうち、養育費を受け取っている者や面会交流を行っている者の割合は横ばいとなっています。
 <養育費の取り決めと受け取り状況> (広島県調査「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」。注釈ない場合以下同じ)

取り決めをしている割合	R1：42.1%	R6：44.2%
受け取っている割合	R1：28.9%	R6：28.3%

 <面会交流の取り決めと交流状況>

取り決めをしている割合	R1：29.6%	R6：34.0%
交流している割合	R1：28.8%	R6：34.7%
- ひとり親家庭では、一人で育児をしながら働く必要があるため、勤務時間や場所等、働き方の制約を受けることが多く、正規の職員として就業する割合は約5割となっています。
 <ひとり親家庭のうち正規の職員・従業員として就業している者の割合>

母子世帯	R1：42.4%	R6：48.6%
父子世帯	R1：64.5%	R6：55.9%

課 題

- ひとり親家庭が孤立しないためには、地域の中で見守り、生活上の悩み等を、必要に応じて市町の母子・父子自立支援員やセンター等相談機関につなぎ、継続的に支援していく体制を構築する必要があります。
- 収入の少ないひとり親家庭が経済的に困窮しないよう、必要な支援を行う必要があります。
- 育児と仕事の両立で、日中忙しいことの多いひとり親家庭が、相談したい時にいつでも相談できる体制を拡充する必要があります。

- 離婚等を理由とするひとり親家庭においては、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されるよう、「養育費」や「面会交流」の重要性について学ぶ機会を充実させる必要があります。
- ひとり親家庭の親が、制約のある中でも就業の希望を叶えるため、就業に必要な基本的なマナーや就業先から求められる実践的なスキルを身に付けられる機会を提供する必要があります。

取組の方向

- ▶ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体等によるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。
- ▶ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当*や母子父子寡婦福祉資金*貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容等から分析し、支援の充実につなげます。
- ▶ ひとり親家庭が相談したい時にいつでも相談できるよう、センターでは、夜間・土日の電話相談やAI*やSNS*等のICTを活用した相談体制の充実に取り組みます。
- ▶ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ▶ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練等、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。

成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
養育費を受け取っている人の割合	28.3%	39.9%
指標の設定趣旨		
養育費を受け取っている人の割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
面会交流を実施している人の割合	34.7%	49.8%
指標の設定趣旨		
面会交流を実施している割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費等の生活一般にかかる相談件数	6,846件	8,031件

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	90件	150件

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合	小5の子供のいる 世帯：47.6% 中2の子供のいる 世帯：46.9%	小5の子供のいる 世帯：37.0% 中2の子供のいる 世帯：36.4% (R10)

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0%	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10)

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

現 状

- ひとり親家庭の子供は、ふたり親家庭の子供と比較して、「情緒の問題」や「仲間関係の問題」等の心理的な課題を抱える傾向にあります。
- <子供の心理的な状態> (令和5 (2023) 年度広島県子供の生活に関する実態調査 (以下「子供の生活実態調査」という。)) ※数値が高いほど心理的な問題との関連性が高い
- | | | |
|---------|------------------|-------------|
| 情緒の課題 | ：小5⇒ ひとり親世帯：3.61 | ふたり親世帯：3.13 |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：3.92 | ふたり親世帯：3.57 |
| 仲間関係の問題 | ：小5⇒ ひとり親世帯：2.36 | ふたり親世帯：2.21 |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：2.50 | ふたり親世帯：2.11 |
- 生活面においては、ひとり親家庭では、毎日朝食を食べている割合や平日同じ時間に寝ている割合が低くなっています。
- <日常的な生活の状況> (子供の生活実態調査)
- | | | |
|-----------------|-------------------|--------------|
| 朝食を毎日食べる者の割合 | ：小5⇒ ひとり親世帯：77.2% | ふたり親世帯：89.3% |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：74.5% | ふたり親世帯：82.2% |
| 平日同じ時間に寝ている者の割合 | ：小5⇒ ひとり親世帯：74.4% | ふたり親世帯：80.4% |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：78.6% | ふたり親世帯：83.0% |
- また、地域のクラブ活動や部活動等への参加状況について、ひとり親家庭の子供は、ふたり親家庭の子供と比較して、参加していない割合が高くなっており、その理由として、「費用がかかるから」「家の事情(家族の世話、家事等)があるから」といった事項が、ふたり親よりも高くなっています。
- <地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動へ参加していない割合> (子供の生活実態調査)
- | | |
|------------------|--------------|
| 小5⇒ ひとり親世帯：29.7% | ふたり親世帯：25.0% |
| 中2⇒ ひとり親世帯：24.7% | ふたり親世帯：13.5% |
- <参加しない理由>
- | | | |
|----------------------|-------------------|-------------|
| 費用がかかるから | ：小5⇒ ひとり親世帯：13.4% | ふたり親世帯：6.9% |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：10.6% | ふたり親世帯：6.8% |
| 家の事情(家族の世話、家事等)があるから | | |
| | 小5⇒ ひとり親世帯：8.1% | ふたり親世帯：7.3% |
| | 中2⇒ ひとり親世帯：6.8% | ふたり親世帯：3.2% |
- 学習面においては、ひとり親家庭の子供は、学校での成績を「やや下の方」「下のほう」と考えている割合が高く、学校の授業以外で学習しない子供の割合が多くなっています。
- <学校での成績を「やや下の方」「下のほう」と考えている割合> (子供の生活実態調査)
- | | |
|------------------|--------------|
| 中2⇒ ひとり親世帯：49.9% | ふたり親世帯：34.1% |
|------------------|--------------|
- <学校の授業以外で学習しない子供の割合> (子供の生活実態調査)
- | | |
|------------------|-------------|
| 中2⇒ ひとり親世帯：11.1% | ふたり親世帯：5.1% |
|------------------|-------------|
- ひとり親家庭の親・子供ともにふたり親家庭に比べ、大学以上の進学希望者の割合が低く、経済的な要因が大きくなっています。
- <進学希望「高校まで」> (子供の生活実態調査)
- | | |
|---------------------|--------------|
| 中2(親)⇒ ひとり親世帯：23.7% | ふたり親世帯：10.6% |
| 中2(子)⇒ ひとり親世帯：21.0% | ふたり親世帯：12.7% |

＜高校までとした理由が家庭の経済的状況による者の割合＞（子供の生活実態調査）

中2（親）⇒ ひとり親世帯：35.1% ふたり親世帯：19.9%

中2（子）⇒ ひとり親世帯：13.8% ふたり親世帯：5.9%

- ひとり親家庭の保護者、子供ともに「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」ための支援を求める割合が高くなっています。

＜ひとり親家庭が県に求める支援＞（子供の生活実態調査）

小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつけるための支援

小5⇒ 親：53.4%（2位）、 子：29.4%（1位）

中2⇒ 親：54.1%（2位）、 子：35.3%（2位）

課題

- 心理的に不安を抱えているひとり親家庭の子供等、支援が必要な子供を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- ひとり親家庭の子供が、自立に必要な力を身につけられるよう、生活指導や体験の提供、学習支援等の取組が、県内多くの市町で行われる必要があります。
- ひとり親家庭の子供が経済的な理由等により進学をあきらめずに済むよう支援するほか、奨学金や就学支援制度等の情報を早い段階から提供していく必要があります。

取組の方向

- ▶ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進等により、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校等と連携して支援する体制の構築に取り組みます。
- ▶ 市町が生活指導や学習支援等を実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。
- ▶ 母子父子寡婦福祉資金*貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNS*や学習支援の場等の地域の居場所等を活用して発信します。

成果指標	現状（R6）	目標（R11）
ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率(高等学校卒業後)	80.6% (R2~R6 平均)	84.0%

指標の設定趣旨

ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参考指標	現状（R5）	目標（R11）
ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数	6市	23市町

目指す姿

柱4 障害のある子供等への支援

- ◆ 県内の医療型短期入所*定員の拡充（令和5（2023）年度比約1.4倍）が図られ、医療的ケア*を日常的に必要な障害児とその家族は、在宅に必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。
- ◆ 発達障害*児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けることができます。
- ◆ 地域のかかりつけ医や専門医療機関、保健・医療・福祉・教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町で整備されており、発達障害児やその家族は、ライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期かつ適切に、多機関の専門職から支援を受けることができます。
- ◆ 個別の教育支援計画*及び個別の指導計画*が、特別な支援を必要とするすべての生徒等に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることができます。
- ◆ 特別支援教育*に係る通級による指導*の担当教員及び特別支援学校*のすべての教員並びに特別支援学級*担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。
- ◆ 本県独自の特別支援学校技能検定*の実施等、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望するすべての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得し、就職しています。

成果指標

- 在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数
67人 ⇒ 91人
- 発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数 8市町 ⇒ 23市町
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成率
公立幼稚園等 100% ⇒ 100%、公立小学校 100% ⇒ 100%、
公立中学校 100% ⇒ 100%、公立高等学校 100% ⇒ 100%
- 個別の教育支援計画活用率
公立小学校 99.2% ⇒ 100%、公立中学校 97.0% ⇒ 100%、公立高等学校 83.1% ⇒ 100%
- 特別支援学校教諭免許状保有率
小・中学校通級による指導の担当教員 48.4% ⇒ 100%
小・中学校特別支援学級担任 27.4% ⇒ 60.0%
特別支援学校教員 86.4% ⇒ 100%
- 特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合
100% ⇒ 100%

柱4 障害のある子供等への支援

(1) 地域における重層的な支援体制の構築

現 状

○ 医療技術の進歩により、NICU*（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア*が日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が今後増加することが見込まれるとともに、退院して地域で生活するケースが増加しています。

＜在宅の医療的ケア児数（R3 県調査）＞ 499 人

○ 発達障害*は、早期から適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適応することは可能であることから、早期把握、早期支援が重要です。このため、県では乳幼児健康診査*を始めとする様々な場面における気づきを強化するとともに、気づいた段階から特性に応じた支援が身近な地域で行われるよう、早期把握、早期支援の強化を図るための研修や、関係機関への助言等を行っています。

また、市町の地域支援体制の点検・評価、地域内の連携状況の把握・分析を行うツール（Q-SACCS）の普及等により、地域の支援機関の連携強化に取り組んでいます。

○ 発達に課題のある子供が、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成のための研修を実施しており、県内の発達障害の診療を行っている医師は徐々に増加しています。

課 題

○ 在宅の医療的ケア児及びその家族等を支援する医療型の短期入所については、人員配置や設備基準の法的規制、医療職等の専門資格を有する人材の不足等により、新規事業所の参入が難しい状況となっています。

○ 発達障害の早期把握、早期支援については、市町によって取組状況や連携強化に差異があります。このため、身近な地域で早期から適切な支援が受けられるよう、支援機関の対応力向上や、気づきの段階から関係機関が連携した重層的な支援体制の構築を図る必要があります。

○ 県内の発達障害の診療を行う医師は徐々に増加していますが、発達障害の診療が一部の専門医療機関に集中し、初診までに長期の待機が生じています。また、専門医療機関の初診時に、療育や障害福祉、母子保健等の医療以外の分野による支援につながないケースが多く存在しています。

取組の方向

▶ 在宅の医療的ケア児及びその家族等の支援ニーズを踏まえ、医療型短期入所*事業所の参入を促進するため、医療機関等への働きかけを行うとともに、社会福祉整備費補助金等の活用により、医療的ケア児等を含めた重症心身障害児（者）を対象とする通所支援事業所の拡充や定員増を図ります。また、医療的ケアに対応できる看護職員等の人材育成を図ります。

▶ 発達障害児及びその家族が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。

また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センター*の機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートするとともに、市町における効果的な活用事例の普及による「Q-SACCS」の活用促進等を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組めます。

- ▶ 早期から身近な地域で発達障害を診断し、必要な医療を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成に向けた研修を引き続き実施します。また、社会情勢や医療環境の変化等も踏まえながら、長期の初診待機者の減少に取り組むとともに、初診待機期間から発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、医療以外の分野も含めた、各支援機関が連携した重層的な地域支援体制の整備を図ります。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所*定員数	67 人	91 人
指標の設定趣旨		
介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数	8 市町	23 市町
指標の設定趣旨		
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数が増加することは、地域の実情に応じて相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であり、初診待機期間から発達障害の特性に配慮した支援を受けることにつながることも期待できると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
児童発達支援センターの設置市町数 ※	12 市町	22 市町
発達障害の初診待機期間が1か月以上かつ、待機期間中に必要な支援につながっていない方の人数（推計値）	950 人	0 人

※ 市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域で支援する。

柱4 障害のある子供等への支援

(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

現 状

- 特別支援学校*や特別支援学級*等に在籍する幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が年々増加しています。
 <特別支援学校に在籍する生徒等数> H30：2,755人 ⇒ R5：2,833人 ※広島市立を含む
 <特別支援学級に在籍する生徒等数> H30：6,659人 ⇒ R5：10,072人 ※広島市立を含む
- 乳幼児期*から学校卒業後までの一貫した長期的な計画である「個別の教育支援計画*」と、指導目標や指導内容・方法を具体的に盛り込んだ計画である「個別の指導計画*」の作成率は、全校種で100%となっており、概ねすべての公立学校で特別支援教育*を推進するための基本的な支援体制が整備されています。

課 題

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下「個別の計画等」という。)の作成率は全校種で100%となりましたが、引き続き特別な支援を必要とするすべての生徒等に対して、個別の計画等を作成していくよう周知するとともに、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、指導に携わる複数の教員が情報を共有し、指導の一貫性や統一性を図るために、個別の計画等の活用を促進する必要があります。

取組の方向

- ▶ 幼保・小・中・高等学校等が、特別な支援を必要とする生徒等全員に対して、個別の計画等を作成するとともに、個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
個別の教育支援計画作成率	公立幼稚園等	100%	100% (R10)
	公立小学校	100%	100% (R10)
	公立中学校	100%	100% (R10)
	公立高等学校	100%	100% (R10)

指標の設定趣旨

個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園*

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
個別の教育支援計画活用率	公立小学校	99.2%	100% (R10)
	公立中学校	97.0%	100% (R10)
	公立高等学校	83.1%	100% (R10)
指標の設定趣旨 個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられることから、指標として設定しました。			

※ 広島市立を除く

※ 「活用率」とは、個別の教育支援計画の作成時に前籍校から提供を受けた個別の教育支援計画を活用した学校の割合。

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10(2028)年度に設定している。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
個別の指導計画作成率	公立幼稚園等	100%	100% (R10)
	公立小学校	100%	100% (R10)
	公立中学校	100%	100% (R10)
	公立高等学校	100%	100% (R10)
指標の設定趣旨 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定しました。			

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10(2028)年度に設定している。

柱4 障害のある子供等への支援 (3) 教員の専門性の向上

現 状

○ 小・中学校等の教員の特別支援教育*に関する専門性の向上を図るため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校*教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、免許状保有率が伸び悩んでいます。

＜特別支援学校教員の在籍校種の免許状保有率＞ H30：81.0% ⇒ R5：86.4%

＜特別支援学級*担任の免許状保有率＞ H30：32.3% ⇒ R5：27.4%

＜通級による指導*の担当教員の免許状保有率＞ H30：67.9% ⇒ R5：48.4%

* 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を所持しなければならないが、教育職員免許法附則第15項において、当分の間、特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされています。また、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、近年の特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加している状況からも、より専門的な指導を行うために、取得が望ましいとされています。

課 題

○ 小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員については、特別支援学級の急増等に対応した免許状保有者等の専門性を有する教員の確保が必要となっています。

○ 特別な支援が必要な児童生徒が年々増加し、児童生徒の教育的ニーズが多様化しており、その教育的ニーズに対応するために、指導を担当する教員の専門性の向上が必要です。

取組の方向

▶ 免許状の取得を促進する免許法認定講習や、教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、免許状保有率が伸び悩む要因を分析して、より効果的な取得促進策を検討し、通常の学級を含め、すべての学びの場における教員の指導の充実を図ります。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
特別支援学校教諭免許状保有率	小・中学校 通級による指 導の担当教員	48.4%	100% (R10)
	小・中学校 特別支援学級 担任	27.4%	60% (R10)
	特別支援学校 教員	86.4%	100% (R10)

指標の設定趣旨

教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定しました。

※ 広島市立を除く（本務者のみ）

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

柱4 障害のある子供への支援

(4) 特別支援学校*における教育の充実

現 状

- ジョブサポートティーチャー*（就職支援教員）による就職指導や、生徒の実態、適性及び希望に合った新規企業・業種の開拓、本県独自の特別支援学校技能検定*等によって生徒の就職意欲を高めることにより、特別支援学校高等部卒業者の就職率は、全国平均並みで推移しています。
 - <特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率>
 - R3.3卒：21.6% ⇒ R6.3卒：32.7%
 - ※特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、企業等に就職した割合（広島市立を含む）
 - <特別支援学校高等部（本科）卒業者の離職率>
 - R元.3卒：21.6% ⇒ R2.3卒：28.1%
 - ※就職した者のうち、卒業後3年の間に離職した割合（広島市立を含む）
- 就職を希望する生徒以外についても、キャリア教育*を通じて、生徒一人一人の希望に寄り添った進路指導を行っています。
- 一人1台端末の活用について、効果的に活用して、主体的な学び*と協働的な学び*を実践できている教員がいるものの、十分に活用できていない場面も一定程度見られます。

課 題

- 高等部卒業者の就職率は全国平均並みで推移していますが、業種・職種等就職希望者のニーズは多様化しており、新規企業・業種の開拓、キャリア教育及び職業教育の充実を継続する必要があります。
- 生徒一人一人の障害の状態等に応じた進路指導を行い、就職希望者以外についても適切な進路選択ができるよう支援していく必要があります。
- 全国に比べ、ICT*を活用して指導できる教員の割合が低い状況があります。

取組の方向

- ▶ 生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の習得を通じて、特別支援学校高等部卒業者の就職支援を図り、就職希望者の就職の実現につなげます。
- ▶ 就業体験の機会の確保等、進路学習を充実させることで、就職希望者以外の生徒の希望する進路の実現につなげます。
- ▶ 特別支援学校においては、授業におけるICT活用の促進と教員の指導力を高めます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合※	100%	100% (R10)

指標の設定趣旨

特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定しました。

※ 特別支援学校高等部卒業者の就職率には、就労継続支援A型事業所は含まない。

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合	71.7%	100% (R10)

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

資料編

広島県こどもの貧困の解消に向けた対策計画

1 趣旨

子供の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子供の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子供の貧困に対する社会の理解を促進し、地域や社会全体で課題を解決するという認識のもと、国や市町、民間企業・団体等との連携により支援に取り組む必要があります。

広島県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、令和2（2020）年に「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

(2) 根拠法令 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

3 本県の子供の生活状態

令和5（2023）年度には、県内の子供の生活実態を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、家庭の経済的な状況について、等価世帯収入の水準により分類したところ、本調査において「貧困」の課題を抱えていると考えられる「中央値の2分の1未満」に該当する世帯が、小学5年生世帯で9.1%、中学2年生世帯で9.5%であることが分かりました。

また、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、学校の授業がわからない子供が多い、大学への進学希望者が少ないなどの学習面への影響をはじめ、生活習慣や心理的側面にも影響があることが明らかとなりました。

4 主な取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

I 教育の支援

(1) 乳幼児期の教育・保育

- ・ すべての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域Ⅰ柱1(1)(2)】

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、予防的支援のモデル事業の実施により構築した仕組みやノウハウ等を活用して、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上などの生徒指導体制・教育相談体制の充実、生徒のキャリア形成の支援及びこれからの職業人として必要な資質・能力の育成に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）（3）（4）】

(4) 教育費負担の軽減

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱3（2）】

(5) 地域における学習支援等

- ・ 学習支援の場など、放課後等の子供の居場所の充実に向け、地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等に取り組みます。【領域Ⅱ柱3（6）】
- ・ ひとり親家庭の子供が、自立に必要な力を身につけられるよう、市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。【領域Ⅲ柱3（2）】

Ⅱ 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、「ひろしまネウボラ」の実施市町の拡大や、支援が必要な家庭を把握した場合の関係機関との連携を強化するための効果的な仕組みの構築に取り組むとともに、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。また、全国的な母子保健DXの動きも注視しながら、健康診査・検査結果等の効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みを検討するとともに、市町や医療機関等との連携を強化し、早期に適切な支援、治療、療育、フォローにつなげる体制の充実に図ります。【領域Ⅱ柱2（2）】

（2）保護者の生活支援

- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援や、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組むとともに、0～2歳児の保育料の完全無償化などに先行的に取り組んでいる自治体への財政的支援を国に働きかけるなど、保育料の負担軽減が進むよう取り組みます。【領域Ⅱ柱4（2）】
- ・ 母子生活支援施設については、すべての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3（1）】

（3）子供の生活支援

- ・ 望ましい食事、睡眠、運動等の基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域Ⅰ柱2（5）】
- ・ 食の楽しさを実感するため、家庭での共食の機会の提供に取り組むとともに、市町、地域のボランティア団体等と連携し、地域での共食の機会の増加に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（5）】
- ・ 地域における子供・若者の居場所づくりを支援するとともに、多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。【領域Ⅱ柱3（6）】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組めます。【領域Ⅲ柱2（1）】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】

（4）住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、SNSを活用した広報に取り組み、対象世帯の入居を促進します。【領域Ⅱ柱5（2）】

(5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。【領域Ⅲ柱2（3）】

(6) 支援体制の強化

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進するとともに、県のアドバイザー派遣による要支援者のサポートプランの作成・更新の支援、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進など、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。【領域Ⅲ柱1（2）】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2（1）】 ※再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】 ※再掲
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3（1）】 ※再掲
- ・ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。【領域Ⅲ柱3（2）】

Ⅲ 保護者の就労支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方など、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備を促進します。【領域Ⅱ柱4（1）】

(2) ひとり親に対する就労支援

- ・ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。【領域Ⅲ柱3（1）】

IV 子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱2（4）】 ※再掲
- ・ 全国一律の経済的支援を着実に講じるとともに、更なる拡充について国に働きかけます。また、不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助など、県独自の支援策を効果的に組み合わせ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。【領域Ⅱ柱1（1）】
- ・ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。【領域Ⅲ柱3（1）】
- ・ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3（1）】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱3（2）】 ※再掲

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
I 教育の支援	成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	82.2%	80.0% (R8)
	成果	いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	71.1%	83.7% (R7)
	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)	56.3%	53.3% (R7)
	成果	中途退学率(公立高等学校)	1.2%	0.8% (R7)
	成果	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	小学校:13.8% 中学校:22.2%	小学校:10.0% 中学校:10.0%
	成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	72.5%	82.0%
	成果	将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合(高等学校)	72.0%	79.0%
	成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率(高等学校卒業後)	80.6% (R2~R6平均)	84.0%

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの

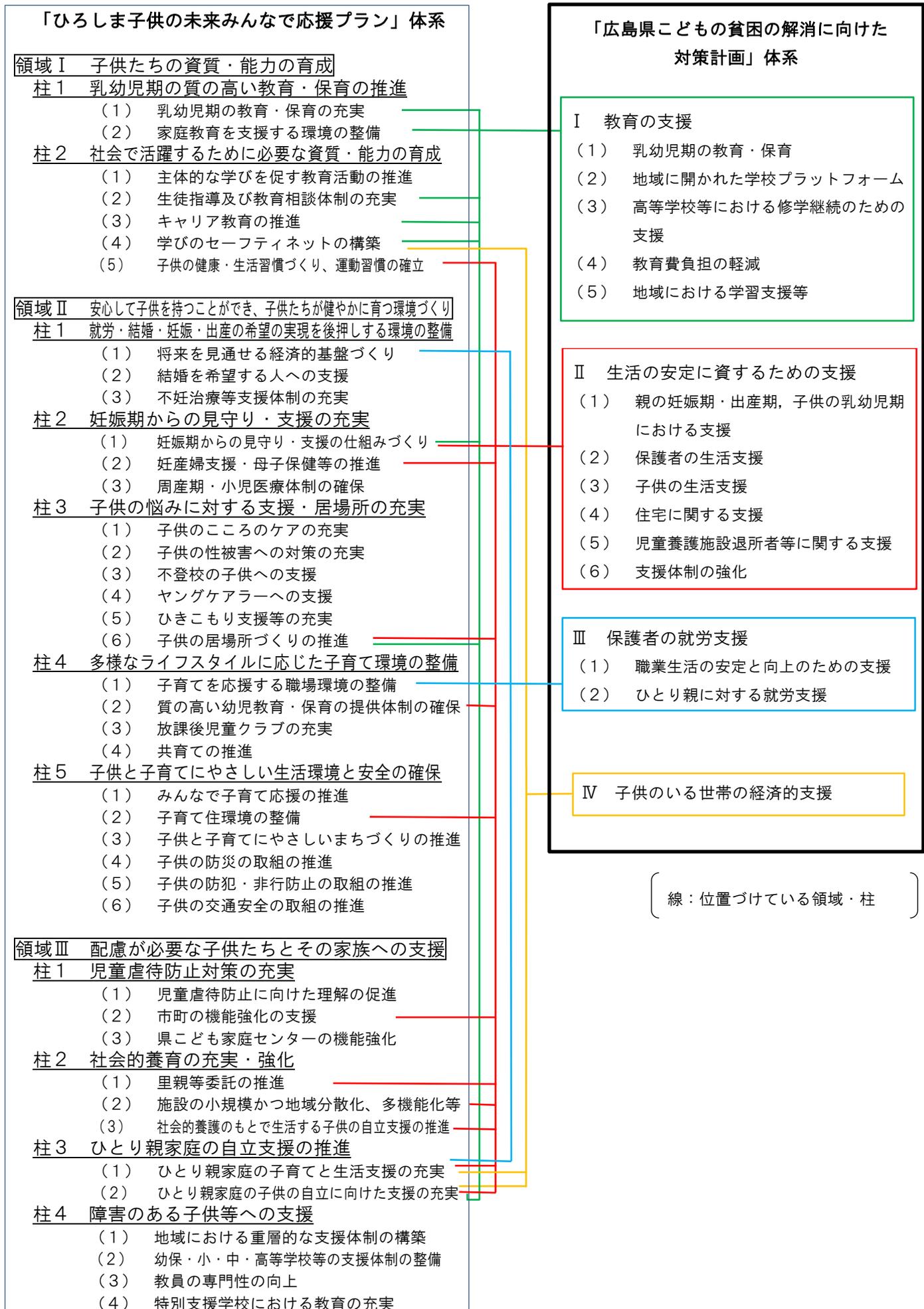
「参考」:本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】	72.5%	82.0%
	参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	71.0%	80.0%
	参考	ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	17市町	23市町
	参考	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合	84.1% (R5 確定値)	92.0%
	成果	保育所の待機児童数(4/1時点)	0人 (R6.4.1)	0人 (R11.4.1)
	参考	就業保育士数	14,580人 (R5.10)	13,879人
	参考	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数	6,846件	8,031件
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	90件	150件
	参考	年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合	小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9%	小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% (R10)
	参考	子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0%	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10)
	成果	県内児童(小学6年生)の朝食欠食率	6.4%	4.9%
	成果	県内児童(小学6年生)で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合	83.6%	85.7%
	参考	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	週平均12.4回	現在の高水準を維持する (R11)
	参考	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の減少	2.7% (R3)	0%
	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合(小学5年生)	4.8%	2.4% (R10)
	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合(中学2年生)	7.3%	3.6% (R10)
	参考	地域における子供の居場所の数(子供の居場所となることを目指して創られた場所の数)	令和7(2025)年度調査予定	調査結果を踏まえ設定
	成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	20.0%	37.0%
	参考	認定・登録里親数及びファミリーホーム設置か所数	302世帯 6か所	393世帯 9か所
	成果	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	14.5%	38.8%
	参考	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	513戸	633戸
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	53.1%	68.4%

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
	参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人 (R6)	34人
	成果	要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	—	100%
	参考	すべての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	16市町 (R6)	23市町
Ⅲ 保護者の 就労支援	参考	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数【再掲】	6,846件	8,031件
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数【再掲】	90件	150件
	参考	年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合【再掲】	小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9%	小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% (R10)
Ⅳ 経済的 支援	成果	希望の子供数を持っていない人の割合	31.1%	28.0%
	参考	行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率	72.7%	80.0%
	成果	養育費を受け取っている人の割合	28.3% (R6)	39.9%
	参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数【再掲】	90件	150件
	成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）【再掲】	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%



広島県子ども・若者計画

1 趣旨

子供・若者の育成支援については、平成22(2010)年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、その健やかな育成と、社会生活を円滑に営むための支援施策を推進するとされ、広島県においても「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を策定し、支援の充実や社会環境の整備を推進してきました。

こうしたなか、依然として、不登校、ひきこもり、若年無業者(ニート)、非行など困難を有する子供・若者は存在しており、さらに取組を推進していく必要があります。

法の趣旨やこれまでの取組の成果や課題、こども基本法における位置付けやこども大綱を踏まえ、「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」(以下「プラン」という。)に盛り込んで策定します。

2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

(2) 根拠 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項
広島県青少年健全育成条例第2条第1項

3 基本的な考え方

全ての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができるよう、子供と子育て家庭を支援するとともに、子供・若者が、社会生活を円滑に営む上で困難な状況に陥った場合でも、家庭、学校、地域などが連携、協力して支え、社会全体として困難を有する子供・若者が減少するよう、法の目的や大綱を踏まえ、次のとおり取り組みます。

- ① 法の目的にある「子ども・若者の健やかな育成」については、プランに掲げる各取組を通じ、全ての子供・若者の健やかな育ちと自立を支援します。取組にあたっては、子供・若者の成長や自立を日常生活の中で支えている地域社会における多様な主体の連携・協働や、見守り合い・支え合いを推進します。
- ② 同じく法の目的である「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」については、依然として、不登校、ひきこもり、ニート、非行など社会生活上の困難を抱えている子供・若者がおり、これらは相互に関連する場合もあることから、プランに掲げる各取組を通じ、関係機関の連携を促進し、早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう支援します。

4 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

1 子供・若者の健やかな育成

子供・若者の健やかな育成については、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成や子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保など、プランの領域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる各取組を通じ、総合的に推進します。

2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援

(1) 子供のこころのケアの充実【領域Ⅱ柱3(1)】

- ・ 子供・若者世代からのこころの相談窓口に係る、相談者のニーズ把握と、ニーズに応じた相談手段の充実や、ICTを活用した効果的な広報に取り組むとともに、こどもの自殺危機に地域の関係機関が連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ・ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。
- ・ スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

(2) 子供の性被害への対策の充実【領域Ⅱ柱3(2)】

- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 子供・若者が被害を抱えず、相談窓口で相談できるようにするため、デジタル技術を活用した情報発信等、性被害ワンストップセンターひろしまに関する広報啓発を強化します。
- ・ 「生命の安全教育」について、研修等で好事例を共有することや、外部講師による研修を実施するなど、取組の充実を図ります。

(3) 不登校の子供等への支援【領域Ⅱ柱3(3)】

- ・ 校内に教育支援センター(SSR)を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。

(4) ヤングケアラーへの支援【領域Ⅱ柱3(4)】

- ・ 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組みます。

(5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者(ニート)への支援【領域Ⅱ柱3(5)】

- ・ 地域の実情を踏まえたネットワークづくりを促進し、市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、広島ひきこもり相談支援センターや県立総合精神保健福祉センターと連携して、市町や関係機関との連絡協議会、従事者向けの人材育成研修を開催し、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- ・ 広島地域若者サポートステーション(若者交流館)において、引き続き、関係機関と連携し、若年無業者(ニート)の職業的自立を図るため、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験・臨床心理士による相談等、きめ細かな支援に取り組めます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。
- ・ 子ども・若者支援協議会を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

(6) 子供の居場所づくりの推進【領域Ⅱ柱3(6)】

- ・ 地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援します。
- ・ 多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。

(7) 非行防止・立ち直り支援 【領域Ⅱ柱5(5)】【領域Ⅲ柱2(3)】

- ・ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモポリスなど、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。
- ・ 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
- ・ 学校や地域との連携強化により、子供に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や関係機関と連携した広報・啓発の実施により、有害環境の改善等、子供を取り巻く社会環境の整備を図ります。
- ・ 少年サポートセンターを中心とした相談受理や立ち直り支援活動を推進します。
- ・ 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生き立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。
- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状(R5)	目標(R11)
(1)	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	4.8%	2.4% (R10)
(2)	成果	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）	7.3%	3.6% (R10)
(1)	参考	「こころのライン相談@広島県」の若年層（40歳未満）相談件数	1,921人/年 (R3)	3,700人以上/年 (R9)
	参考	いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	71.1%	83.7% (R7)
(2)	参考	子供の性被害者数（児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計）	84人	前年比減
	参考	「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合	13.7%	19%
(3)	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	56.3%	53.3% (R7)
(4)	成果	ヤングケアラーについて知っている人の割合	37.0% (R6)	70.0%
	参考	ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	13市町	23市町
(5)	参考	若者交流館利用者の就職等決定者数	176人	160人
(6)	参考	地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数）	令和7（2025） 年度調査予定	調査結果を踏まえ 設定
(7)	成果	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	80.0%
	参考	刑法犯認知件数（全体）	14,188件	—
	参考	刑法犯少年の再犯者率（触法少年を含む）	20.7% (令和2年から令和5年の平均値)	—
	参考	フィルタリング利用率（スマートフォン）	30.5%	50.0%
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	53.1%	68.4%
	参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人	34人

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

- 領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成**
- 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進**
- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立
- 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり**
- 柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備**
- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
 - (2) 結婚を希望する人への支援
 - (3) 不妊治療等支援体制の充実
- 柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実**
- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
 - (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
 - (3) 周産期・小児医療体制の確保
- 柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実**
- (1) 子供のこころのケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもり支援等の充実
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
- 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備**
- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
 - (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
 - (3) 放課後児童クラブの充実
 - (4) 共育での推進
- 柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保**
- (1) みんなで子育て応援の推進
 - (2) 子育て住環境の整備
 - (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (4) 子供の防災の取組の推進
 - (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
 - (6) 子供の交通安全の取組の推進
- 領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援**
- 柱1 児童虐待防止対策の充実**
- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
 - (2) 市町の機能強化の支援
 - (3) 県こども家庭センターの機能強化
- 柱2 社会的養育の充実・強化**
- (1) 里親等委託の推進
 - (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
 - (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
- 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進**
- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
 - (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
- 柱4 障害のある子供等への支援**
- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
 - (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
 - (3) 教員の専門性の向上
 - (4) 特別支援学校における教育の充実

広島県子ども・若者計画 体系

- 1 子供・若者の健やかな育成**
- 2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援**
- (1) 子供の心のケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供等への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
 - (7) 非行防止・立ち直り支援

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

1 趣旨

子供・子育て支援については、「子供の最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子供に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町は、子供・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、県全体における教育・保育の需給計画を策定します。

2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

(2) 根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第2項

3 取組の方向 ※領域Ⅱ 柱4(2)参照

市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組みます。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R11)
成果	保育所の待機児童数(4/1時点)	0人 (R6.4.1)	0人
参考	就業保育士数	14,580人 (R5.10)	13,879人
参考	認定こども園の設置数	263施設 (R6.4)	307施設

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、計画的な移行・整備を進めます。

県が行う認定・認可については、市町が計画している確保方策に基づき行うこととし、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整に係る「量の見込みに県が定める数を加えた数」は、各区域で設定している確保方策の数値とします。

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

年度		令和7年度			令和8年度		
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
広島県	量の見込み	18,827	37,420	25,925	17,999	36,919	25,407
	確保方策 特定教育・保育施設等	30,967	43,079	27,407	30,260	43,137	27,638
	特定地域型保育事業等	7	247	2,243	7	247	2,287

<各市町の見込みと確保方策>

年度		令和7年度			令和8年度		
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
1 広島市	量の見込み	9,124	16,602	11,147	8,675	16,305	10,695
	確保方策 特定教育・保育施設等	17,315	18,046	11,728	17,315	17,952	11,704
	特定地域型保育事業等	0	0	1,025	0	0	1,025
2 呉市	量の見込み	932	1,652	1,129	881	1,567	1,095
	確保方策 特定教育・保育施設等	950	1,670	1,165	900	1,580	1,135
	特定地域型保育事業等	2	5	35	2	5	35
3 竹原市	量の見込み	68	237	151	62	216	144
	確保方策 特定教育・保育施設等	94	274	159	92	268	156
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
4 三原市	量の見込み	633	765	678	584	740	663
	確保方策 特定教育・保育施設等	990	1,205	918	990	1,205	918
	特定地域型保育事業等	0	0	90	0	0	90
5 尾道市	量の見込み	648	1,452	1,027	539	1,428	977
	確保方策 特定教育・保育施設等	1,705	1,676	1,015	1,435	1,689	1,027
	特定地域型保育事業等	0	55	70	0	55	70
6 福山市	量の見込み	3,064	6,954	5,146	3,025	6,865	5,126
	確保方策 特定教育・保育施設等	4,212	7,720	5,148	4,038	7,829	5,212
	特定地域型保育事業等	0	0	431	0	0	425
7 府中市	量の見込み	81	399	312	79	358	299
	確保方策 特定教育・保育施設等	87	767	331	99	755	331
	特定地域型保育事業等	0	0	12	0	0	12
8 三次市	量の見込み	94	856	661	89	810	637
	確保方策 特定教育・保育施設等	154	1,396	666	154	1,396	666
	特定地域型保育事業等	0	69	113	0	69	113
9 庄原市	量の見込み	68	409	284	73	394	275
	確保方策 特定教育・保育施設等	210	856	395	210	856	395
	特定地域型保育事業等	0	9	37	0	9	37
10 大竹市	量の見込み	141	209	183	130	206	181
	確保方策 特定教育・保育施設等	160	381	252	160	381	252
	特定地域型保育事業等	0	3	39	0	3	39
11 東広島市	量の見込み	1,447	3,248	1,836	1,507	3,479	1,966
	確保方策 特定教育・保育施設等	1,782	3,728	2,149	1,717	3,822	2,288
	特定地域型保育事業等	0	76	205	0	76	255
12 廿日市市	量の見込み	874	1,899	1,294	803	1,871	1,286
	確保方策 特定教育・保育施設等	1,103	2,230	1,268	1,103	2,230	1,278
	特定地域型保育事業等	0	4	95	0	4	95
13 安芸高田市	量の見込み	61	298	209	57	276	205
	確保方策 特定教育・保育施設等	202	412	261	202	412	261
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
14 江田島市	量の見込み	34	176	86	32	162	82
	確保方策 特定教育・保育施設等	103	308	199	103	308	199
	特定地域型保育事業等	5	10	3	5	10	3

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

令和9年度			令和10年度			令和11年度			広島県
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
17,269	35,987	25,321	16,636	34,998	25,178	16,102	34,122	25,122	
29,610	43,165	27,889	29,523	43,134	27,893	29,477	43,045	27,914	
7	247	2,300	7	247	2,300	7	247	2,300	

＜各市町の見込みと確保方策＞

令和9年度			令和10年度			令和11年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
8,291	15,641	10,480	7,940	14,975	10,349	7,603	14,356	10,310	
17,315	17,952	11,704	17,315	17,952	11,704	17,315	17,952	11,704	
0	0	1,025	0	0	1,025	0	0	1,025	
804	1,428	1,149	798	1,415	1,119	779	1,379	1,093	
830	1,450	1,205	820	1,450	1,165	800	1,400	1,165	
2	5	35	2	5	35	2	5	35	
60	208	140	56	196	136	56	195	131	
79	248	158	76	242	156	75	240	154	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
544	703	653	519	679	636	518	664	621	
990	1,205	918	990	1,205	918	990	1,205	918	
0	0	90	0	0	90	0	0	90	
452	1,337	980	376	1,249	976	318	1,188	978	
1,425	1,699	1,027	1,415	1,709	1,027	1,405	1,719	1,027	
0	55	70	0	55	70	0	55	70	
2,986	6,776	5,104	2,946	6,686	5,082	2,907	6,597	5,060	
3,994	7,775	5,187	3,969	7,730	5,177	3,967	7,723	5,174	
0	0	419	0	0	419	0	0	419	
79	340	285	77	334	272	74	317	261	
104	685	331	104	685	331	95	679	346	
0	0	12	0	0	12	0	0	12	
86	788	631	83	761	621	80	734	611	
154	1,396	666	154	1,396	666	154	1,396	666	
0	69	113	0	69	113	0	69	113	
71	356	288	74	342	285	77	329	283	
210	856	395	210	856	395	210	856	395	
0	9	37	0	9	37	0	9	37	
119	204	181	108	201	179	97	198	179	
160	381	252	160	381	252	160	381	252	
0	3	39	0	3	39	0	3	39	
1,571	3,730	2,052	1,568	3,758	2,137	1,584	3,853	2,238	
1,722	3,912	2,358	1,717	3,950	2,388	1,717	4,000	2,406	
0	76	274	0	76	274	0	76	274	
734	1,874	1,288	674	1,889	1,307	616	1,853	1,298	
776	2,416	1,381	776	2,416	1,381	776	2,336	1,348	
0	4	95	0	4	95	0	4	95	
55	269	203	52	256	199	51	252	195	
202	412	261	202	412	261	202	412	261	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	149	78	30	137	74	29	126	70	
103	308	199	103	308	199	103	308	199	
5	10	3	5	10	3	5	10	3	

年度		令和7年度			令和8年度				
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定		
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定		
15	府中町	量の見込み	790	653	557	752	622	555	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	790	637	472	752	606	470
			特定地域型保育事業等	0	16	85	0	16	85
16	海田町	量の見込み	420	460	450	380	490	465	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	692	436	423	572	511	468
			特定地域型保育事業等	0	0	3	0	0	3
17	熊野町	量の見込み	173	328	312	161	326	313	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	161	312	225	161	312	245
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	41	241	123	42	245	117	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	45	265	130	45	265	130
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
19	安芸太 田町	量の見込み	2	43	24	2	39	23	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	14	90	55	14	90	55
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	68	209	126	68	215	114	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	76	217	142	76	217	142
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
21	大崎上 島町	量の見込み	35	45	25	33	45	29	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	45	30	55	45	30
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	19	210	110	15	188	106	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	42	240	144	42	240	144
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
23	神石高 原町	量の見込み	10	75	55	10	72	54	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	25	168	132	25	168	132
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

(施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分)

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

令和9年度			令和10年度			令和11年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
728	602	566	694	574	572	690	570	568	府中町
728	586	481	694	558	487	690	554	483	
0	16	85	0	16	85	0	16	85	
350	520	470	350	520	470	350	520	470	海田町
412	535	468	412	535	468	412	535	468	
0	0	3	0	0	3	0	0	3	
149	324	307	139	322	311	129	320	313	熊野町
149	324	265	149	324	285	149	324	315	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	222	125	37	218	123	36	209	120	坂町
45	265	130	45	265	130	45	265	130	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	32	29	2	32	27	2	32	24	安芸太 田町
14	90	55	14	90	55	14	90	55	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
67	210	114	62	192	109	58	178	107	北広島 町
76	217	142	76	217	142	76	217	142	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	43	30	31	41	30	30	40	30	大崎上 島町
55	45	30	55	45	30	55	45	30	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	170	109	11	159	105	10	155	104	世羅町
42	240	144	42	240	144	42	240	144	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	61	59	9	62	59	8	57	58	神石高 原町
25	168	132	25	168	132	25	168	132	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育の推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

教育・保育の量の見込みと確保方策
(教育・保育の需給計画)

※線は位置付けている柱・要素

広島県社会的養育推進計画

1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成 28（2016）年改正児童福祉法の理念に基づく、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、令和 2（2020）年 3 月に「広島県社会的養育推進計画」を策定し、児童虐待防止や社会的養育に関する施策の推進に取り組んできました。

今回、この計画の前期間が終了することから、令和 4（2022）年改正児童福祉法により、子供に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子供の権利の擁護が図られた所要の措置を講ずる内容の改正が行われたこと等を踏まえ、新たな「広島県社会的養育推進計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度（5 年間）

(2) 根 拠 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和 6 年 3 月 12 日付けこ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）

3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）【領域Ⅲ柱 2（3）】

- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域Ⅲ柱 1（2）】【領域Ⅱ柱 3（4）】

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進します。
- ・ 市町こども家庭センターが、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関を担い、県こども家庭センター（児童相談所）や児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、医療・教育・福祉・司法等の関係機関等とネットワークを構築し、支援を行うなど、地域全体での支援体制を強化します。
- ・ 県のアドバイザー派遣により、要支援者の支援方針となるサポートプランの作成・更新を支援するとともに、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実や、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進などにより、市町の在宅支援機能の強化に取り組めます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組めます。

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【領域Ⅱ柱 2（2）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 産後ケア施設の広域利用や整備促進、アウトリーチ型ケアの充実等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組めます。

(4) 一時保護改革に向けた取組【領域Ⅲ柱1(3)】【領域Ⅲ柱2(3)】

- ・ 圏域や地域の児童人口に配慮して、児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生き立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組【領域Ⅲ柱2(1)】【領域Ⅲ柱1(3)】

- ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、新たな里親を確保するとともに、里親や里親のもとで養育されている子供に対する地域の理解を促進して、里親が安心して子供を養育できる環境づくりを進めます。
- ・ 委託前・委託後の里親に対する研修を充実し、里親の養育力の向上や里親と子供との愛着関係の形成を支援します。
- ・ 里親支援センターの設置を促進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託を推進するとともに、要対協を必要に応じて活用しながら、県こども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制を整えます。
- ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。
- ・ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組を促進します。
- ・ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの支所を開設します。

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域Ⅲ柱2(2)】

- ・ 特別の支援を要する子供への支援を充実させるため、研修等による職員の専門性の強化を図るとともに、県立広島学園を含む県内施設の連携体制を構築します。
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親等委託が困難な子供については、出来る限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設と連携しながら、施設の小規模かつ地域分散化に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。
- ・ 母子生活支援施設については、全ての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域Ⅲ柱2(3)】

- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

(8) 県子ども家庭センターの強化等に向けた取組【領域Ⅲ柱1(3)】

- ・ 児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ・ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県子ども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターの支所を開設します。
- ・ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職を計画的に確保するとともに、研修や適切なジョブローテにより育成を図ります。

(9) 障害児入所施設における支援【領域Ⅲ柱4】

- ・ 障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、家庭的な養育環境の確保に努めるとともに、小規模なグループケア等により、できる限り良好な家庭的な環境の中で質の高い支援の提供に取り組めます。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R11)
成果	要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	令和7年度 調査予定	100%
参考	全ての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町子ども家庭センターの設置市町数	16市町 (R6)	23市町
成果	ヤングケアラー について知っている人の割合	37.0% (R6)	70.0%
参考	ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数(研修会等の開催市町数)	13市町 (R5)	23市町
成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	72.5% (R5)	82.0%
参考	産婦健康診査(1回目)受診率	91.1% (R5)	100%
参考	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受ける事ができた者の割合	84.1% (R5)	92.0%
成果	県内で児童虐待により死亡した子供の人数	0人 (R5)	0人
成果	児童虐待により長期の親子分離が必要なケース	69件 (R2~R5平均)	57件
参考	開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数(定員)	2か所(12人) (R6)	4か所(24人)
成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	20.0% (R5)	37.0%
参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	302世帯6か所 (R5)	393世帯9か所
参考	里親マッチング率(里親委託児童数/里親数)	35.1% (R5)	44.3%
成果	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	14.5% (R5)	38.8%
成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	53.1% (R5)	68.4%
参考	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人 (R6)	34人

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの

「参考」:本編において「参考指標」としているもの

4 代替養育を必要とする子供数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子供数（年齢区分別）

	推計人口（0-19歳）	代替養育が必要となる割合	代替養育を必要とする子供数			
			3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
現状（令和6年度）	451,367	0.163	733	44	89	600
令和7年度	443,146	0.163	723	43	88	592
令和8年度	435,614	0.163	711	43	87	581
令和9年度	428,082	0.163	698	43	87	568
令和10年度	420,551	0.163	686	43	86	557
令和11年度	413,019	0.163	670	43	84	543

(2) 代替養育を必要とする子供数（施設等別）

	児童養護施設・乳児院		里親・ファミリーホーム	その他の施設等	計	
		グループホーム				
現状（令和6年度）	511	70	140	140	82	733
令和7年度	492	75	149	149	82	723
令和8年度	469	90	162	162	80	711
令和9年度	444	110	175	175	79	698
令和10年度	417	120	193	193	76	686
令和11年度	374	145	220	220	76	670

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性がある。

(3) 里親等委託が必要な子供の割合

	里親等委託が必要な子供の割合			
		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状（令和6年度）	21.5%	31.8%	25.8%	19.9%
令和7年度	23.2%	33.3%	28.1%	21.6%
令和8年度	25.7%	38.6%	29.5%	23.8%
令和9年度	28.3%	48.8%	30.7%	26.0%
令和10年度	31.6%	54.5%	36.0%	28.8%
令和11年度	37.0%	62.8%	45.2%	32.8%

※その他の施設等を除く。

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性がある。

5 事業の進捗を確認するための指標等

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子供の権利や権利擁護の手段に関する啓発や研修等						
子供対象						
実施回数	全児童	措置時に全児童に対して実施				
受講者数						

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町こども家庭センターの設置数	16	19	21	23	23	23

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1	1	1	1	1	1

(4) 一時保護改革に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	63	63	63	63	63	63
一時保護専用施設の確保数（定員）	2(12)	2(12)	2(12)	4(24)	4(24)	4(24)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1	1	1	1	1	1

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録(認定)数						
養育里親等	302 (R5)	332	347	362	377	393
里親等稼働率 <small>※稼働率＝委託児童数／(里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホーム定員数)</small>	27.0% (R5)	27.4	28.3	29.4	30.9	33.9
ファミリーホーム数	6 (R5)	6	7	7	8	9
里親支援センターの設置数	0	0	2	3	4	5

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設						
施設数	14 (R5)	15	18	22	24	29
入所児童数	78 (R5)	75	90	110	120	145
児童家庭支援センターの設置施設数	5	5	5	5	5	5
里親支援センターの設置数（再掲）	0	0	0	2	3	4
里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	3	3	4	2	1	0

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み（推計）	78 (R5)	76	74	72	70	68
児童自立生活援助事業の実施箇所数（入居人数）						
I型	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)	8(40)
II型	2(2)	4(8)	6(12)	8(16)	10(20)	12(24)
III型	5(6)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)

(8) 県子ども家庭センターの強化等に向けた取組

指標	現状	目標				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口の推移						
県西部子ども家庭センター	720,439	488,133	482,849	477,564	472,280	466,995
R7～東広島支所	—	225,419	224,566	223,713	222,861	222,008
県東部子ども家庭センター	713,786	485,249	482,484	479,719	476,955	474,190
R7～三原支所	—	220,782	217,924	215,066	212,208	209,350
県北部子ども家庭センター	102,593	101,303	99,771	98,240	96,708	95,177
第三者評価を実施している児童相談所数	0	0	1	1	1	1

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

- 領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成**
- 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進**
- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立
- 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり**
- 柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備**
- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
 - (2) 結婚を希望する人への支援
 - (3) 不妊治療等支援体制の充実
- 柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実**
- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
 - (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
 - (3) 周産期・小児医療体制の確保
- 柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実**
- (1) 子供のこころのケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもり支援等の充実
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
- 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備**
- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
 - (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
 - (3) 放課後児童クラブの充実
 - (4) 共育での推進
- 柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保**
- (1) みんなで子育て応援の推進
 - (2) 子育て住環境の整備
 - (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (4) 子供の防災の取組の推進
 - (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
 - (6) 子供の交通安全の取組の推進
- 領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援**
- 柱1 児童虐待防止対策の充実**
- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
 - (2) 市町の機能強化の支援
 - (3) 県こども家庭センターの機能強化
- 柱2 社会的養育の充実・強化**
- (1) 里親等委託の推進
 - (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
 - (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
- 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進**
- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
 - (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
- 柱4 障害のある子供等への支援**
- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
 - (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
 - (3) 教員の専門性の向上
 - (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県社会的養育推進計画」体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組
(意見聴取・意見表明等支援等)
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 4 一時保護改革に向けた取組
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組
- 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 8 県こども家庭センターの強化等に向けた取組
- 9 障害児入所施設における支援

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

広島県ひとり親家庭等自立促進計画

1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、頼れる存在がいない家庭や経済的に困窮している家庭の割合が高くなっています。このような状況の中で、ひとり親家庭の子供は、心理的な課題を抱えたり、経済的な理由で将来の選択肢を自ら狭めている割合が高いなど、困難な状況にあります。

このような中、令和2（2020）年3月には国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が改定され、母子・父子自立支援員等の専門性の向上による相談体制の強化やこどもの生活指導や学力向上に向けた支援の拡充など、ひとり親家庭とひとり親家庭で育つ子供への支援体制の強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）
- (2) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条

3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実【領域Ⅲ柱3（1）】

- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。
- ・ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。
- ・ ひとり親家庭が相談したい時にいつでも相談できるよう、センターでは、夜間・土日の電話相談やAIやSNS等のICTを活用した相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ・ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。

(2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実【領域Ⅲ柱3（2）】

- ・ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。
- ・ 市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標 (R11)
成果	養育費を受け取っている人の割合	28.3% (R6)	39.9%
成果	面会交流を実施している人の割合	34.7% (R6)	49.8%
参考	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数	6,846件 (R5)	8,031件
参考	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	90件 (R5)	150件
参考	年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合	小5の子供のいる 世帯：47.6% 中2の子供のいる 世帯：46.9% (R5)	小5の子供のいる 世帯：37.0% 中2の子供のいる 世帯：36.4% (R10)
参考	子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0% (R5)	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10)
成果	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%
参考	ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数	6市 (R5)	23市町

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果（R6（2024）年県実施）

1 相談窓口等の認知度と利用状況

■ 市区町窓口の認知度と利用状況

	回答数	知っている		知らない		無回答	
		利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない		
全体	件数	597	240	91	165	85	16
	%	100.0	40.2	15.2	27.6	14.2	2.7
母子家庭	件数	436	183	69	116	57	11
	%	100.0	42.0	15.8	26.6	13.1	2.5
父子家庭	件数	161	57	22	49	28	5
	%	100.0	35.4	13.7	30.4	17.4	3.1

■ 県ひとり親家庭サポートセンター又は広島市母子家庭等就業・自立支援センターの認知度と利用状況

	回答数	知っている		知らない		無回答	
		利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない		
全体	件数	597	116	137	191	121	32
	%	100.0	19.4	22.9	32.0	20.3	5.4
母子家庭	件数	436	95	103	134	85	19
	%	100.0	21.8	23.6	30.7	19.5	4.4
父子家庭	件数	161	21	34	57	36	13
	%	100.0	13.0	21.1	35.4	22.4	8.1

■ AIを活用したひとり親家庭相談システム（AIチャットポッド）の認知度と利用状況

	回答数	知っている		知らない		無回答	
		利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない		
全体	件数	597	13	76	265	210	33
	%	100.0	2.2	12.7	44.4	35.2	5.5
母子家庭	件数	436	9	58	196	151	22
	%	100.0	2.1	13.3	45.0	34.6	5.0
父子家庭	件数	161	4	18	69	59	11
	%	100.0	2.5	11.2	42.9	36.6	6.8

2 公的制度の認知度と利用状況

■ 児童扶養手当の認知度と利用状況

	回答数	知っている		知らない		無回答	
		利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない		
全体	件数	597	570	7	12	2	6
	%	100.0	95.5	1.2	2.0	0.3	1.0
母子家庭	件数	436	423	3	7	1	2
	%	100.0	97.0	0.7	1.6	0.2	0.5
父子家庭	件数	161	147	4	5	1	4
	%	100.0	91.3	2.5	3.1	0.6	2.5

■ 高等職業訓練訓練促進給付金事業の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	48	168	210	122	49
	%	100.0	8.0	28.1	35.2	20.4	8.2
母子家庭	件数	436	45	131	150	83	27
	%	100.0	10.3	30.0	34.4	19.0	6.2
父子家庭	件数	161	3	37	60	39	22
	%	100.0	1.9	23.0	37.3	24.2	13.7

■ ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	597	22	143	232	158	42
	%	100.0	3.7	24.0	38.9	26.5	7.0
母子家庭	件数	436	17	113	166	114	26
	%	100.0	3.9	25.9	38.1	26.1	6.0
父子家庭	件数	161	5	30	66	44	16
	%	100.0	3.1	18.6	41.0	27.3	9.9

3 養育費の受給状況と取り決め状況

■ 養育費の受給状況

		回答数	現在も受けている	受けたことがあるが、現在は受けていない	受けたことがない	無回答
全体	件数	568	161	54	340	13
	%	100.0	28.3	9.5	59.9	2.3
母子家庭	件数	421	148	48	218	7
	%	100.0	35.2	11.4	51.8	1.7
父子家庭	件数	147	13	6	122	6
	%	100.0	8.8	4.1	83.0	4.1

■ 養育費の取り決め状況

		回答数	取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答
全体	件数	568	251	301	16
	%	100.0	44.2	53.0	2.8
母子家庭	件数	421	213	200	8
	%	100.0	50.6	47.5	1.9
父子家庭	件数	147	38	101	8
	%	100.0	25.9	68.7	5.4

■ 取り決めをしていない理由

		回答数	相手に支払う意思・能力がないと思ったから	相手と関わりたくないから	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから	自分の収入等で経済的に問題ないから	その他（無回答含む）
全体	件数	301	126	86	22	16	51
	%	100.0	41.9	28.6	7.3	5.3	16.9
母子家庭	件数	200	81	61	19	5	34
	%	100.0	40.5	30.5	9.5	2.5	17.0
父子家庭	件数	101	45	25	3	11	17
	%	100.0	44.6	24.8	3.0	10.9	16.8

4 面会交流の実施状況取り決め状況と実施状況

■ 面会交流の実施状況

		回答数	現在、面会交流を行っている	過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない	面会交流を行ったことがない	無回答
全体	件数	568	197	107	238	26
	%	100.0	34.7	18.8	41.9	4.6
母子家庭	件数	421	132	84	189	16
	%	100.0	31.4	20.0	44.9	3.8
父子家庭	件数	147	65	23	49	10
	%	100.0	44.2	15.6	33.3	6.8

■ 面会交流の取り決め状況

		回答数	取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答
全体	件数	568	193	357	18
	%	100.0	34.0	62.9	3.2
母子家庭	件数	421	142	269	10
	%	100.0	33.7	63.9	2.4
父子家庭	件数	147	51	88	8
	%	100.0	34.7	59.9	5.4

■ 取り決めをしていない理由

		回答数	相手と関わりたくないから	取り決めをしなくても交流できるから	相手が面会交流を希望していないから	相手が養育費を支払わない又は支払えないから	子供が会いたがらないから	取り決めの交渉が煩わしいから	面会交流をすることが子供のためにならないと思うから	その他(無回答含む)
全体	件数	357	86	88	65	23	18	12	12	53
	%	100.0	24.1	24.6	18.2	6.4	5.0	3.4	3.4	14.8
母子家庭	件数	269	65	58	56	17	13	8	6	46
	%	100.0	24.2	21.6	20.8	6.3	4.8	3.0	2.2	17.1
父子家庭	件数	88	21	30	9	6	5	4	6	7
	%	100.0	23.9	34.1	10.2	6.8	5.7	4.5	6.8	8.0

5 就業状況

■ 雇用形態等

		回答数	正規職員、自営業、家族従事者	派遣社員、パート・アルバイト等	不就業	無回答、その他
全体	件数	597	353	200	35	9
	%	100.0	59.1	33.5	5.9	1.5
母子家庭	件数	436	227	180	23	6
	%	100.0	52.1	41.3	5.3	1.4
父子家庭	件数	161	126	20	12	3
	%	100.0	78.3	12.4	7.5	1.9

■ 不就業中のひとり親の就職希望の有無

		回答数	就職したい		就職は考えていない	無回答
			求職中	求職中でない		
全体	件数	35	14	17	4	0
	%	100.0	40.0	48.6	11.4	-
母子家庭	件数	23	9	13	1	0
	%	100.0	39.1	56.5	4.3	-
父子家庭	件数	12	5	4	3	0
	%	100.0	41.7	33.3	25.0	-

■ 不就業中で就職希望があるが就職していない（できない）理由

		回答数	病気（病弱）で働けない	その他	無回答
全体	件数	17	14	3	0
	%	100.0	82.4	17.6	-
母子家庭	件数	13	10	3	0
	%	100.0	76.9	23.1	-
父子家庭	件数	4	4	0	0
	%	100.0	100.0	-	-

6 子供の学力・進路

■ 学力全般の状況（小学校、中学校、高等学校・高等専門学校）

		回答数	良好・まあまあ良好	普通	遅れている・かなり遅れている	把握していない	無回答
全体	件数	744	227	200	153	4	160
	%	100.0	30.5	26.9	20.6	0.5	21.5
母子家庭	件数	516	156	132	111	4	113
	%	100.0	30.2	25.6	21.6	0.8	21.9
父子家庭	件数	228	71	68	42	0	47
	%	100.0	31.1	29.8	18.5	-	20.6

■ 子供に希望する進路（中学卒業後）

		回答数	中学卒業後、就職	高校卒業後、就職	高校卒業後、進学	考えていない	無回答
全体	件数	507	4	120	282	92	9
	%	100.0	0.8	23.7	55.6	18.1	1.8
母子家庭	件数	363	3	76	215	63	6
	%	100.0	0.8	20.9	59.2	17.4	1.7
父子家庭	件数	144	1	44	67	29	3
	%	100.0	0.7	30.6	46.5	20.1	2.1

■ 子供の進路について考え始めた時期

		回答数	小学校低学年	小学校高学年	中1	中2	中3	高校・高専入学後	考えていない	無回答
全体	件数	507	119	94	52	42	68	34	81	17
	%	100.0	23.5	18.5	10.3	8.3	13.4	6.7	16.0	3.4
母子家庭	件数	363	89	69	33	27	53	21	58	13
	%	100.0	24.5	19.0	9.1	7.4	14.6	5.8	16.0	3.6
父子家庭	件数	144	30	25	19	15	15	13	23	4
	%	100.0	20.8	17.4	13.2	10.4	10.4	9.0	16.0	2.8

■ 高等学校の修学支援制度の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	247	9	227	6	18
	%	100.0	48.7	1.8	44.8	1.2	3.6
母子家庭	件数	363	185	6	155	5	12
	%	100.0	51.0	1.7	42.7	1.4	3.3
父子家庭	件数	144	62	3	72	1	6
	%	100.0	43.1	2.1	50.0	0.7	4.2

■ 大学（高等教育）の修学支援制度の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	104	33	313	24	33
	%	100.0	20.5	6.5	61.7	4.7	6.5
母子家庭	件数	363	87	23	223	15	15
	%	100.0	24.0	6.3	61.4	4.1	4.1
父子家庭	件数	144	17	10	90	9	18
	%	100.0	11.8	6.9	62.5	6.3	12.5

■ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）の認知度と利用状況

		回答数	知っている		知らない		無回答
			利用中（したことがある、する予定）	利用したことがない、する予定がない	今後、利用したい	利用したくない	
全体	件数	507	67	104	225	90	21
	%	100.0	13.2	20.5	44.4	17.8	4.1
母子家庭	件数	363	52	84	148	65	14
	%	100.0	14.3	23.1	40.8	17.9	3.9
父子家庭	件数	144	15	20	77	25	7
	%	100.0	10.4	13.9	53.5	17.4	4.9

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

- 領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成**
- 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進**
- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立
- 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり**
- 柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備**
- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
 - (2) 結婚を希望する人への支援
 - (3) 不妊治療等支援体制の充実
- 柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実**
- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
 - (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
 - (3) 周産期・小児医療体制の確保
- 柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実**
- (1) 子供のこころのケアの充実
 - (2) 子供の性被害への対策の充実
 - (3) 不登校の子供への支援
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) ひきこもり支援等の充実
 - (6) 子供の居場所づくりの推進
- 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備**
- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
 - (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
 - (3) 放課後児童クラブの充実
 - (4) 共育での推進
- 柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保**
- (1) みんなで子育て応援の推進
 - (2) 子育て住環境の整備
 - (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (4) 子供の防災の取組の推進
 - (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
 - (6) 子供の交通安全の取組の推進
- 領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援**
- 柱1 児童虐待防止対策の充実**
- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
 - (2) 市町の機能強化の支援
 - (3) 県こども家庭センターの機能強化
- 柱2 社会的養育の充実・強化**
- (1) 里親等委託の推進
 - (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
 - (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
- 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進**
- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
 - (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
- 柱4 障害のある子供等への支援**
- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
 - (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
 - (3) 教員の専門性の向上
 - (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」
体系

- 1 ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- 2 ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

指標一覧

施策の柱		構成要素		成果指標	参考指標	指標の設定趣旨
領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成						
1	乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	(1)	乳幼児期の教育・保育の充実	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	—	子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
			家庭教育を支援する環境の整備	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	—	子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(1)	主体的な学びを促す教育活動の推進	「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小学校）	—	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（中学校）	—	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（高等学校）	—	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				各高等学校で設定した育成すべき資質・能力を身に付けた生徒の割合	—	各高等学校において、「主体的な学び」を促す教育活動の実践を通して、生徒に主体的な学びの定着が図られることにより、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。
				外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合	—	外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。
		(2)	生徒指導及び教育相談体制の充実	いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	—	認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定した。
				不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	—	近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくりなどを進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていけることが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
				中途退学率（公立高等学校）	—	学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
82.2% (R5)	80.0%	80.0%	—	—	—	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
82.2% (R5)	80.0%	80.0%	—	—	—	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
72.9% (R5)	77.0%	78.0%	79.0%	79.5%	80.0%	県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」
65.9% (R5)	76.0%	78.0%	79.0%	79.5%	80.0%	県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」
68.8% (R5)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査
64.8% (R5)	66.0%	68.0%	70.0%	72.0%	74.0%	県教育委員会高校教育指導課調べ
72.0% (R5)	74.7%	—	—	—	—	県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査
71.1% (R5)	83.7%	—	—	—	—	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
56.3% (R5)	53.3%	—	—	—	—	県教育委員会個別最適な学び担当調べ
1.2% (R5)	0.8%	—	—	—	—	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨	
			参考指標	
領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成				
2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(3) キャリア教育の推進	将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合(高)	—	生徒が、学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、自身の職業意識や自らの生き方などについて主体的に考えることが、社会的・職業的自立につながるとして、指標として設定した。
		(4) 学びのセーフティネットの構築	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合(小学校)	—
	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合(中学校)		—	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定した。
	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)【再掲】		—	近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくりなどを進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
	中途退学率(公立高等学校)【再掲】		—	学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】		—	子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
	(5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立	県内児童(小学6年生)の朝食欠食率	—	幼少期から規則正しい食事、睡眠をとる習慣を身に付けることが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定した。
		県内児童(小学6年生)で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合	—	幼少期から規則正しい食事、睡眠をとる習慣を身に付けることが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定した。
		運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合(公立中学校第2学年男子)	—	生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。
		運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合(公立中学校第2学年女子)	—	生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
72.0% (R5)	75.0%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	県教育委員会高校教育指導課調べ
13.8% (R5)	11.0%	11.0%	10.5%	10.0%	10.0%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
22.2% (R5)	15.5%	14.0%	13.0%	12.0%	10.0%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
56.3% (R5)	53.3%	—	—	—	—	県教育委員会個別最適な学び担当調べ
1.2% (R5)	0.8%	—	—	—	—	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
82.2% (R5)	80.0%	80.0%	—	—	—	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
6.4% (R6)	6.1%	5.8%	5.5%	5.2%	4.9%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
83.6% (R6)	83.8%	84.2%	84.7%	85.3%	85.7%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
9.8% (R5)	5.0%	—	—	—	—	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」
21.4% (R5)	10.0%	—	—	—	—	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
					参考指標	
領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成						
2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(5)	子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立	—	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を通して、子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の割合	う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	12歳児でう蝕がない人の割合	う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合	歯肉に炎症を有する人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
1	就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備	(1)	将来を見通せる経済的基盤づくり	希望の子供数を持っていない人の割合	—	県民の結婚、妊娠、出産の希望の実現を阻む様々な課題への総合的な対策を実施することが、希望の子供数を持つことにつながると考えられることから、指標として設定した。
				—	行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率	若い世代が将来のライフデザインを描けるよう、結婚や妊娠・出産、子育てなどのライフステージに応じた各種の経済的支援制度を見える化を行うため、各種制度の認知率を参考指標として設定した。
				—	男性の育児休業取得率	男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(2)	結婚を希望する人への支援	結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合	—	支援制度の周知や、様々な体験の機会を提供することが、結婚や子育てにポジティブなイメージを持つことにつながると考えられることから、指標として設定した。
				—	こいのわ出会いサポートセンター会員数	こいのわ出会いサポートセンターは、多様な主体による出会いの場の創出を支援する取組を行っており、その活用を促進することが、結婚を望む若者の希望の実現の後押しとなると考えられることから、参考指標として設定した。
		(3)	不妊治療等支援体制の充実	不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率	—	不妊検査・不妊治療の助成事業を知ってもらうことが、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を開始する後押しとなり、また、経済的負担を理由に治療を断念したり選択肢を狭めたりすることなく不妊治療を継続することにもつながると考えられることから、指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
12.4回 (R5)	現在の高水準を維持する	現在の高水準を維持する	現在の高水準を維持する	現在の高水準を維持する	現在の高水準を維持する	広島県「広島県県民健康意識調査」
2.7% (R3)	—	—	—	—	0%	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
77.4% (R4)	—	—	—	—	90%以上	文部科学省「学校保健統計調査」
2.8% (R4)	—	—	—	—	1%以下	文部科学省「学校保健統計調査」
31.1% (R5)	31.1%	31.1%	30.0%	29.0%	28.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」
72.7% (R5)	72.7%	72.7%	72.7%	75.0%	80.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」
46.2% (R5)	50.0%	57.0%	64.0%	71.0%	78.0%	広島県「広島県職場環境実態調査」
—	令和7年度調査予定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	県子供未来応援課調べ
16,950人 (R5)	17,973人	18,484人	18,995人	19,507人	20,018人	県子供未来応援課調べ
68.9% (R5)	68.9%	68.9%	70.0%	75.0%	80.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
					参考指標	
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
2	妊娠期からの見守り・支援の充実	(1)	妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	—	ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定した。
				—	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	子育て家庭が自分の住む地域でいつでも相談でき、必要な情報や解決に向けた支援を受けることができる環境が、子育て家庭の不安解消につながると考えられることから参考指標として設定した。
				—	ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	ネウボラの基本型を実施している市町が増えることにより、安心して、妊娠、出産、子育てができる者が増加することにつながると思われことから参考指標として設定した。
		(2)	妊産婦支援・母子保健等の推進	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】	—	ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定した。
				—	産婦健康診査(1回目)受診率	すべての産婦が産婦健康診査を受診することで、フォローが必要な産婦を抽出し、早期に必要な支援を行うことにより、安心して妊娠、出産ができると思うことにつながると思われことから、参考指標として設定した。
				—	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた物の割合	不安の高まりやすい産後に、助産師・保健師等によるケアを十分に受けることができることにより、安心した子育てにつながると思われことから、参考指標として設定した。
				—	新生児聴覚スクリーニング検査で要精密となった児の精密検査受診率	要精密となった児が精密検査を受診し、医療機関や関係機関に確実につながることで、早期に適切な支援を受けられると思われことから、参考指標として設定した。
		(3)	周産期・小児医療体制の確保	周産期死亡率(出産1,000対)	—	周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下とすることが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると思われことから、指標として設定した。
				小児死亡率(15歳未満)(小児人口1,000対)	—	周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下とすることが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると思われことから、指標として設定した。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
72.5% (R5)	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	82.0%	県子供未来応援課調べ
71.0% (R5)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	厚生労働省「健やか親子21(第2次)」
17市町 (R5)	20市町	22市町	22市町	22市町	23市町	県子供未来応援課調べ
72.5% (R5)	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	82.0%	県子供未来応援課調べ
91.1% (R5)	92.0%	94.0%	96.0%	98.0%	100%	県子供未来応援課調べ
84.1% (R5)	85.5%	87.0%	88.5%	90.0%	92.0%	厚生労働省「健やか親子21(第2次)」
95.0% (R4)	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100%	こども家庭庁「母子保健事業の実施状況等について」
3.2 (全国3.3) (R元-R5)	直近5年間の 平均値が 現状値未満	直近5年間の 平均値が 現状値未満	直近5年間の 平均値が 現状値未満	直近5年間の 平均値が 現状値未満	直近5年間の 平均値が 現状値未満	厚生労働省「人口動態調査」
0.16 (全国0.18) (R元-R5)	直近5年間の 平均値を全国 平均値以下で維持	直近5年間の 平均値を全国 平均値以下で維持	直近5年間の 平均値を全国 平均値以下で維持	直近5年間の 平均値を全国 平均値以下で維持	直近5年間の 平均値を全国 平均値以下で維持	厚生労働省「人口動態調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
3	子供の悩みに対する支援・居場所の充実	(1)	子供の心のケアの充実	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると思われることから、指標として設定した。
				悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学2年生）	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると思われることから、指標として設定した。
				—	「こころのライン相談@広島県」の若年層(40歳未満)相談件数	子供・若者がこころの相談窓口とつながっていることが、一人で悩みを抱え込まない環境整備につながる事から、参考指標として設定した。
				—	いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】	認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると思われることから、参考指標として設定した。
		(2)	子供の性被害への対策の充実	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると思われることから、指標として設定した。
				悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学2年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると思われることから、指標として設定した。
				—	子供の性被害者数（児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計）	子供や保護者が性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ力を身に付けること等により、子供の性被害者数の減少を図ることが重要であるため、参考指標として設定した。
				—	「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合	早期の被害の軽減・回復につながるよう、被害を抱え込まずに相談できる組織があることを事前に知っておくことが必要と考えられるため、参考指標として設定した。
		(3)	不登校の子供への支援	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	—	近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくりなどを進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
		(4)	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーについて知っている人の割合	—	ヤングケアラーは表面化しづらい特徴があることから、地域等の中で「気づき」・「寄り添い」・「支える」ことにつながるには、まずは、関係者をはじめ全ての人にヤングケアラーの認知や理解が広がることが必要であると考えられるため。指標として設定した。
				—	ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	ヤングケアラーの早期発見と適切な支援には、身近な市町域ごとに、理解促進と支援の仕組づくりが展開されることが必要かつ重要であると考えられるため、参考指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
4.8% (R5)	—	—	—	2.4%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
7.3% (R5)	—	—	—	3.6%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
1,921人/年 (R3)	—	—	3,700人以上/年	—	—	県疾病対策課調べ
71.1% (R5)	83.7%	—	—	—	—	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
4.8% (R5)	—	—	—	2.4%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
7.3% (R5)	—	—	—	3.6%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
84人 (R5)	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	県警察本部「犯罪統計」
13.7% (R5)	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	県県民活動課調べ
56.3% (R5)	53.3%	—	—	—	—	県教育委員会個別最適な学び担当調べ
37.0% (R6)	44.0%	50.0%	57.0%	63.0%	70.0%	県地域共生社会推進課調べ
13市町 (R5)	17市町	20市町	23市町	23市町	23市町	県地域共生社会推進課調べ

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
					参考指標	
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
3	子供の悩みに対する支援・居場所の充実	(5)	ひきこもり支援等の充実	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
				悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学2年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
				—	若者交流館利用者の就職等決定者数	若年無業者（ニート）の職業的自立に向けて、本人やその家族へ支援を行い、就職に結びつくことが、若年無業者（ニート）の職業的自立につながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(6)	子供の居場所づくりの推進	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
				悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学2年生）【再掲】	—	困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
				—	地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数）	子供・若者の多様なニーズに応じた多様な居場所が創られることが、子供たちの安心感や、不安や悩みを抱えた際の生きやすさにつながると考えられることから参考指標として設定した。
4	多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	(1)	子育てを応援する職場環境の整備	男性の育児休業取得率	—	男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定した。
		(2)	質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	保育所の待機児童数（4/1時点）	—	保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定した。
				「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	—	子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
				—	就業保育士数	就業保育士数が増えることが、保育所の待機児童数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。
—	認定こども園の設置数	認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟に子供を受け入れる施設であり、認定こども園が増えることで保護者が安心して子育てができていますと実感することができると考えられることから、参考指標として設定した。				

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
4.8% (R5)	—	—	—	2.4%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
7.3% (R5)	—	—	—	3.6%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
176人 (R5)	160人	160人	169人	160人	160人	県雇用労働政策課調べ
4.8% (R5)	—	—	—	2.4%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
7.3% (R5)	—	—	—	3.6%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
—	令和7年度調査予定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	調査結果を踏まえ設定	県子供未来応援課調べ
46.2% (R5)	50.0%	57.0%	64.0%	71.0%	78.0%	広島県「広島県職場環境実態調査」
0人 (R6)	0人	0人	0人	0人	0人	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」
82.2% (R5)	80.0%	80.0%	—	—	—	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実にに関する調査」
14,580人 (R5.10)	14,576人	14,349人	14,193人	14,017人	13,879人	厚生労働省「社会福祉施設等調査」
263施設 (R6)	279施設	295施設	302施設	304施設	307施設	内閣府「認定こども園に関する調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
					参考指標	
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
4	多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備	(3)	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの低学年待機児童数(10/1時点)	—	放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	放課後児童支援員認定資格研修受講者数(単年)	放課後児童支援員認定資格研修受講者が増加することが、放課後児童支援員の有資格率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(4)	共育での推進	家事・育児を頑張っている男性の割合(パートナーによる評価)	—	家庭内の状況は様々であり、夫婦が互いに納得して家事・育児の分担をすることが重要であるため、パートナーからの評価での「家事・育児を頑張っている男性の割合」が上昇することが、女性の負担軽減や「共育で」の意識の定着状況を表すと考えられることから、指標として設定した。
				—	男性の家事・育児関連時間 ※社会生活基本調査のうち、「6歳未満の子供がいる世帯」で「子供と夫婦からなる世帯」	男性の家事・育児関連時間の増加が、「共育で」の定着につながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	協力し合って家事・育児をしている割合 ※乳幼児健診問診票のうち「お子さんのお母さんとお父さん(パートナー)は協力し合って家事・育児をしていますか」で「そう思う」の割合(R6から新設)	家事・育児の協力している割合が高いほど、「共育で」が定着している状況にあると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	—	—
5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(1)	みんなで子育て応援の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	地域子育て支援拠点数	地域子育て支援拠点の施設数が増えることで、育児相談や親子の交流、子育てに関する情報提供が活発となり子育ての孤立化や育児不安が解消されると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	イクちゃんサービス登録店舗数	イクちゃんサービスの登録店舗数が増えることにより、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	イクちゃんサービス認知度	イクちゃんサービスの認知度が高まることにより、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感する子育て家庭が増えることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	Kids☆めるまが会員数	Kids☆めるまが会員数が増えることにより、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感する子育て家庭が増えることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
21人 (R6)	0人	0人	0人	0人	0人	厚生労働省「放課後児童健全育成事業調査」
391人 (R5)	394人	394人	394人	394人	394人	県安心保育推進課調べ
43.1% (R5)	60.0%	60.0%	60.0%	65.0%	70.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」
101分/日 (R3調査)	—	150分/日 (R8調査)	—	—	200分/日 (R13調査)	総務省「社会生活基本調査」
R6 県内実績が判明次第記載 (R7 秋頃予定)	R6 全国実績を踏まえて設定 (R8.1 頃予定)	乳幼児健診問診票				
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
176 (R5)	180	182	183	184	185	広島県「市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査」
6,757店舗 (R5)	6,957店舗	7,057店舗	7,157店舗	7,257店舗	7,357店舗	県子供未来応援課調べ
65.1% (R5)	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%	県子供未来応援課調べ
53,865名 (R5)	61,366名	65,117名	68,868名	72,618名	76,369名	県子供未来応援課調べ

施策の柱	構成要素	成果指標	参考指標	指標の設定趣旨		
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(2)	子育て住環境の整備	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。	
				—	子育てスマイルマンションの供給戸数(累計)	子育てスマイルマンションの供給戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(3)	子供と子育てにやさしいまちづくりの促進	—	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	低床バス導入率	低床バスの導入が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	旅客施設のバリアフリー化率	旅客施設のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。
	—			うち鉄軌道駅のバリアフリー化率	鉄軌道駅のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	—			都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	都市公園の園路・広場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	—			都市公園の便所のバリアフリー化率	都市公園の便所のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	—			都市公園の駐車場のバリアフリー化率	都市公園の駐車場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	—	望まない受動喫煙の機会を有する人の割合の減少	平成30(2018)年7月に「健康増進法」が改正され、受動喫煙防止対策が強化された。本県においても子供を守る観点から学校や児童福祉施設等に上乘せ規制を実施したことから、この指標が子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。			

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
2,805戸 (R5)	3,120戸	3,240戸	3,360戸	3,480戸	3,500戸	県住宅課調べ
513戸 (R5)	553戸	573戸	593戸	613戸	633戸	県住宅課調べ
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
94.0% (R4)	98.5%	100%	100%	100%	100%	中国運輸局調べ
87.6% (R4)	96.9%	100%	100%	100%	100%	中国運輸局調べ
86.8% (R4)	96.7%	100%	100%	100%	100%	国土交通省「都道府県別駅のバリアフリー化状況」
48.5% (R4)	49.1%	49.4%	49.6%	49.8%	50.0%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
27.9% (R4)	28.8%	29.1%	29.4%	29.7%	30.0%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
54.5% (R4)	60.3%	62.2%	64.1%	66.1%	68.0%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
29.5% (R5)	—	—	—	—	望まない受動喫煙のない社会の実現 (R17)	広島県「広島県県民健康意識調査」

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨			
			参考指標			
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり						
5	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(4)	子供の防災の取組の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率	災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率が増加することが、子供たちが災害の危険に際して主体的に判断し、適切に行動する力を身につけることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(5)	子供の防犯・非行防止の取組の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	刑法犯認知件数(全体)	子供を取り巻く社会において「犯罪のないまちづくり」の取組が行われ、子供や保護者、その他県民が被害者となる犯罪が減少し、県民生活の安全が確保されることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、参考指標として設定した。
				—	刑法犯少年の再犯者率(触法少年を含む)	次代を担う少年の健全育成のためには、非行等を犯した少年に対する立ち直り支援による再非行防止が重要であることから、参考指標として設定した。
				—	フィルタリング利用率(スマートフォン)	子供がインターネットを適正に利用し、SNS等に起因するトラブルや被害に遭わないために、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリングの利用は有効な手段であることから、参考指標として設定した。
		(6)	子供の交通安全の取組の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	—	地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				—	交通事故死者数(全体)	交通事故死者数(全体)の減少は、子育て世代が地域の中で落ち着いた気持ちで過ごせると感じる割合に結び付くものと考えられることから、参考指標として設定した。
				—	交通事故重傷者数(全体)	交通事故重傷者数(全体)の減少は、子育て世代が地域の中で落ち着いた気持ちで過ごせると感じる割合に結び付くものと考えられることから、参考指標として設定した。
				—	子供(18歳以下)が関係する交通事故重傷者数	子供(18歳以下)が関係する交通事故重傷者数の減少が、交通事故から自分自身を守ることができる力を身につけた結果の指標と考えられることから、これを設定した。
				—	子供(18歳以下)が関係する交通事故発生件数	子供(18歳以下)が関係する交通事故発生件数の減少が、交通事故から自分自身を守ることができる力を身につけた結果の指標と考えられることから、これを設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
97.0% (R5)	100%	—	—	—	—	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
14,188件 (R5)	次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7未策定予定)の指標に準じて設定	次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7未策定予定)の指標に準じて設定	次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7未策定予定)の指標に準じて設定	次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7未策定予定)の指標に準じて設定	次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7未策定予定)の指標に準じて設定	県警察本部「犯罪統計」
20.7% (R2-R5 平均値)	R2~R6 平均値を踏まえて設定	県警察本部「犯罪統計」				
30.5% (R5)	34.5%	38.5%	42.5%	46.5%	50.0%	県県民活動課調べ
76.3% (R5)	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	80.0%	県子供未来応援課調べ
78人 (R5)	60人以下	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	県警察本部「交通事故統計」
826人 (R5)	700人以下	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	第12次交通安全計画に基づく	県警察本部「交通事故統計」
72人 (R5)	70人以下	70人以下	70人以下	70人以下	70人以下	70人以下
477件 (R5)	400件以下	400件以下	400件以下	400件以下	400件以下	400件以下

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨		
			参考指標		
Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援					
1 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進	体罰等によらない子育てをしている親の割合	—	体罰等によらない子育てをしている親の割合が増加することは、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為に対する理解が深まっていることを表し、そうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定した。	
		要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	—	支援対象者の課題の解決のための支援方針となるサポートプランが作成され、それに沿って支援されているということは、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施していると考えられることから、指標として設定した。	
			—	全ての子どもや妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	市町こども家庭センターの設置が増えることが、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の強化につながると考えられることから参考指標として設定した。
	(3) 県こども家庭センターの機能強化	県内で児童虐待により死亡した子供の人数	—	今後も児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことが重要と考えられるため、指標として設定した。	
		児童虐待により長期の親子分離が必要なケース	—	長期の親子分離を必要とするケースの減少は、児童虐待の早期発見・早期対応や親子関係の再構築によって、虐待の重症化の防止が図られていることを表すと考えられるため、指標として設定した。	
		—	開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数（定員）	一時保護専用施設の設置か所数（定員）が増加することが、安全確保の必要性が低い子供が、開放的な環境において保護を受けることができることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
2 社会的養育の充実・強化	(1) 里親等委託の推進	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	—	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。	
		—	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置個所数	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置個所数が増えれば、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
		—	里親マッチング率（里親委託児童数／里親数）	里親数の増加とともに、マッチング率を上げることが、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	(2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	—	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護が必要な子供ができるだけ家庭養育に近い環境で、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。	
		社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	—	社会的養護のもとで生活する子供の高校卒業後の進学率を、県平均の水準に近づけることは、個々の状況に応じた支援によって、一般家庭で養育されている子供と同様に、希望する進路を選べる状態になっていると考えられることから、指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
82.6% (R2~R5 平均)	84.2%	84.9%	85.7%	86.5%	87.3%	厚生労働省「母子保健課調査」
令和7(2025)年 6月調査予定	調査結果を 踏まえ設定	前年比増	前年比増	前年比増	100%	県こども家庭課調べ
16市町 (R6)	19市町	21市町	23市町	23市町	23市町	県こども家庭課調べ
0人 (R5)	0人	0人	0人	0人	0人	県こども家庭課調べ
69件 (R2~R5 平均)	65件	63件	61件	59件	57件	県こども家庭課調べ
2か所 (12人) (R6)	2か所 (12人)	2か所 (12人)	4か所 (24人)	4か所 (24人)	4か所 (24人)	県こども家庭課調べ
20.0% (R5)	23.2%	25.7%	28.3%	31.6%	37.0%	厚生労働省「福祉行政報告例」
302世帯 6か所 (R5)	332世帯 6か所	347世帯 7か所	362世帯 7か所	377世帯 8か所	393世帯 9か所	厚生労働省「福祉行政報告例」
35.1% (R5)	36.4%	36.9%	39.5%	41.6%	44.3%	厚生労働省「福祉行政報告例」
14.5% (R5)	15.2%	19.2%	24.8%	28.8	38.8%	県こども家庭課調べ
53.1% (R5)	58.1%	60.6%	63.2%	65.8%	68.4%	厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援						
2	社会的養育の充実・強化	(3)	社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	—	児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	圏域や地域の児童人口に配慮し児童自立生活援助事業実施事業者が増えることが児童養護施設を退所した児童などの自立支援の充実につながると考えられることから、参考指標として設定した。
3	ひとり親家庭の自立支援の推進	(1)	ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実	養育費を受け取っている人の割合	—	養育費を受け取っている人の割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定した。
				面会交流を実施している人の割合	—	面会交流を実施している割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定した。
				—	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数	身近な窓口である市町の母子・父子自立支援員に対する相談件数が増加することが、ひとり親家庭が孤立せず必要な支援を受けられることにつながる事から、参考指標として設定した。
				—	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	広島県ひとり親家庭サポートセンターへの相談件数が増加することが、市町と連携した継続的な支援につながる事から、参考指標として設定した。
				—	年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合	ひとり親家庭の経済的困窮の改善状況を測るため、参考指標として設定した。
				—	子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	ひとり親家庭が、地域の中で孤立しないための体制の構築状況を測るため、参考指標として設定した。
(2)	ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）	—	ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定した。		
		—	ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数	県内多くの市町で学習支援等の取組がひろがっていくことで、ひとり親家庭の子供が、自らの希望する進路に向けて意欲的に取り組むことができるようになると考えられることから、指標として設定した。		
4	障害のある子供等への支援	(1)	地域における重層的な支援体制の構築	在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数	—	介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定した。
				発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数	—	発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数は、地域の実情に応じて相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの結果であり、初診前・初診時の早期かつ適切な支援につながることも期待できると考えられることから、指標として設定しました。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
8人 (R6)	18人	22人	26人	30人	34人	県こども家庭課調べ
28.3% (R6)	—	—	—	—	39.9%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」
34.7% (R6)	—	—	—	—	49.8%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」
6,846件 (R5)	7,243件	7,440件	7,637件	7,834件	8,031件	県こども家庭課調べ
90件 (R5)	110件	120件	130件	140件	150件	県こども家庭課調べ
小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9% (R5)	—	—	—	小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0% (R5)	—	—	—	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7%	—	広島県「子供の生活に関する実態調査」
80.6% (R2～R6 平均)	81.3%	82.0%	82.6%	83.3%	84.0%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」
6市 (R5)	7市町	10市町	14市町	18市町	23市町	県こども家庭課調べ
67人 (R5)	87人	88人	89人	90人	91人	県障害者支援課調べ
8市町 (R5)	11市町	14市町	17市町	20市町	23市町	県障害者支援課調べ

施策の柱	構成要素	成果指標	参考指標		指標の設定趣旨	
Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援						
4 障害のある子供等への支援	(1) 地域における重層的な支援体制の構築	—	児童発達支援センターの設置市町数	—	児童発達支援センターが設置されることが、障害児及びその家族が身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けられることにつながることから、参考指標として設定した。	
		—	発達障害の初診待機期間が1か月以上かつ、待機期間中に必要な支援につがっていない方の人数（推計値）	—	発達障害に係る3か月以上の初診待機者が減少することは、発達障害の早期把握、早期支援を推進するため、各地域で相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であると考えられる。また、待機期間が2～3か月を超えると、「長すぎる」と感じる保護者の割合が大幅に増加することから、参考指標として設定した。	
	(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	個別の教育支援計画作成率（公立幼稚園等）	—	—	—	個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画作成率（公立小学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画作成率（公立中学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画作成率（公立高等学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画活用率（公立小学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画活用率（公立中学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の教育支援計画活用率（公立高等学校）	—	—	—	個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられることから、指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
12市町 (R5)	17市町	22市町	22市町	22市町	22市町	県障害者支援課調べ
950人 (R5)	760人	570人	380人	190人	0人	県障害者支援課調べ
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
99.2% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
97.0% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
83.1% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨	
			参考指標	
Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援				
4 障害のある子供等への支援	(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	個別の指導計画作成率 (公立幼稚園等)	—	個別の指導計画の作成率100%を維持することが、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の指導計画作成率 (公立小学校)	—	個別の指導計画の作成率100%を維持することが、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の指導計画作成率 (公立中学校)	—	個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		個別の指導計画作成率 (公立高等学校)	—	個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。
	(3) 教員の専門性の向上	特別支援学校教諭免許状保有率(小・中学校通級による指導の担当教員)	—	教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
		特別支援学校教諭免許状保有率(小・中学校特別支援学級担任)	—	教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
		特別支援学校教諭免許状保有率(特別支援学校教員)	—	教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
	(4) 特別支援学校における教育の充実	特別支援学校高等部(本科)における就職希望者の内、就職した者の割合	—	特別支援学校高等部(本科)卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定した。
		—	就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合	卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得することが、就職後においてもあきらめず、チャレンジする力を育むことにつながると考えられることから、参考指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
48.4% (R5)	88.0%	92.0%	96.0%	100%	—	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
27.4% (R5)	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	—	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
86.4% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
100% (R5)	100%	100%	100%	100%	—	文部科学省「学校基本調査」
71.7% (R5)	79.0%	86.0%	93.0%	100%	—	県教育委員会特別支援教育課調べ

広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和6年3月現在

所属団体・役職	氏名	審議会	計画部会
広島大学 名誉教授	朝倉 淳		—
広島県PTA連合会 副会長	生田 真紀		
広島大学 副学長(ダイバーシティ担当)	石田 洋子	会長	部会長
比治山大学現代文化学部 准教授	大里 弘美		
一般社団法人広島県医師会 常任理事	大田 敏之		
広島県市長会 府中市長	小野 申人		—
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 代表理事	片元 彰		—
広島県国公立幼稚園・こども園連盟 会長	木村 みゆき		—
特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事	新谷 耕平		—
広島県児童養護施設協議会 副会長	高井 竜司		
広島県町村会 海田町長	竹野内 啓佑		—
広島都市学園大学子ども教育学科 教授	竹林地 毅		
広島県商工会連合会 事務局長	遠山 哲美		—
福山市立大学教育学部	野口 啓示		—
安田女子短期大学保育科 教授	橋本 信子		—
国際医療福祉大学看護学科 教授	日高 陵好		—
広島県学童保育連絡協議会 児童館館長	平松 ゆう子		
広島県保育連盟連合会 副会長	三須 朋子		
一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部副支部長	山竹 紀子		
広島県高等学校長協会 会長	山田 哲也		
公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長	山中 隆司		
家庭教育支援チーム「くすのき」 代表	米田 珠美		—

(計 22 名、50 音順、敬称略)

広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和6年8月現在

所属団体・役職	氏名	審議会	計画部会
広島大学 名誉教授	朝倉 淳		—
広島県PTA連合会 副会長	生田 真紀		
一般社団法人広島県医師会 常任理事	石川 暢恒		
広島大学 副学長(ダイバーシティ担当)	石田 洋子	会長	部会長
比治山大学現代文化学部 准教授	大里 弘美		
広島県市長会 府中市長	小野 申人		—
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 代表理事	片元 彰		—
広島県国公立幼稚園・こども園連盟 会長	木村 みゆき		—
特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事	新谷 耕平		—
広島県児童養護施設協議会 副会長	高井 竜司		
広島都市学園大学子ども教育学科 教授	竹林地 毅		
広島県商工会連合会 事務局長	遠山 哲美		—
福山市立大学教育学部	野口 啓示		—
安田女子短期大学保育科 教授	橋本 信子		—
国際医療福祉大学看護学科 教授	日高 陵好		—
広島県学童保育連絡協議会 児童館館長	平松 ゆう子		
広島県保育連盟連合会 副会長	三須 朋子		
広島県町村会 北広島町長	箕野 博司		—
広島県高等学校長協会 会長	山垣内 雅彦		
一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部副支部長	山竹 紀子		
公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長	山中 隆司		
家庭教育支援チーム「くすのき」 代表	米田 珠美		—

(計 22 名、50 音順、敬称略)

広島県子ども・子育て審議会の審議日程

区分	開催日	主な内容
審議会 R5 第1回	令和6年3月27日	・策定の方向性 ・計画部会の設置
計画部会 R5 第1回	令和6年3月27日	・部会長代理の選任 ・計画部会の進め方
計画部会 R6 第1回	令和6年8月1日	骨子案の審議
審議会 R6 第1回	令和6年8月9日	骨子案の審議
計画部会 R6 第2回	令和6年11月7日	素案の審議
審議会 R6 第2回	令和6年11月14日	素案の審議

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

区分	内容
①実施期間	令和7年1月30日～2月28日
②公表場所	県庁行政情報コーナー、県庁健康福祉局子供未来応援課、 県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課） 県ホームページ
③募集した意見	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」（仮称）素案について
④意見の提出方法	郵便、ファックス、電子メール
⑤募集意見の件数	234件（68名）

広島県議会での審議

日程	委員会名	内容
令和6年4月19日	生活福祉保健委員会	次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の策定方針について
令和6年5月17日	人口減少対策・こども政策推進特別委員会	次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の策定方針について
令和6年9月12日	生活福祉保健委員会	次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について
令和6年10月23日	人口減少対策・こども政策推進特別委員会	次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について
令和6年12月13日	生活福祉保健委員会	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について
令和7年1月29日	人口減少対策・こども政策推進特別委員会	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について
令和7年2月17日	人口減少対策・こども政策推進特別委員会 （集中審議）	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について

用語解説

あ

- ▶ ICT（アイシーティー）
情報通信技術。Information and Communication Technology の略。
- ▶ 愛着
養育者と子の間の根本的、基本的な絆。
- ▶ アセスメント
利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。
- ▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン
子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示すとともに、県の施策の方向性と取組内容を具体化したもの（平成29（2017）年2月策定、令和4年3月に第2期プランを策定）。
- ▶ アドボケイト
権利表明が困難な子供や高齢者、障害者等、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること（あるいは、代弁・擁護する者）

い

- ▶ 育児休業取得率
原則1歳に満たない子を養育している従業員のうち、育児休業を取得した人の割合。
- ▶ イクちゃんネット
妊娠・出産・子育てに関する行政上の手続、急なケガや事故・病気等のいざというときの対応、親子で参加できるイベント情報、子育て家庭がうれしいサービスを提供する店舗等、子育てに関する様々な情報を掲載したポータルサイト。

▶ 5つの力

本県の乳幼児期の子供たちに、主体的な遊びや生活を通して育みたい力のこと。

〔「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、
「やりぬく力」、「人とかかわる力」〕

▶ 医療型短期入所

自宅において重症心身障害児等の介護を行う者が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害児等を病院等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援。

▶ 医療的ケア

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為。

う

- ▶ う蝕
いわゆる「虫歯」のこと。

え

- ▶ AI（エーアイ）
コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。
- ▶ ADHD（エーディーエイチディー）
注意欠陥多動性障害。注意持続の欠如もしくは、その子供の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。
- ▶ SNS（エヌエヌエス）
登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト。Social Networking Service の略。
- ▶ NICU（エヌアイシーユー）
新生児集中治療室（低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室）。Neonatal Intensive Care Unit の略。

▶ 園・所等

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）・認可外保育施設等。

▶ 延長保育

保育所、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業。

お

▶ オトモボリス

犯罪発生情報や不審者情報、交通事故発生情報や特殊詐欺関連情報をお知らせするほか、防犯ブザー機能や現在地送信機能等の防犯に関する機能を備えた広島県警察が運用するアプリ。

正式名称は、広島県警察安全安心アプリ「オトモボリス」。

▶ オレンジ（子供の権利）ノート

児童養護施設に入所する児童等に配付して、自らの権利が守られることや、困った時には助けを求めることができることなどを説明するための冊子。

▶ 「親の力」をまなびあう学習プログラム

広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）。

か

▶ 学齢期

学校に就学して教育を受けることが適切であるとされる時期。満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）。

▶ 家庭支援事業

子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充するため、令和6年4月から新たに市町村の事業として創設された、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」に既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業。

▶ 家庭養育優先原則

子供の養育に当たっては、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という子供の基本的なニーズを満たすことの重要性等から、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。

国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養育縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合には子供ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成28（2016）年児童福祉法の改正により示された。

▶ カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

き

▶ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

▶ 休日夜間急患センター

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために市町が設置している医療施設。

▶ 救命救急センター

重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として知事が指定する医療施設。県内では8施設が指定されている。

▶ 協働的な学び

子供一人一人のよい点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働して行う学び。

く

▶ グローバル・マインド

地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観。

け

▶ 刑法犯認知件数

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律等に規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数。

▶ 県子ども家庭センター

児童相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する県の相談支援機関。県内に3か所（西部、東部、北部）設置。

こ

▶ こいのわボランティア

広島県が認定する結婚支援ボランティア。

▶ こいのわ出会いサポートセンター

結婚を希望する若者を支援するため、広島県が支援する公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営する結婚支援センター。

▶ 合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

▶ 校内教育支援センター

（スペシャルサポートルーム）

不登校等の児童生徒が落ち着いて、自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の空き教室等を活用して設置した部屋。

▶ 子育て応援イクちゃんサービス

企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭、妊婦向けに提供するサービス。親子で出かけやすい環境づくりを目指して、県と公益財団法人ひろしまこども夢財団が普及を図っている。

▶ 子育てスマイルマンション認定制度

マンションの住戸内・共用部等の「ハード仕様」、子育て支援サービス提供等の「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定し、情報発信する制度。

▶ （都道府県）こども計画

こども基本法の第10条第1項により、都道府県が定めるよう努めるものとされている計画。都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県における子供施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。

▶ 子供、児童、若者

子供、児童や若者の定義は法律や事業によって異なる場合があるが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、子供が若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「概ね30歳未満」を目安としている。

▶ （都道府県）子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法の第62条第1項により、都道府県が定める計画。都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

▶ 子供食堂

地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）

▶ こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため策定された計画であり、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子供に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

▶ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育てを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付。

▶ こどもまんなか

すべての子供や若者たちが幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今とこれからにとって最も良いことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

▶ 子ども・若者支援協議会

不登校、ひきこもり、ニート、非行等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対し、適切に組み合わせた支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき地方公共団体が設置する、関係機関等による協議会。広島県では、県の協議会を設置している。

▶ 個別最適な学び

子供の学習進度や興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することにより、子供が自ら調整しながら学習を進めていく学び。

▶ 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。

▶ 個別の指導計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。

さ

▶ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型がある。

▶ 里親支援センター

里親のリクルート、研修、児童とのマッチング、委託中における養育への支援及び委託措置解除後の支援といった、里親支援事業を行うほか、里親と養育される児童並びに里親になろうとする者について、相談その他の援助を行う施設。

▶ 産後ケア

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行うこと。産後に心身の不調や育児不安がある人、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない方及び新生児等を対象に、宿泊、デイサービス、アウトリーチ等により市町が提供するサービス。

▶ 産婦健康診査

出産後の母親に対し、産後2週頃と4週頃の計2回行う健康診査。産後は身体的・精神的に不安定であり、心身の状況及び精神状況のアセスメントを行うことで、早期支援につなげることを目的とする。

し

▶ 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項により、都道府県が策定することができる計画。都道府県は行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子供の養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

▶ 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。幼稚園や保育所の多くでは、以前から、自然環境を活用した体験活動を日々の教育や保育に取り入れる取組が行われており、近年では、自然との触れ合いを大切に「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。

▶ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

▶ 児童家庭支援センター

児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。

▶ 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない義務。すべての人に通告義務がある。

▶ 児童自立支援施設

不良行為や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童を入所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、退所した者に対し相談やその他の援助を行う施設。

▶ 児童自立生活援助事業

義務教育終了後、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、共同生活を営む住居等において、社会的自立の促進のため、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事業。住居等としては、自立援助ホームのほか、児童養護施設や里親の居宅等がある。

▶ 児童心理司

児童相談所に配置が義務づけられている児童心理の専門職。子供、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子供、保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもしれないと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

▶ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

▶ 児童福祉司

児童相談所に配置が義務づけられている児童福祉の専門職。子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な調査、社会診断、支援・指導、関係調整等を行う。

▶ 児童福祉審議会

児童福祉等に関する事項を調査審議するため、都道府県が設置する附属機関（市町村も設置可能）。本県では、広島県社会福祉審議会児童福祉分科会が該当する。

▶ 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対する手当制度。

▶ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、環境上養護が必要な児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対し相談や自立のための援助を行う施設。

▶ 姉妹校等交流

姉妹校提携を結んでいる海外の学校やそれに準ずる学校と交流を行うこと。海外姉妹校の生徒を広島に招いたり、修学旅行や留学等で海外姉妹校を訪問するなどの交流を行っている。

▶ 市町こども家庭センター

市町が設置する児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児および幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う施設。

▶ 社会的養育

社会が子供の養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子供を対象として支援を行う考え方を表したもの。「社会的養護」のみならず、市町が行う地域子育て支援拠点事業等の地域における子育て支援施策全般も含まれる。

▶ 社会的養護

保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

▶ 社会的養護経験者等

里親等や施設への委託・措置を解除された者やそれ以外の者で児童自立生活援助事業が必要な者、そして、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等。

▶ 社会的養護自立支援拠点事業所

社会的養護経験者等が相互の交流を行い、情報の提供、相談、助言、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業所。

▶ 周産期

妊娠後期（妊娠 22 週）から新生児早期（生後 7 日未満）の期間。

▶ 周産期母子医療センター

周産期に係る高度な医療を対象とした医療施設で高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターと比較的周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センターとがある。

▶ 主体的な学び

学習者基点の能動的な深い学び

▶ 受動喫煙

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。

▶ 少年サポートセンター

少年の非行防止や立ち直り支援等に関し、関係機関・団体と連携した活動を行う拠点として、少年に関する相談への対応や各種体験活動・学習支援等を行う機関。

▶ 情報リテラシー

情報化社会で情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力。

▶ ショートステイ

保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として 7 日以内）。

▶ ジョブサポートティーチャー

就職支援教員。県内特別支援学校の就職支援の取組の一環として、次の業務を行う者。

- ① 就業体験や・職場実習の受入先・求人企業 の開拓
- ② ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携
- ③ 担任・進路指導主事等との連携
- ④ 校内研修会等の講師
- ⑤ 生徒への面接指導
- ⑥ 就業体験・職場体験における生徒の支援

▶ 自立援助ホーム

児童自立生活援助事業のひとつで、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、社会的自立を促進するため、これらの者が共同生活を営む住居。

す

▶ スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理又は福祉の専門性を有する人材に対して、より高度な専門性からの助言や支援を行う人材。

▶ スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

▶ スクールサポーター

生徒指導上の課題を抱える学校に赴き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭補導活動の少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。

▶ スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

せ

▶ 性被害ワンストップセンターひろしま

性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口。

▶ 全国学力・学習状況調査

全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国が平成19（2007）年度から実施している調査。教科に関する調査（国語、算数・数学等）と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査がある。

そ

▶ ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策。

▶ ゾーン30 プラス

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる更新を図るため、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ランプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせ交通の向上を図る生活道路対策。

た

▶ 待機児童

保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。

▶ 体罰

身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）。ただし、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為（道に飛び出しそうな子供の手をつかむなど）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子供に暴力を振るうのを制止するなど）等は、体罰には該当しない。

▶ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

▶ 探究的な学び

子供自身が自分で問いを設定し、その問題を解決するために情報を収集・分析し、意見を交換したり協働したりしながら進めていく学び。

ち

▶ 地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所等、様々な場所で、行政やNPO法人等が担い手となっている。

▶ 地域子ども・子育て支援事業

市町が地域の子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供し、子育て相談をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図るための事業。

つ

▶ 通級による指導

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。

て

▶ DX（ディーエックス）

デジタルトランスフォーメーション。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

▶ 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の児のこと。

▶ DV（ディーブイ）

配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）。Domestic Violenceの略。※配偶者には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含む。また、元配偶者等も含む。

▶ デジタルイノベーション

IoTの進化によって、生活の中ではあらゆるモノやコト、ビジネス面では商品やサービス、それらを企画・開発・製造する工程や販売、流通やマーケティング、さらには消費者の体験、これらのバリューチェーンの隅々にまでデジタルを適用すること。

▶ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の総称。

と

▶ 特別支援学級

特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障害のある子供の教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

▶ 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

▶ 特別支援学校技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して広島県が開発した認定資格に基づく検定。清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工の5分野で実施。

▶ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

▶ 特別養子縁組

子供の福祉の増進を図るために、養子となる子供の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

▶ 共育て

家庭内で夫婦（パートナー同士）が協力し合って家事、育児に取り組むこと。

に

▶ 二次保健医療圏

地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要なとされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のうち、保健医療の基本的単位のこと。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」がある。

▶ 乳児院

乳児を入院させて、これを養育するとともに、退院した者に対し相談その他の援助を行う施設。

▶ 乳幼児期

乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児…満1歳未満の者、幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。

▶ 乳幼児教育支援センター

平成30（2018）年4月に広島県教育委員会事務局内に設置された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点となる部署。

▶ 乳幼児健康診査

市町が、乳幼児の健康状態や発達状況を確認するために行う健康診査。1歳6か月児及び3歳児を対象とした健康診査は法律で定められており、法定健診ともいう。

▶ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、幼保連携型は平成27（2015）年4月から「学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設」として新たに位置づけられた。

▶ 妊孕性

妊娠するために必要な能力のことであり、生殖器や性功能等、男女両方に関わる。

の

▶ ノンステップバス

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを概ね 30 cm以下とし、乗降口に段差をなくしたバス。

は

▶ パーマネンシー保障

親による養育が困難な場合、子供の成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方。

▶ ハイリスク妊娠・分娩

母体又は胎児・新生児におけるリスクの高い妊娠及び分娩。

▶ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

ひ

▶ PDCA（ピーディーシーイー）サイクル

生産技術における品質管理等の継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

▶ 病児保育

地域の児童を対象に、その児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が保育する事業及び保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かる事業。

▶ 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター

新生児聴覚検査の結果等について、システムを活用して関係機関と共有・連携を行い、対象者に確実なフォローを行う。また、新生児聴覚検査に関する普及啓発等も行っている。

▶ 広島県性と健康の相談センター

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導、プレコンセプションケアの実施等、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行っている。

▶ 広島県地域医療支援センター

都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられており、広島県では、（公財）広島県地域保健医療推進機構内に設置されている。（県委託事業）臨床研修医の確保、県内外医師への就業あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援等、医師の確保と定着促進に係る各種取組を進めている。

▶ 広島県不妊専門相談センター

広島県性と健康の相談センターの一部であり、不妊や不育に悩む者等を対象に、不妊・不育に関する相談指導、不妊治療等に関する情報提供を行っている。

▶ 広島県保育士人材バンク

保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。

▶ 広島県学びの基盤に関する調査

学力に大きな課題がある児童の減少を目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握するため、小学校第2学年を調査対象として開発した、教科の学習の基盤となる「言葉、語彙」、「数、形、量」、「思考力、推論力」に関する調査。

▶ ひろしま自然保育認証制度

自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、県独自の基準により認証する制度（幼稚園、保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設等も、認証の対象）。

▶ ひろしまネウボラ

子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。

▶ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

広島から、ユニコーン企業のように、企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標とした広島県の取組のこと。

※ユニコーン企業とは、創業10年以内で企業価値10億ドル以上の非上場のベンチャー企業。

ふ

▶ ファシリテート

人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していくこと。

▶ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

▶ ファミリーホーム

保護者のない子供又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子供を、里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に迎え入れ、子供の自立を支援する事業（または、その事業をおこなう住居）。子供の定員は6人までで、養育者には資格要件がある。

▶ フィルタリング

一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWeb等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。

▶ フォスタリング

里親の広報、リクルートやアセスメント、里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、子供を委託中の里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子供にとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

▶ フリースクール

主に不登校等の児童生徒を対象として、相談や学習機会、安心して過ごせる居場所の提供等を行う、民間施設やNPO等。

▶ プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組のこと。

ほ

▶ 放課後子供教室

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業。

▶ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。

▶ 放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、子供の健康管理、安全確保、自主性、社会性、創造性を培う遊びや体験活動等、放課後児童クラブに通う子供への育成・支援を行う者。保育士や社会福祉士等の資格を持ち、都道府県等が指定した「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

▶ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所した者に対し相談や援助を行う施設。

▶ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭等の修学資金・就学支度資金等の資金需要に対する貸付制度。

▶ 母子・父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

▶ ポピュレーションアプローチ

「集団全体への働きかけ」であり、母子保健・子育て支援分野においては全ての子育て家庭を対象とした予防的支援（働きかけ）。

ま

▶ 学びの変革

知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。

▶ 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情等に関わらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として実施される方策・制度。

▶ マネジメントサイクル

児童生徒の体力等を分析した上で、実態に応じた目標設定及び取組方針を策定するとともに、その成果を評価・検証し、次に生かすなど、「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」による仮説・検証型プロセスを循環させるフレームワーク。

み

▶ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。

め

▶ 面会交流

離婚後に子供が非同居親と行う面会。

よ

▶ 養育費

離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用。

▶ 幼児教育アドバイザー

乳幼児教育支援センター等に配置され、園・所等を訪問して、その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等の支援に従事する専門職員。

▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償となる制度。

▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

▶ 幼保小連携・接続

園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていくこと。

ら

▶ ライフデザイン

自身が「将来どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、自分の生き方の構想を描くこと。

り

▶ リクルート

人員の募集。求人。

▶ リトルベビーハンドブック

小さく生まれた赤ちゃんとその家族のための母子健康手帳のサブブックとして、広島県が作成したもの。

※本県における子供の表記について

原則「子供」と表記しているが、法律や全国一律の制度等に「こども」「子ども」が使用されている場合はそのとおりに表記している。